

(仮称)プラザノース整備事業

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答

平成16年8月4日

さいたま市

- ・ 平成16年6月30日から平成16年7月7日までに受け付けた、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答を、実施方針に関する質問・意見、要求水準書(案)に関する質問・意見の順に示しています。
- ・ 質問及び意見の内容は、質問・意見者の記載のとおり転載しています。
- ・ この回答は現時点の考えを示したものであり、最終的には平成17年1月の公表を予定している入札説明書等において確定します。

目次

- 1 実施方針に関する質問及び質問への回答…………… 1
- 2 実施方針に関する意見及び意見への回答……………29
- 3 要求水準書(案)に関する質問及び質問への回答……………33
- 4 要求水準書(案)に関する意見及び意見への回答……………87

実施方針に関する質問及び質問への回答

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1	1	(4)	ア	事業方式	<p>本事業はBTO方式ということで、竣工後、市に施設所有権が移転されますが、不動産取得税については事業者には課税されない、との理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、もし課税される場合、市の負担として頂くのが、妥当だと存じますが、市のお考えをご教示下さい。</p> <p>(いずれにしても事業者の工夫で不可避の公租公課については、入札者間で不公平が生じないような手当てを希望致します。)</p>	<p>不動産取得税は、家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われた日において家屋の取得がなされたものと見なし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者として見なしてこれに課税されるものです。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業において、選定事業者が設立した特別目的会社が当該事業により新築された家屋の所有権を原始的に取得し、かつ、未使用のまま6か月以内に市へ譲渡した場合、市が家屋の取得者として見なされ、当該特別目的会社にかかる不動産取得税は発生しないこととなります。なお、ここで言う「使用」には、工事完了検査目的での一時的な使用は含まれないものと解されます。また、特別目的会社が新築された家屋の所有権を原始的に取得するかどうかは発注形態により異なりますので、所轄の県税事務所にご確認ください。</p>
2	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	<p>指定管理者の管理期間は、PFI事業期間と同じ15年と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
3	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	<p>指定管理者として条例で定められるSPCの責務については、あらかじめ、事業契約に全て記述されると考えてよいですか。</p>	<p>入札説明書と同時に公表する予定の特定事業契約書(案)において示します。</p>
4	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	<p>「本事業を実施する特別目的会社(SPC)を指定管理者とする。」と有りますが、運営業務のところ、既存財団とのグループ構成は可能なのでしょうか。</p> <p>また、不可能であれば本件に関する財団の位置づけをどのように考えれば良いのでしょうか。</p>	<p>市が設置する施設の管理運営を受託している財団法人を構成員または協力企業とすることは、不可とします。本事業に関する当該財団法人の位置づけは、本施設の運営業務において、市の同種施設との連携協力を行う相手方となります。</p>
5	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	<p>本事業を指定管理者とした管理の基準・業務の範囲をご教示下さい。</p>	<p>要求水準書(案)にすべて盛り込まれているとお考えください。</p>
6	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	<p>「指定管理者」として指定する予定、とあるが指定されない場合もあるということでしょうか。</p>	<p>議会の承認が得られなかった場合などが考えられます。</p>
7	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	<p>「指定管理者」として指定する予定」とありますが、いつの時点で決定、公表して頂けますか。入札説明書公表から参加表明書提出まで短期間ですので、早い段階での公表をお願いします。</p>	<p>「指定管理者」としての指定は、議会において承認を受けた時点となります。</p>

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
8	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	指定管理者としてSPCを指定するとされていますが、一方で施設の収入は市のものですので、この指定の狙いは何でしょうか。 また、図書館がはずされたのはどうしてですか。	市では、使用料の収受の如何に関わらず、運営業務全般を委託する公の施設においては指定管理者制度を導入する予定です。 図書館は、運営業務全般を民間事業者へ委託するわけではないためです。
9	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	ウ施設概要等(イ)施設の位置づけにおいて、図書館のみ、SPCを指定管理者の指定から除外している理由をご教示下さい。	図書館は、運営業務全般を民間事業者へ委託するわけではないためです。
10	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	図書館を指定管理者制度の対象外とした根拠について御教示ください。	図書館は、運営業務全般を民間事業者へ委託するわけではないためです。
11	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	図書館を除く公の施設に関して指定管理者制度を用いるとありますが、本施設における使用料の決定権と使用料の帰属先が市にあるという方針と、同制度における民間事業者への管理運営権限委譲という考えとの整合性について、現段階でのご見解をお聞かせください。	市では、使用料の収受の如何に関わらず、運営業務全般を委託する公の施設においては指定管理者制度を導入する予定です。使用料の決定権と使用料の帰属先が市にあるという方針と、同制度における民間事業者への管理運営権限委譲という考えに不整合があるとは考えておりません。
12	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	図書館を除く施設について、SPCを「指定管理者」として指定する予定である、とありますが、4頁-f運営業務には「図書館に関すること」が含まれております。SPCの事業範囲として図書館の運用・管理を行うのでしょうか。それとも別の機関が運営を行い一部の業務を委託するのでしょうか。	SPCは、要求水準書に示す市との役割分担に基づき、図書館の維持管理・運営業務を行ってください。
13	2	第1	1	(4)	ウ	(イ)施設の位置づけ	施設の位置づけにおいて、「図書館を除く施設をSPCを指定管理者と指定する。」とありますが、複合施設において特定の機能施設のみ管理者を除くことに伴う諸問題については、市がリスク分担頂けると考えてよろしいでしょうか。	特定の機能施設のみ管理者を除くことについて、問題があるとは考えていません。
14	3	第1	1	(4)	ウ	(I)本施設におけるサービス提供の基本的な方針	駐車場は、「外構施設」として整備とありますが、地下駐車場としての整備は不可ということでしょうか。	不可とはしていません。
15	3	第1	1	(4)	ウ	(I)本施設におけるサービス提供の基本的な方針	駐車場は、本施設利用者が有料で利用できるとありますが、外構部分で本施設利用者以外にも本施設利用者用駐車場とは別に有料駐車場事業をSPCが行うことは可能でしょうか。	SPCが駐車場利用料金を収受する駐車場の設置・運営はできません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
16	3	第1	1	(4)	ウ	(オ)事業の対象となる業務範囲	土壌調査及び、土壌改良工事等は市が行うものと考えてよろしいでしょうか。	土壌調査についてはすでに実施済みですが、場外搬出土について、新たに必要となる可能性があります。土壌汚染等に伴う改良工事は必要ありません。
17	3	第1	1	(4)	ウ	(オ)事業の対象となる業務範囲	備品等整備業務において、貴市が用意される備品整備については、貴市が設置業務全般を行うものと考えてよろしいでしょうか。	備品等設置業務において、新規に設置する備品等に関しては事業者が設置業務全般を行ってください。現北区役所から本施設への備品等の移設業務については市が行います。
18	4	第1	1	(4)	ウ	(オ)事業の対象となる業務範囲	維持管理業務の(j)として修繕業務とありますが、これには大規模修繕は含まないとの理解でよろしいでしょうか。要求水準書(案)P73の11修繕業務の(1)業務の目的の部分に「ここでいう修繕は大規模修繕を除く部分修繕を含む全ての修繕をいう。」との記載がありますが、念のためご教示下さい。	ご理解のとおりです。
19	4	第1	1	(4)	ウ	(オ)事業の対象となる業務範囲	業務の範囲に関しまして大規模修繕業務の記載がありませんが、大規模修繕業務は事業者の行う業務の対象外と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
20	4	第1	1	(4)	ウ	(オ)事業の対象となる業務範囲 (キ)事業者の収入	(e)に自主事業及び共催事業とありますが、どのようなものを想定されてますでしょうか。また、事業者側にて行う事業の費用及び収入は貴市又は事業者のどちらになるのでしょうか。	事業者が主体的に行う事業は、本施設のコンセプトに合った魅力向上に寄与する事業とし、事業者の提案に委ねます。当該事業は独立採算とし、採算が取れると判断するものを行ってください。なお、共催事業については入札説明書等において示します。
21	4	第1	1	(4)	ウ	(カ)施設使用料等	「本施設の使用料については、市が定める。」とありますが、いつまでに定め、開示いただけるのでしょうか。要求水準書(参考)に示された、プラザイーストの各室の使用料と同等と考えてよろしいでしょうか。	本施設の使用料は施設供用開始までに条例において定め、開示します。料金水準について、現時点では同等と考えています。
22	4	第1	1	(4)	ウ	(カ)施設使用料等	施設使用料等の収入は市の収入となるということなので、水光熱費や消耗品等の施設利用と比例して増加するような変動コストは市の負担と考えて宜しいでしょうか。	民間収益施設・民間収益事業に係るものを除き、光熱水費は市が別途負担します。その他の変動コスト負担については、入札説明書等において示します。
23	4	第1	1	(4)	ウ	(カ)施設使用料等	公共料金の支払いはさいたま市ですか。	民間収益施設・民間収益事業に係るものを除き、光熱水費は市が別途負担します。
24	4	第1	1	(4)	ウ	(カ)施設使用料等	駐車場の料金は、隣接民間施設と同じ料金設定とする必要があると考えておりますが、いかがお考えでしょうか。	本施設の使用料は、施設供用開始までに条例において定めます。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
25	4	第1	1	(4)	ウ	(カ)施設使用料等	駐車場は、指定管理者制度として事業者の独立採算ですか。	駐車場については、指定管理者制度の対象とし、事業者の独立採算とはなりません。
26	4	第1	1	(4)	ウ	(カ)施設使用料等	指定管理者の料金制度として独立採算になる訳では無いということですか。	ご質問のとおりです。
27	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	設計・建設業務に係る対価については「基本的に」割賦方式にて支払うとありますが、「基本的ではない」場合はどのように想定されていますか。	市への所有権移転時に市から事業者に対して一時金を支払う方式を併用する可能性もあります。なお、詳細は、入札説明書等において示します。
28	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	「市は設計・建設に係る対価について…基本的に割賦方式により事業者を支払う」との記載がありますが、「基本的に割賦」ということで「引渡時に一括払い」の可能性もあるとの理解でよろしいでしょうか。	市への所有権移転時に市から事業者に対して一時金を支払う方式を併用する可能性もあります。なお、詳細は、入札説明書等において示します。
29	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	支払いは割賦払いとありますが補助金等があるのでしたら、どのような種類で金額、貴市にたいする支払い時期及びそれに相当する分が貴市より事業者にいつ支払われるかご教示ください。	入札説明書等において示します。
30	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	設計・建設業務に係る対価については基本的に割賦方式とのことですが、金利は15年間の固定を想定されていますでしょうか、それとも一定期間ごとの金利見直しを考慮しているのでしょうか。	15年間の固定金利を想定しています。
31	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	割賦金利について、以下の点についてご教示下さい。基準金利。基準金利確定日。金利見直し時。	入札説明書等において示します。
32	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	「維持管理業務及び運営業務に係る対価については、「あらかじめ定める額」とのことですが、時代の流れにより事業期間中に求められる運営業務が変更になった場合においても、対価の変更は無いと考えてよろしいでしょうか。	市が事業期間中に運営業務の要求水準を変更することとした場合、対価の変更はあり得ますが、要求水準の範囲内で可能な利用者ニーズの変化への対応は行ってください。
33	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	運営業務の対価に関して、15年間の事業期間中の変化に対応するフレキシビリティは事業者に求められるのでしょうか。求められる場合、変更に対しては市から指示が出るのでしょうか、それとも事業者の自主判断により事業内容を変更していくべきなのでしょうか。	市が事業期間中に運営業務の要求水準を変更することとした場合、対価の変更はあり得ますが、要求水準の範囲内で可能な利用者ニーズの変化への対応は行ってください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
34	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	「運營業務及び維持管理業務に要する総費用を運営期間にわたって平準化した額を基本とする」とありますが、修繕更新にかかる費用までもを平準化すると、税務処理上の不整合が生じる可能性がありますので、この「基本とする」の意味は、修繕更新に係る費用の事業年度によるばらつきを考慮した支払いをしていただけないという理解でよろしいでしょうか。	修繕更新にかかる費用の支払方法については、入札説明書等において示します。
35	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	余剰容積を活用した民間収益施設を設ける場合、その床面積は19,500㎡以上19,650㎡以下に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
36	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	民間収益施設については面積と条件が示されておきませんが、P.17にある施設全体面積(19,650㎡以上19,650㎡以下)には含まれないと考えてよいでしょうか。	お考えのとおりです。
37	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	余剰容積は建ぺい率、容積率を最大限活用するものでよいのか、また、推奨施設、推奨事業はあるのでしょうか。	民間収益施設は建ぺい率、容積率を最大限活用することが可能です。施設内容については、要求水準書を満たす範囲で、本施設の魅力を高め、利用者の利便性向上やサービス向上に寄与するものとする必要がありますが、具体的な推奨施設、推奨事業はありません。
38	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	民間収益施設による民間収益事業の内容については、事業者側で自由に提案してもよろしいでしょうか。	施設内容については、要求水準書を満たす範囲で、本施設の魅力を高め、利用者の利便性向上やサービス向上に寄与するものとする必要がありますが、具体的な推奨施設、推奨事業はありません。なお、入札前に民間収益施設による民間収益事業の内容の適否について、事前に市が確認することを想定しています。
39	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	余剰容積を活用した民間収益施設を実施する場合の、施設の所有権、賃料に関しては、いかがお考えでしょうか。	入札説明書等において示します。
40	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	事業者が民間収益施設による民間収益事業を実施する場合、施設全体がBTOで市の所有物となっているので、当該施設部分を事業者は市から賃貸する必要があります。その賃貸は無償でなされるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
41	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	(a)の収益施設はどのようなものを想定されてますでしょうか。また、PFI事業の建物と分離又は合築のどちらでもよろしいのでしょうか。	施設内容については、要求水準書を満たす範囲で、本施設の魅力を高め、利用者の利便性向上やサービス向上に寄与するものとする必要がありますが、具体的な推奨施設、推奨事業はありません。なお、入札前に民間収益施設による民間収益事業の内容の適否について、事前に市が確認することを想定しています。
42	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	事業者が行う民間収益事業の収入は自らの収入とすることができますが、民間収益事業の収入を本事業の入札額に加える必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
43	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	その他の収入として、余剰容積を活用した民間収益事業の収入を自らの収入とすることができますが、事業者が民間収益事業を行う場合に得られる収入は、入札価格の算定時に、その他事業者にかかる費用から差し引く、いわゆるジョイントベンチャー方の事業方式という理解でよろしいでしょうか。	民間収益事業の収入を、その他事業者にかかる費用から差し引くことは考えていません。
44	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	<p>c - (a)において、余剰容積を活用した民間収益施設による民間収益事業を実施することが出来るとありますが、土地の賃料は事業者より徴収する予定でしょうか。また、徴収する場合、市の賃料の想定額をご教示下さい。(当該事業は、ブラザノースの価値を高めるために行うものと理解しておりますので、当該事業を行う土地の賃料は無料にして頂きたいと要望致します。)</p> <p>どのような考えで民間収益事業を実施することになったのかご教示下さい。</p> <p>民間収益事業に関して提案上の評価にどの程度反映させる予定でしょうか。</p> <p>c - (b)において、施設の利用者が市及び事業者が想定した基準を上回る場合、対価を増額して頂けるとのことですが、ここで記載されている基準について具体的にご教示下さい。(利用者数、利用料金等)</p> <p>民間収益施設について、事業終了時にはどのような措置を行うか市の考えをご教示下さい。(市が買い取るか、そのまま事業者が継続して使用するのか、または事業者が原状回復するのか等。事業終了時に事業者は当該施設を原状回復しなければいけない場合、原状回復費用も含めて当該施設にかかる費用をすべて事業期間中に回収しなければならなくなるため、事業者の当該事業を行う上での選択の幅を狭めることとなります。)</p>	<p>入札説明書等において示します。</p> <p>民間収益施設が本施設の魅力を高め、利用者の利便性向上やサービス向上に寄与することを期待しているためです。民間収益施設の提案に対する評価方法は、落札者決定基準において示します。</p> <p>入札説明書等において示します。</p> <p>入札説明書等において示します。</p>

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
45	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	(キ)事業者の収入（その他において、余剰容積を活用した民間収益施設による民間収益事業が可能となっていますが、「公の施設」の一部を使用し、飲食・物販施設などの民間収益事業を実施することは可能でしょうか。可能な場合、具体的な条件をご教示下さい。	可能と考えていますが、具体的な条件は入札説明書等において示します。
46	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	施設利用者数等について、現在貴市が想定されている基準数値等をご教示ください。	入札説明書等において示します。
47	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	「市及び事業者が想定した基準等」とは、具体的にいつの時点で、どのように想定するのでしょうか。応募の前提及び、将来合意される契約上の基準値になりますので、市が想定する利用者数をご教示ください。	入札説明書等において示します。
48	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	施設の利用者が市及び事業者が想定した基準値を上回る場合は対価を増額することがありますがどのようなケースを想定されており、基準はいつ頃出して頂けますか。	入札説明書等において示します。
49	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	「想定した基準等を上回る場合」との記載ありますが、「想定した基準」とは具体的にはどのように規定されるのでしょうか。又、その基準はいつ開示されるのでしょうか。	入札説明書等において示します。
50	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	「利用者が基準等を上回る場合は維持管理業務及び運営業務に係る対価を増額する」という具体的な仕組み・考え方をご教示下さい。	入札説明書等において示します。
51	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	施設利用者が市及び事業者が想定してより上回る場合とありますが、どの程度上回ったらという目安はありますか。ありましたらご教示ください。	入札説明書等において示します。
52	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	「施設の利用者が市及び事業者が想定した基準等を上回る場合、（中略）対価を増額することがある」とありますが、これは事業者に対するインセンティブの意味合いでしょうか、それとも費用増大に対する補填の意味合いでしょうか。	両方の意味合いを含んでいます。
53	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	施設の利用者が想定した基準を上回る場合の維持管理業務及び運営業務に係る対価の増額につき規定されていますが、基準を下回った場合の減額措置はないものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由による場合を除いて、ご理解のとおりです。
54	4	第1	1	(4)	ウ	(キ)事業者の収入	上記と同様に下回った場合の目安もご教示教示ください。	事業者の責めに帰すべき事由による場合を除いて、基準等を下回った場合に、対価を減額することは想定していません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
55	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	利用者数が想定した基準を下回ったことを理由に、対価を減額することはないと考えてよいですか。	事業者の責めに帰すべき事由による場合を除いて、基準等を下回った場合に、対価を減額することは想定していません。
56	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	維持管理業務及び運営業務に係る対価は、利用者数の減少によっては減額されないと考えてよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由による場合を除いて、基準等を下回った場合に、対価を減額することは想定していません。
57	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	要求水準未達によるサービス対価の減額に対し基準となるものが設定されるのでしょうか。設定される場合は公表は何時頃されるのでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の特定事業契約書(案)において示します。
58	4	第1	1	(4)	ウ	(※)事業者の収入	「維持管理料及び運営業務に係る対価の減額」の具体的な仕組み・考え方をご教示下さい。	入札説明書と同時に公表する予定の特定事業契約書(案)において示します。
59	7	第2	2	(1)	-	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	本施設は、様々な種類の施設を複合的に整備するものであり、回答内容を受けた検討は、コンソーシアム組成、参加表明の可否判断等において重要になることが考えられますので、入札説明書等に関する第一回質問回答の公表から参加表明受付までの期間を、できるだけ長期の検討期間をいただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。	ご意見として承ります。
60	9	第2	2	(2)	エ	実施方針に関する質問・意見への回答	特殊なノウハウ等に関する市が認めた質問・意見の回答は、公表しない旨の説明がありますが、事業者から回答を公表しないでほしいという要望ができるのでしょうか。今後、入札公告に関する質問・意見においては、事業者における提案内容の検討が進み、ノウハウに関わる質問・意見が多数予想されますが、いかがお考えでしょうか。	実施方針及び要求水準書(案)に対する質問・意見への回答については、すべて公表しています。入札説明書等に関する質問への回答については、民間収益施設及び民間収益事業の内容の適否に関する回答を除いて、すべて公表する予定です。
61	9	第2	3	(1)	ア	応募者の構成等	「応募者に含まれる企業を「構成員」という」とありますが、その「構成員」はSPCに出資することが条件の一つ、との理解でよろしいでしょうか。	構成員は、SPCに出資することを条件の一つとします。
62	9	第2	3	(1)	ア	応募者の構成等	「応募者に含まれる企業を「構成員」という」とあるので、「構成員」と一線を画す「協力企業」は応募者に含まれない、応募者として記載する必要がない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、図書館運営、音響設計又は舞台機構・舞台音響・舞台照明の施工に携わる協力企業については、企業名等を参加表明書提出時に明示してください。ただし、一業務を担う協力企業として、複数の候補企業を明示することは可能とします。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
63	9	第2	3	(1)	ア	応募者の構成等	「応募者に含まれる各企業を「構成員」という」とありますが、「応募者」とは(3)アにありますように「構成員と協力企業」で成り立つものと理解し、事業会社に出資をする企業を「構成員」と解釈してよろしいでしょうか。	応募者とは、構成員で成り立ち、協力企業は含まれません。また、構成員は、SPCに出資することを条件の一つとします。
64	9	第2	3	(1)	ア	応募者の構成等	「構成員が適切な役割を担う必要がある」とありますが、各業務に携わる者は必ず構成員である必要があるのででしょうか。	設計、建設、維持管理又は運営の各業務をSPCから受託し、又は請負う者は、必ず構成員(又は構成員同士のJV)である必要がありますが、設計、建設、維持管理又は運営の各業務をSPCから受託し、又は請負う構成員から、更に各業務の一部を受託し、又は請負う下請企業は、必ずしも構成員とする必要はありません(構成員としても構いません)。なお、構成員が担う役割は、設計、建設、維持管理又は運営の各業務に限定するものではありません。また、設計、建設、維持管理又は運営以外の業務をSPCから受託し、又は請負う者は、必ずしも構成員とする必要はありません。
65	9	第2	3	(1)	ア	応募者の構成等	「本業務の実施に関して各構成員が…役割を担う必要がある。」とありますが、「本業務」とは、P3.(オ)の「事業者が行う業務」と理解してよろしいでしょうか。もし、そうであれば、本業務に該当しない業務、例えば融資を行う金融機関等は、構成員にはなれないということでしょうか。	本業務の実施に関して構成員が担う役割は、設計、建設、維持管理又は運営の各業務に限定するものではありません。例として挙げられている融資を行う金融機関も構成員となることが可能です。
66	9	第2	3	(1)	ア	応募者の構成等	「本業務の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある」とありますがPFI事業において非常に重要な事業全体をマネジメントする業務を担う企業が構成員となることは可能でしょうか。	可能です。
67	9	第2	3	(1)	ア	応募者の構成等	財団法人などが、応募者となる事は、可能でしょうか。	市が設置する施設の管理運営を受託している財団法人を構成員または協力企業とすることは、不可とします。
68	9	第2	3	(1)	ア	応募者の構成等	市内に存在する財団法人が構成員若しくは協力企業として本事業に参画することは可能でしょうか。	市が設置する施設の管理運営を受託している財団法人を構成員または協力企業とすることは、不可とします。
69	12	第2	3	(4)	エ	運営に当てる企業	(財)さいたま市文化振興事業団などの公益法人等は構成員または協力企業となることが可能なのでしょうか。	市が設置する施設の管理運営を受託している財団法人を構成員または協力企業とすることは、不可とします。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
70	9	第2	3	(1)	イ	応募者の構成等	「協力企業」の変更も「構成員」同様に可能でしょうか。	参加表明書提出時に明示された図書館運営、音響設計、舞台機構・舞台音響・舞台照明の施工に携わる協力企業、並びに提案書に明示された協力企業については、構成員同様、原則として変更は認めません。変更を認める場合の条件等も、構成員と同じです。ただし、一業務を担う協力企業として、複数の候補を明示することは可能とします。
71	9	第2	3	(1)	イ	応募者の構成等	構成員の変更は原則として認められないとありますが、参加表明書提出以降、協力企業の変更は変更を認められているのでしょうか。	参加表明書提出時に明示された図書館運営、音響設計、舞台機構・舞台音響・舞台照明の施工に携わる協力企業、並びに提案書に明示された協力企業については、構成員同様、原則として変更は認めません。変更を認める場合の条件等も、構成員と同じです。ただし、一業務を担う協力企業として、複数の候補を明示することは可能とします。
72	9	第2	3	(1)	イ	応募者の構成員の変更	資格審査において落選したグループの構成員は、落選後に他グループの構成員になることは可能でしょうか。	他グループの構成員が実施方針 第2 3(1)イのただし書きに該当して変更する場合は、可能です。
73	10	第2	3	(2)	-	参加資格確認基準日	「代表企業が、特定事業契約締結日までに下記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格となる」とありますが、代表企業が、市の指名停止基準に基づく指名停止を参加資格確認基準日を過ぎてから受けた場合は、失格となるのでしょうか。	失格となります。
74	10	第2	3	(2)	-	参加資格確認基準日	代表企業が特定事業契約締結日までに参加資格要件を欠くような事態の場合は失格とありますが、代表企業及び協力企業の場合はその限りではない、との理解で宜しいでしょうか。	代表企業以外の構成員及び協力企業の場合は、その限りではありません。
75	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	応募者における構成員と協力企業の差異についてご教示ください。	構成員はSPCに出資することを条件の一つとしますが、協力企業は必ずしもSPCに出資する必要はありません。設計、建設、維持管理又は運営の各業務に当たる構成員には、個別の参加資格要件がありますが、協力企業には基本的要件以外の参加資格要件はありません。構成員は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできませんが、応募者の協力企業は、他の応募者の協力企業になることができます。なお、協力企業の定義を、「応募者の構成員以外の者で、事業開始後、SPC又は構成員から直接業務を受託又は請負うことを予定している者」に変更します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
76	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	「構成員」と「協力企業」の違いをお示し願います。SPCへの出資の有無、との理解でよろしいでしょうか。	構成員はSPCに出資することを条件の一つとしますが、協力企業は必ずしもSPCに出資する必要はありません。設計、建設、維持管理又は運営の各業務に当たる構成員には、個別の参加資格要件がありますが、協力企業には基本的要件以外の参加資格要件はありません。構成員は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできませんが、応募者の協力企業は、他の応募者の協力企業になることができます。なお、協力企業の定義を、「応募者の構成員以外の者で、事業開始後、SPC又は構成員から直接業務を受託又は請負うことを予定している者」に変更します。
77	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	構成員と協力企業の違いをご説明願います。SPCへの出資の有無による違いでしょうか。	構成員はSPCに出資することを条件の一つとしますが、協力企業は必ずしもSPCに出資する必要はありません。設計、建設、維持管理又は運営の各業務に当たる構成員には、個別の参加資格要件がありますが、協力企業には基本的要件以外の参加資格要件はありません。構成員は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできませんが、応募者の協力企業は、他の応募者の協力企業になることができます。なお、協力企業の定義を、「応募者の構成員以外の者で、事業開始後、SPC又は構成員から直接業務を受託又は請負うことを予定している者」に変更します。
78	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	「構成員」と「協力企業」の違いは、構成員はSPCに出資して他のグループの構成員になれず、協力企業はSPCに出資をせず他のグループの協力企業になれる、という理解で宜しいでしょうか。	構成員はSPCに出資することを条件の一つとしますが、協力企業は必ずしもSPCに出資する必要はありません。設計、建設、維持管理又は運営の各業務に当たる構成員には、個別の参加資格要件がありますが、協力企業には基本的要件以外の参加資格要件はありません。構成員は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできませんが、応募者の協力企業は、他の応募者の協力企業になることができます。なお、協力企業の定義を、「応募者の構成員以外の者で、事業開始後、SPC又は構成員から直接業務を受託又は請負うことを予定している者」に変更します。
79	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	エントリー(参加表明)の表記は、構成員の企業名のみでしょうか。それとも協力企業も明記するのをご教示下さい。	図書館運営、音響設計又は舞台機構・舞台音響・舞台照明の施工に携わる協力企業については、企業名等を参加表明書提出時に明示してください。ただし、一業務を担う協力企業として、複数の候補企業を明示することは可能とします。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
80	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	協力企業は複数の応募者に協力できると解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
81	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	協力企業に関しては複数の応募者への参加は可能なのでしょうか。	ご質問のとおりです。
82	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	協力会社は、複数のグループに参加できると考えてよいですか。また「イ その他」に示された4業務以外の業務についても、協力会社として参加する場合は、同様に他のグループにも参加できますか。	お考えのとおりです。「また」以降についても、ご質問のとおりです。
83	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	応募者は、同一業務(例えば音響設計業務)をSPCから受託する予定の協力企業を、候補者複数として提案作業を行うことは可能でしょうか。	同一業務を担う協力企業として、複数の候補企業を明示することは可能とします。
84	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	ア構成員及び協力企業が満たすべき基本的要件のうち「(イ)市の指名停止基準に基づく指名停止を参加資格確認基準日に受けていないこと」とあります。一方、第2-3-(1)イの但書きに「参加表明提出後に応募者の代表企業以外の構成員の一部について、…中略…市から指名停止を受けたことにより参加資格を失った場合においては…」との規定有り、参加表明提出後の指名停止が、参加資格喪失の要件となっているように見受けられます。代表企業を除く構成員及び協力企業については、参加資格確認基準日にて指名停止を受けていないことが要件であること確認願います。	代表企業については、参加資格確認基準日に指名停止を受けていないことが要件であるとともに、参加表明書提出後に代表企業が指名停止を受けた場合、その応募者は失格となります。代表企業を除く構成員及び協力企業については、参加資格確認基準日に指名停止を受けていないことが要件であるとともに、参加表明書提出後に代表企業を除く構成員又は協力企業が指名停止を受けた場合、当該企業を差し替えることにより入札参加が可能となります(差し替えない場合、その応募者は失格となります)。
85	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	資本金面又は人事面において関係がない、とは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。	資本金面で関係がある者とは、PFI検討委員会委員又はPFI事業者等選定委員会委員が、発行済株式数の50%を超える株式を有している企業、又は、その出資総額の50%を超える出資をしている企業をいいます。また、人事面で関係がある者とは、同委員が役員となっている企業をいいます。
86	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	本事業に係るアドバイザー業務に関与している者をご教示ください。	市がPFI導入可能性調査を委託した株式会社建築技術研究所、アドバイザー業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社、並びに同社がアドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所及び株式会社坂倉建築研究所です。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
87	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	本事業に係るアドバイザー業務に関与している者をお知らせ下さい。	市がPFI導入可能性調査を委託した株式会社建築技術研究所、アドバイザー業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社、並びに同社がアドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所及び株式会社坂倉建築研究所です。
88	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	「本事業に係るアドバイザー業務に関与」するものをご教示下さい。	市がPFI導入可能性調査を委託した株式会社建築技術研究所、アドバイザー業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社、並びに同社がアドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所及び株式会社坂倉建築研究所です。
89	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	本事業に係るアドバイザー業務を行っているコンサルタントは、どちらでしょうか。(2004年2月4日に建設通信新聞で報道されている通り、パシフィックコンサルタンツ(株)でしょうか。)	市がPFI導入可能性調査を委託した株式会社建築技術研究所、アドバイザー業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社、並びに同社がアドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所及び株式会社坂倉建築研究所です。
90	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	本事業に係るアドバイザー業務に関与している者とありますが、本事業における基本計画基本構想等でかかわった企業は構成員及び協力企業となることは可能との理解でよろしいですか。	市がPFI導入可能性調査を委託した株式会社建築技術研究所、アドバイザー業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社、並びに同社がアドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所及び株式会社坂倉建築研究所は、構成員及び協力企業となることはできません。
91	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	ファイナンス担当企業が、構成員として参加する場合の資格要件は、「第2-3-(3)-ア 構成員及び協力会社」に記載されている条項のみという理解でよろしいでしょうか。当該企業が代表企業として参加する場合も同様の理解でよろしいでしょうか。(もし他に資格要件を求められるなら、ご教示頂けるようお願い致します。)	、ともに、ご理解のとおりです。
92	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	実施方針書における構成員の位置付け・定義に関して 設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業全てが構成員である必要がありますか。	ご質問のとおりです。ただし、図書館運営企業のみ、構成員でも協力企業でもよいものとします。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
93	10	第2	3	(3)	イ	その他	「協力企業は事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請負い」となり、方や、イでは「舞台機構、設計、音響、照明関係は協力企業」となっています。舞台装置のメーカー、舞台設計等は設計企業や建設企業の下請けとなるケースも一般的であります。その場合は、A. 協力会社としては名前を挙げないで、実績をカバーするのか、B. 協力会社ながら、SPCから直接業務を受託又は請負わなくてよいのか、いずれでしょうか。	協力企業の定義を、「応募者の構成員以外の者で、事業開始後、SPC又は構成員から直接業務を受託又は請負うことを予定している者」に変更します。したがって、ご質問の場合、Bとなります。
94	10	第2	3	(3)	イ	その他	「競争性の確保等を考慮して協力企業として位置づけることとし、応募者の構成員となることはできない」とありますが、当該業務等に関わる者を「構成員」の再委託先とすることは可能でしょうか。	協力企業の定義を、「応募者の構成員以外の者で、事業開始後、SPC又は構成員から直接業務を受託又は請負うことを予定している者」に変更します。したがって、構成員の再委託先とすることは可能です。
95	10	第2	3	(3)	イ	その他	「競争性の確保等を考慮して協力企業として位置づけることとし、応募者の構成員となることはできない」とありますが、この意味は、「協力企業」であれば、他の応募グループに参加でき、「構成員」はできない、ということでしょうか。	「協力企業」は他の応募グループに協力企業として参加できるのに対し、「構成員」は他の応募グループに構成員又は協力企業として参加できない、ということです。
96	10	第2	3	(3)	イ	その他	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響、舞台照明等に関わる者は協力企業として位置づけるとされていますが、該当する企業は異なる複数の応募者グループの協力会社になることが可能という意味でしょうか。	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明に関わる協力企業を含め、全ての協力企業は他の応募グループに協力企業として参加できるということです。
97	10	第2	3	(3)	イ	その他	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明等にかかわるものは、協力会社として位置づける。とありますが、協力企業は複数のグループに参加することが可能との理解でよろしいでしょうか。	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明に関わる協力企業を含め、全ての協力企業は他の応募グループに協力企業として参加できるということです。
98	10	第2	3	(3)	イ	その他	「図書館運営～舞台照明等に関わる」企業は他の応募グループの協力企業になっても差し支えない、との理解でよろしいのでしょうか。	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明に関わる協力企業を含め、全ての協力企業は他の応募グループに協力企業として参加できるということです。
99	10	第2	3	(3)	イ	その他	図書館運営等に関わる者は協力企業として位置付けられるとされていますが、複数の応募者の協力企業となることは可能なのでしょうか。	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明に関わる協力企業を含め、全ての協力企業は他の応募グループに協力企業として参加できるということです。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
100	10	第2	3	(3)	イ	その他	「図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明等に関わるものは競争性の確保等を考慮して協力企業と位置付ける」とありますが、これはそれらの業務にはあたる企業は複数の応募グループに参加可能という理解でよろしいでしょうか。	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明に関わる協力企業を含め、全ての協力企業は他の応募グループに参加可能という理解でよろしいです。
101	10	第2	3	(3)	イ	その他	協力企業であれば複数グループに参加出来るのでしょうか。	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明に関わる協力企業を含め、全ての協力企業は他の応募グループに参加可能という理解でよろしいです。
102	10	第2	3	(3)	イ	その他	競争性の確保等を考慮して協力企業は応募者の構成員となることはできないとありますが、協力企業として複数の事業者へ参画することは可能でしょうか。	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明に関わる協力企業を含め、全ての協力企業は他の応募グループに参加可能という理解でよろしいです。
103	10	第2	3	(3)	イ	その他	イ その他において、「図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明等に関わる者は、……」とありますが、関わる内容について具体的にご教示下さい。	図書館の運営業務を行う者、音響設計業務を行う者、舞台機構、舞台音響又は舞台照明の施工に携わる者をいいます。
104	10	第2	3	(3)	イ	その他	図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響、舞台照明等に関わる者の「等」について、具体的にご教示ください。	図書館の運営業務を行う者、音響設計業務を行う者、舞台機構、舞台音響又は舞台照明の施工に携わる者をいいます。
105	10	第2	3	(3)	イ	その他	「舞台音響及び舞台照明等に関わる者」とは、設備メーカーを指しているのでしょうか。運営・管理・オペレートに関わる者は構成員となることが出来るのでしょうか。	設備メーカーを含め、それらの施工に携わる者を指します。舞台機構、舞台音響及び舞台照明の運営・管理に関わる者は、構成員になることが可能です。
106	10	第2	3	(3)	イ	その他	「音響設計、…及び舞台照明等に関わる者は、」という記載がありますが、対象となる業務(者)を具体的にご教示下さい。 例えば、舞台機構、舞台音響、舞台照明を計画・設置・納入する舞台設備業者はこれに該当すると考えられますが、維持管理運営段階で、舞台設備の操作に関わる者(会社)はこれに該当しますか。 また、劇場コンサルタントは、競争性の確保等の観点からは協力会社として位置づけることは求めない(構成員とする)との理解でよろしいですか。	音響設計業務を行う者、舞台機構、舞台設備又は舞台照明の施工に携わる者をいいます。維持管理運営段階で、舞台設備の操作に関わる者(会社)は該当しません。また、劇場コンサルタントは、協力会社として位置づけることは求めていませんが、必ずしも構成員となる必要はありません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
107	10	第2	3	(3)	イ	その他	イ その他において、「図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明等に関わる者は、……応募者の構成員となることはできない」とありますが、例えば、ある企業が、上記に関わり、かつ設計、建設、維持管理、運営の業務の役割を担う場合、あるいはSPCに出資する場合は、応募構成員としてもよろしいのでしょうか。	音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明の施工のみに携わる企業は、出資をする／しないに関わらず構成員とはなれません。ただし、設計、建設、維持管理、運営の各業務を担う企業が、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明の施工に関する業務を行うことは可能です。また、図書館運営に携わる企業は、協力企業ではなく、構成員として参加することも可能となるよう変更します。
108	10	第2	3	(3)	イ	その他	舞台機構・舞台音響・舞台照明等に係る企業は、構成員になれないとありますが、建設企業としての要件(P11、イ建設に当たる企業の項)を満たしていれば、構成員として参加する事は、可能と考えて宜しいでしょうか。	建設企業が、舞台機構・舞台音響・舞台照明の施工まで行うことは可能です。
109	10	第2	3	(3)	イ	その他	図書館運営は協力会社として位置づけ、応募者の構成員となることはできないとありますが、当該施設を一体的に運営するにあたり、企業が構成員となる場合、図書館業務を直接運営できないという意味でしょうか。ご教示ください。	図書館運営に携わる企業は、協力企業ではなく、構成員として参加することも可能となるよう変更します。
110	10	第2	3	(3)	イ	その他	上記の質問と同様の記述に関し、応募者の構成員は図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明等に関わる業務を行ってはならないのでしょうか。	音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明の施工のみに携わる企業は、出資をする／しないに関わらず構成員とはなれません。ただし、設計、建設、維持管理、運営の各業務を担う企業が、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明の施工に関する業務を行うことは可能です。また、図書館運営に携わる企業は、協力企業ではなく、構成員として参加することも可能となるよう変更します。
111	10	第2	3	(5)	イ	その他	「図書館運営、音響設計、舞台機構、舞台音響及び舞台照明等に関わる者は、競争性の確保等を考慮して協力企業として位置づけることとし」とありますが、「競争性の確保等」の趣旨をご教示下さい。また協力企業とすると、なぜ「競争性の確保等」が担保されることになるのかも、合わせてご教示下さい。	これらの業務を実施できる企業の数が少ないため、応募者の構成員とした場合、他の応募者の構成員となることができないため、応募者数が限定されることを懸念しての規定です。応募者の協力企業とすると、他の応募者の協力企業になることもできるため、「競争性の確保等」が担保できると考えています。なお、図書館運営に携わる企業は、協力企業ではなく、構成員として参加することも可能となるよう変更します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
112	10	第2	3	(3)	イ	その他	競争性の確保とありますが、構成員とした場合競争性の確保がどう阻害されると考えられていますか。	これらの業務を実施できる企業数が少ないため、応募者の構成員とした場合、他の応募者の構成員となることができないため、応募者数が限定されることを懸念しての規定です。応募者の協力企業とすると、他の応募者の協力企業になることもできるため、「競争性の確保等」が担保できると考えています。なお、図書館運営に携わる企業は、協力企業ではなく、構成員として参加することも可能となるよう変更します。
113	10	第2	3	(3)	イ	その他	図書館運営に関わる者はなぜ構成員になれないのでしょうか。	図書館運営に携わる企業は、協力企業ではなく、構成員として参加することも可能となるよう変更します。
114	10	第2	3	(4)	-	各業務に当たる企業の用件	「ア設計にあたる企業」から「工運営にあたる企業」には構成員が含まれる必要がありますか。構成員に求められている用件を満たしていれば、協力企業のみで各業務を実施することは可能でしょうか。	設計、建設、維持管理及び運営の各業務をSPCから受託し、又は請負う者は、必ず構成員となる必要があります。ただし、図書館運営企業のみ、構成員でも協力企業でもよいものとします。また、運営に当たる企業については、ホールの運営に携わる企業のみホール運営実績を必要とし、その他の機能の運営に携わる企業はホール運営実績を有していなくてもよいことと変更します。
115	10	第2	3	(4)	-	各業務に当たる企業の用件	「構成員のうち、各業務に当たる企業は、以下の用件を満たす必要がある。」とありますが、各業務を複数で行う場合でも、各業務に当たるすべての企業が要件を満たす必要があるのでしょうか。例えば、駐車場やギャラリーの運営を担当する企業も一年以上のホール又は劇場の運営実績を有している必要があるのでしょうか。	設計及び維持管理の各業務をSPCから受託し、又は請負う企業は、各業務を複数企業のJVで行う場合は、全ての企業が要件を満たす必要があります(構成員から、更に設計及び維持管理の各業務の一部を受託し、又は請負う下請企業は、必ずしも構成員とする必要はありません。構成員としても構いません。)。運営に当たる企業については、ホールの運営に携わる企業のみホール運営実績を必要とし、その他の機能の運営に携わる企業はホール運営実績を有していなくてもよいことと変更します。
116	10	第2	3	(4)	-	各業務に当たる企業の用件	設計、維持管理、運営の各々において、業務に携わる企業が複数の場合、複数の全ての企業が、各要件を満たさなければならないのでしょうか。それとも、複数の企業のうち1社が要件を満たしていれば、複数の全ての企業が構成員になると考えていいのですか。	設計及び維持管理の各業務をSPCから受託し、又は請負う企業は、各業務を複数企業のJVで行う場合は、全ての企業が要件を満たす必要があります(構成員から、更に設計及び維持管理の各業務の一部を受託し、又は請負う下請企業は、必ずしも構成員とする必要はありません。構成員としても構いません。)。運営に当たる企業については、ホールの運営に携わる企業のみホール運営実績を必要とし、その他の機能の運営に携わる企業はホール運営実績を有していなくてもよいことと変更します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
117	10	第2	3	(4)	-	各業務に当たる企業の要件の要件	「構成員のうち、各業務に当たる企業は、以下の要件を満たす必要がある」とありますが、協力企業は以下の要件を満たさなくてもよいということでしょうか。また、設計、建設、維持管理、運営の各業務に当たる企業は構成員になる必要があるということでしょうか。	協力企業は、各業務に当たる企業の要件を満たす必要はありません。また、設計、建設、維持管理及び運営の各業務をSPCから受託し、又は請負う者は、必ず構成員となる必要があります。ただし、図書館運営企業のみ、構成員でも協力企業でもよいものとします。構成員から、更に各業務の一部を受託し、又は請負う下請企業は、必ずしも構成員とする必要はありません。
118	10	第2	3	(4)	ア	設計に当たる企業	市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が財務局財政部契約課に申請する際の「指定の期間内」とはいつでしょうか。	入札説明書等において示します。
119	11	第2	3	(4)	ア	設計に当たる企業	設計にあたる企業で、ホール又は劇場に係わる新築工事の設計業務が要件にありますが、ホール又は劇場であればその規模、ホール・劇場形式に係わらず参加可能と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
120	11	第2	3	(4)	イ	設計に当たる企業	設計にあたる企業が複数である場合は、すべての企業が要件を満たす必要があるのでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、設計に当たる構成員から、更に設計業務の一部を受託し、又は請負う下請企業は、必ずしも構成員とする必要はありません。
121	11	第2	3	(4)	イ	建設に当たる企業	同一の者又は相互に資本金若しくは人事面において、関連のある者が工事監理業務と建設業務を兼ねることが出来ますでしょうか。	兼ねることはできません。
122	11	第2	3	(4)	イ	建設に当たる企業	建設にあたる企業で、ホール、劇場及び図書館の建築実績が建設業務要件にありますが、ホール、劇場及び図書館であればその規模、形式、受注金額に係わらず参加可能と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、竣工が平成6年度以降であることとします。
123	11	第2	3	(4)	イ	建設に当たる企業	ホール、図書館、劇場の施行実績は竣工年次は問わなくて宜しいでしょうか。	竣工年次は平成6年度以降とします。
124	11	第2	3	(4)	イ	建設に当たる企業	「e ホール、劇場及び図書館の建築実績を有していること」とありますが、ホール・劇場・図書館の3種施設の内、何れかの実績を有しているとの解釈で宜しいでしょうか。	少なくとも1社は、ホール又は劇場、及び図書館という2種類の建築実績を満たしている必要があります。
125	11	第2	3	(4)	イ	建設に当たる企業	資格要件eのホール、劇場及び図書館の建築実績とは、3種類の用途を別々の施設によってでも実績を有していればよいという理解でよろしいでしょうか。	少なくとも1社は、ホール又は劇場、及び図書館という2種類の建築実績を満たしている必要があります。これは別々の施設によってでも実績を有していればよいという理解でよろしいです。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
126	11	第2	3	(4)	イ	建設に当たる企業	該当工事は官庁工事でなく民間工事で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
127	12	第2	3	(4)	ウ	維持管理に当たる企業	(ア)-aの「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第8号に掲げる事業の登録」とは「建築物環境衛生総合管理業」であると考えますが、従来の「建築物環境衛生一般管理業」でもこの項目((ア)-a)に該当すると考えてよいのでしょうか。それとも「建築物環境衛生総合管理業」として登録をしている必要があるのでしょうか。	該当します。
128	12	第2	3	(4)	エ	運営に当たる企業	1年以上のホール又は劇場の運営実績とは具体的にどの程度の運営レベルを想定しているのですか。いわゆる運営支援や業務委託のレベルでもよいのでしょうか。	要求水準書のホール機能に関する業務区分(ア～カ)のうち、アからオまでのいずれかの業務を実施した実績とします。
129	12	第2	3	(4)	エ	運営に当たる企業	ホール又は劇場の運営実績の具体的内容、要件等がありましたらご教示下さい。	要求水準書のホール機能に関する業務区分(ア～カ)のうち、アからオまでのいずれかの業務を実施した実績とします。
130	12	第2	3	(4)	エ	運営に当たる企業	運営にあたる企業の要件に関しては、舞台業務委託の実績も運営実績として考えてよろしいのでしょうか。	要求水準書のホール機能に関する業務区分(ア～カ)のうち、アからオまでのいずれかの業務を実施した実績とします。
131	12	第2	3	(4)	エ	運営に当たる企業	(イ)で言う運営実績とは具体的にどこまでの範囲を示しているのでしょうか。劇場・ホールでの業務委託の実績があればよいのでしょうか。それとも要求水準書にあるような施設での運営の企画(イベント企画等)の実績を示しているのでしょうか。例えば、当社では「さいたま市民会館おおみや」の施設管理業務の委託契約を締結しておりますが、これは運営実績となるのでしょうか。	要求水準書のホール機能に関する業務区分(ア～カ)のうち、アからオまでのいずれかの業務を実施した実績とします。
132	12	第2	3	(4)	エ	運営に当たる企業	資格要件(イ)の「1年以上のホール又は劇場の運営実績」は運営に係る要求水準P.74 (2)の業務区分における「イホール機能に関すること」に当たる企業にのみ摘要されるということでしょうか。	運営に当たる企業については、ホールの運営に携わる企業のみホール運営実績を必要とし、その他の機能の運営に携わる企業はホール運営実績を有していなくてもよいことと変更します。
133	12	第2	3	(4)	エ	運営に当たる企業	SPCに出資し、かつ運営業務に当たる企業で、「1年以上のホール又は劇場の運営実績という要件」を満たしていない場合は、構成員になれないのでしょうか。また、協力企業として運営業務に携わるのであれば、要件は不問なのでしょうか。	運営に当たる企業については、ホールの運営に携わる企業のみホール運営実績を必要とし、その他の機能の運営に携わる企業はホール運営実績を有していなくてもよいことと変更します。ただし、運営に当たる構成員から、更に運営業務の一部を受託し、又は請負う下請企業は、協力企業でよく、協力企業として運営業務に携わる場合、運営に当たる企業の要件は問いません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
134	12	第2	3	(4)	工	運営に当たる企業	市の競争入札参加資格者名簿に登載のない者は市の指定する期間内に資格審査の申請を行うこととありますが、申請期間はいつ頃になりますでしょうか。	入札説明書等において示します。
135	12	第2	3	(4)	工	運営に当たる企業	運営に当たる企業は、1年以上のホール・劇場の運営実績を有していることとありますが、例えば運営企業が所有しているホール・劇場の運営を組織上、子会社や財団に委ねているような場合、運営企業は当該要件を満たすものとして認めただけですかでしょうか。	ご質問の場合は、当該要件を満たしていると認めます。
136	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	構成員はSPCへの出資が義務付けられているのでしょうか。ご教示下さい。	構成員はSPCに出資することを条件の一つとし、代表企業を含む構成員全員の出資比率(議決権保有比率)が50%を超えることとしてください。
137	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	「代表企業はSPCに出資し」とありますが、構成員全員の出資は必要ないのでしょうか。	構成員はSPCに出資することを条件の一つとし、代表企業を含む構成員全員の出資比率(議決権保有比率)が50%を超えることとしてください。
138	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	代表企業は、出資者中最大の出資者とありますが、他の構成員と同率の出資でも構わないと考えて宜しいでしょうか。	代表企業の出資比率は、他の企業と同率でなく出資者中最大としてください。
139	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	代表企業は最大出資であることが求められていますが、他の構成員と同率最大出資でも良いとの認識にて宜しいでしょうか。(例:構成員4社が25%出資する場合、4社何れかが代表企業となれる)	代表企業の出資比率は、他の企業と同率でなく出資者中最大としてください。
140	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	「代表企業はSPCの出資し、その出資比率は出資者中最大とする」とありますが、最大は「他の企業と並列で最大」でよい(例としては25%出資2社ある場合)との理解でよろしいでしょうか。	代表企業の出資比率は、他の企業と同率でなく出資者中最大としてください。
141	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	代表企業の出資比率を出資者中最大とする理由は何なのでしょう。	SPCにおける代表企業の役割を重視しているためです。
142	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	協力会社が出資してもよろしいのですか。	ご質問のとおりです。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
143	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	協力会社として、SPCから業務受託を予定しない企業がSPCに出資することは可能でしょうか。	可能です。
144	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	SPCへの出資者になるための要件はありますでしょうか(例えば、本事業に関する業務を行わないものが出資者になることが可能かどうか)	出資者になるための要件はありませんが、提案時に全出資者名を明示してください。
145	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	代表企業は出資を行うとの記述ですが、出資者に対しその他要件及び制限は無いのですか。	出資者になるための要件はありませんが、提案時に全出資者名を明示してください。
146	12	第2	3	(5)	イ	SPCの設立に関する要件	SPCから直接業務を受託する予定のない企業等が出資することは可能でしょうか。	可能ですが、提案時に全出資者名を明示してください。
147	13	第2	3	(5)	ウ	市の事前の書面による承諾	「市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分は行ってはならない」とありますが、 金融機関が融資する際の担保として、SPCの株式を金融機関に譲渡予約することは承認して頂けるという認識でよろしいでしょうか。 また、金融機関が融資する際の担保として、SPCの債権を金融機関に譲渡することは承認して頂けるという認識でよろしいでしょうか(これが不可の場合、ほとんどの金融機関はプロジェクトファイナンスとして、SPCに融資することが出来ません。)	入札説明書等において示します。
148	13	第2	3	(5)	ウ	市の事前の書面による承諾	プロジェクトファイナンスにて資金供与を受ける場合、SPC株式への担保権設定が必要になりますが、その場合、書面にて承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
149	13	第2	3	(5)	ウ	市の事前の書面による承諾	SPCの株式の処分、市に「承認」される場合、されない場合、の考え方を示して下さい。	入札説明書等において示します。
150	13	第2	4	(5)	ウ	市の事前の書面による承諾	本事業へ融資を行う金融機関のために、株式に質権設定を行うことについて、市は承諾を行うという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
151	13	第2	4	(2)	-	審査方法及び選定	「具体的な落札者決定基準は、入札広告時に公表する。」とありますが、本事業はいわゆる箱物割賦PFIとは違い、運営業務や付帯事業が含まれた民間ノウハウの発揮の余地が大きい魅力的なPFI事業と理解しています。また、過度なコスト競争は、事業の安定的な継続に悪影響を与えると考えますが、定量的評価と定性的評価の配分および定性的評価に関する現時点での考え方を示してください。	評価方法等については、入札説明書と同時に公表する予定の落札者決定基準において示します。
152	13	第2	4	(2)	-	審査方法及び選定	基礎点と加点の配分、加算方式か除算方式か、現時点でのお考えをお教え下さい。	評価方法等については、入札説明書と同時に公表する予定の落札者決定基準において示します。
153	13	第2	4	(2)	-	審査方法及び選定	「運営」に対する評価は、どのような評価項目があり、また「運営」への評価のウェイトをどれくらいを想定されているのかご教示ください。	評価方法等については、入札説明書と同時に公表する予定の落札者決定基準において示します。
154	13	第2	4	(2)	-	審査方法及び選定	落札者決定基準はいつごろ公表されますか。	平成17年1月の公表を予定している入札説明書と同時に公表する予定です。
155	13	第2	4	(2)	-	審査方法及び選定	「具体的な落札者決定基準は入札公告時に公表する」とありますが、入札公告時とは、P7(1)事業者の募集・選定スケジュール(予定)に示されている「平成17年1月 入札説明書の公表時」のことですか。	ご質問のとおりです。
156	13	第2	4	(2)	-	審査方法及び選定	入札公告時に、予定価格の公表を予定されていますでしょうか。	入札説明書において、予定価格を示すことを想定しています。
157	13	第2	4	(2)	-	審査方法及び選定	提案書の審査において、余剰容積を用いた民間収益施設に関する提案については審査の対象外であると考えておいてよろしいですか。もし審査の対象なる場合は、どのような点が評価の対象になるのでしょうか。	民間収益施設に関する提案についても、審査の対象とすることを想定しています。評価方法等については、入札説明書と同時に公表する予定の落札者決定基準において示します。
158	14	第2	4	(6)	-	著作権	提出書類の公表については、提案者の権利保護の観点から、事前に提案者の同意を得る、というステップが必要と考えますが、いかがでしょうか。	お考えのとおりです。
159	15	第3	3	(2)	-	モニタリングの実施時期と内容	設計、建設、施設引渡し、維持管理・運営の各段階で貴市が行うモニタリングで、貴市独自の検査基準、検査項目等があればご教示ください。	入札説明書等において示します。
160	16	第3	3	(3)	-	モニタリング結果についての対応	事業者に対するインセンティブはあるのでしょうか。	施設の利用者数を把握し、基準等を上回る場合に対価の増額を行う予定です。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
161	16	第3	4	-	-	事業期間終了後の措置	『市の定める引き継ぎ時における施設の要求水準』とは、どのようなものかご教示下さい。	要求水準書、応募者提案及び業務計画書等に従った維持管理が実施されていれば当然に有すべき品質、性能及び状態(経年劣化を除く)をいいます。詳しくは入札説明書等において示します。
162	16	第3	4	-	-	事業期間終了後の措置	事業期間終了時に要求水準書(案)を満足する状態で「市に引継ぐ」とされていますが、事業終了時には経年劣化等が想定されます。この「要求水準書(案)を満足する状態」と経年劣化との整合性につき表現をより具体的に明記頂けますでしょうか。	要求水準書、応募者提案及び業務計画書等に従った維持管理が実施されていれば当然に有すべき品質、性能及び状態(経年劣化を除く)をいいます。詳しくは入札説明書等において示します。
163	16	第3	4	-	-	事業期間終了後の措置	事業期間終了時に貴市が定める引き継ぎ時における要求水準とはいつどのように公表されるのでしょうか。	入札説明書等において示します。
164	17	第4	1	(3)	-	土地の使用に関する事項	民間収益施設についても土地を無償で貸与していただけますか。	入札説明書等において示します。
165	17	第4	1	(3)	-	土地の使用に関する事項	民間収益施設部分の土地も、無償貸与と考えてよろしいのでしょうか。	入札説明書等において示します。
166	17	第4	1	(3)	-	土地の使用に関する事項	民間収益施設を併設した場合でも、その部分にかかる土地使用料は無償になりますでしょうか。	入札説明書等において示します。
167	17	第4	2	-	-	施設の概要	延べ床面積は「19,500㎡以上19,650㎡以下」とありますが、各機能別の面積増減比はそれぞれ±5%程度と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
168	17	第4	2	-	-	施設の概要	延床面積の許容範囲が、19,500から19,650㎡と非常に狭く設定されている理由をお教えてください。	市の同種施設との均衡に配慮したためです。
169	17	第4	2	-	-	施設の概要	延面積が19,500㎡以上19,650㎡以下と差異が150㎡と非常に小さくなっておりますが如何なる理由からでしょうか。(民間収益施設の規模は要求水準にて質問)	市の同種施設との均衡に配慮したためです。
170	17	第4	2	-	-	施設の概要	延床面積は19,500㎡以上19,650㎡以下とありますが、面積の許容率約0.7%ですが、貴市が計画されている試設計を要求水準書公表時に要求水準書に添付頂けると考えてよろしいでしょうか。	市が検討した試設計を公表する予定はありません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
171	17	第4	2	-	-	施設の概要	延床面積は19,500㎡以上19,650㎡以下とありますが、延床面積の提示範囲以下、以上は要求水準違反となると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
172	17	第4	2	-	-	施設の概要	コミュニティ、ホール等の機能別合計床面積を公表頂いておりますが、貴市が想定されている各諸室の床面積、具体的仕様等については要求水準書で公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	各諸室の床面積、具体的仕様等を公表する予定はありません。
173	17	第4	2	-	-	施設の概要	「…以下に示す面積を標準案とするが、創意工夫ある提案を期待するものである。」とありますが、市の要求する最小または最大の諸室面積に関する規定はないのでしょうか。提案審査の基礎審査等で失格となることはないのでしょうか。	入札説明書等において示します。延べ床面積が基準内に収まらなかった場合、提案審査の基礎審査等で失格となることがあります。
174	17	第4	2	-	-	施設の概要	延床面積19500㎡～19650㎡には、民間収益施設は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	17	第4	2	-	-	施設の概要	示された各機能の必要面積の許容面積差は何%程度でしょうか。	入札説明書等において示します。
176	20	第6	3	-	-	当事者の責めに帰すことの出来ない事由により事業の継続が困難となった場合	「一定の期間内に協議が整わないときは、」とされておりますが、「一定の期間」とはどの程度の期間なのかご教示頂けますでしょうか。	入札説明書等において示します。
177	20	第6	4	(1)	-	事業の継続が困難となった場合の措置	事業の継続が困難となった場合の措置については、入札公告時に示すとの記載がありますが、基本的に実施方針P16の3(3)の記載に順じ「設計・建設業務に関わる対価は減額の対象としない」つまり、当該対価部分は当初スケジュール通り支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務に関わる対価は減額の対象としませんが、当初スケジュールどおりに支払うとは限りません。なお、詳細は入札説明書等において示します。
178	20	第7	1	-	-	法令上及び税制上の支援に関する事項	法令上及び税制上の措置の支援とは具体的にどのような支援をお考えですか。	具体的な法令上及び税制上の措置等は想定していません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
179	20	第7	1	-	-	法令上及び税制上の支援に関する事項	現時点ではとは、入札説明までに法令上・税制上の措置が出る可能性があるのですか。あるとすればどのような内容ですか。	具体的な法令上及び税制上の措置等は想定していません。
180	20	第7	2	-	-	財政上及び金融上の支援に関する事項	『民間融資機関と同様の金利を前提とする』とありますが、実際に当該融資制度を活用し金利に差異が生じた場合は事業者の利益と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
181	21	第8	1	-	-	議会の議決	優先交渉権者が決まり、SPCが指定管理者になることを議会が否決した場合どうなるのですか。	ご質問のような場合は想定していません。
182	21	第8	2	-	-	議会の議決	債務負担行為の公表は行われるのでしょうか。	入札説明書において、予定価格を示すことを想定しています。債務負担行為の設定については議会の資料として閲覧可能です。
183	25	別紙2	-	-	-	法令等の変更リスク	「利益にかかる法人税率の変更」リスクが事業者負担となっていますが、税率の変更は事業者の責めに帰すべき事由ではないのでその他の税率の変更と同じく市の負担とすべきものと思料致しますが、事業者負担とする理由をご教示頂けませんでしょうか。	「利益にかかる法人税率の変更」は、営利法人であれば等しく負担すべきリスクであり、本事業に特有のリスクではないため、事業者の責めに帰すべき事由ではありませんが、その他の税率の変更とは異なる取扱いとしています。
184	25	別紙2	-	-	-	許認可遅延リスク	許認可の遅延リスクを事業者が負うものとされていますが、これは事業者の責めに帰すべき場合以外は市でご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことができない事由も想定されることから、全てを市が負担するとは限りません。
185	25	別紙2	-	-	-	第三者賠償リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等によるリスクは事業者負担とされていますが、事業者の責めに帰すべき場合以外では市でご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことができない事由も想定されることから、全てを市が負担するとは限りません。
186	25	別紙2	-	-	-	住民問題リスク	調査・工事に関する住民反対運動は事業者リスクになっていますが、調査行為及び工事实施そのものに対するリスクは「本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業実施そのものに対する住民反対運動は、市が負担するリスクです。
187	25	別紙2	-	-	-	住民問題リスク	調査・工事に関わる住民反対運動のリスクは事業者が負うとされていますが、事業者の責めに帰すべき場合以外では市でご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
188	25	別紙 2	-	-	-	住民問題リスク	「住民問題リスク」において、近隣住民と貴市との間で取り交わされた近隣協議や協議会設置等がございましたら、ご教示ください。	特にありません。
189	25	別紙 2	-	-	-	金利変更リスク	金利変更リスクは事業者負担とされていますが、大幅な金利変動等によりSPCの財務内容の急激な悪化・不安定化が起こることも想定されます。金利変動リスクを事業者負担とする際の判断基準となる、変動幅(ボラティリティ)は定量的に設定されますでしょうか。	事業期間15年であり、金利を固定化して借入れが行えると考えています。
190	25	別紙 2	-	-	-	金利変更リスク	「竣工日以降の金利変動」とありますが、これは、基準金利日を竣工時点に設定すると解釈してよろしいでしょうか。また、竣工日以前の金利変動リスクは市の分担と考えてよろしいのでしょうか。その場合、基準金利ならびにスプレッドの変動リスク双方、と理解してよろしいでしょうか。	基準金利決定日は市による完工確認日とします。市による完工確認日までの基準金利変動リスクは市の分担ですが、スプレッドの変動リスクは事業者が負担してください。
191	25	別紙 2	-	-	-	金利変更リスク	「金利変動リスク」につき「事業者負担」となっていますが、設計・建設業務に係る対価の割賦支払につき、期間中の基準金利の見直しは行わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	25	別紙 2	-	-	-	金利変更リスク	竣工日以降の金利変動が事業者リスクとされているのは、竣工日が基準金利の設定日で、その後の15年間は固定金利ということですか。本件、施設規模も大きいので、15年の固定条件は却って市にとって高負担となりかねません、5年ごとの見直し等に変更していただけませんか。	基準金利決定日は市による完工確認日とし、その後の15年間は固定金利を想定しており、5年ごと等の見直しは行いません。
193	25	別紙 2	-	-	-	不可抗力リスク	リスクの内容に「施設の損傷」が含まれていない理由をご教示頂けませんでしょうか。	不可抗力による施設の損傷についても、市が主分担、事業者が従分担となります。
194	25	別紙 2	-	-	-	不可抗力リスク	リスク負担者として事業者が従負担となっていますが、具体的な不可抗力事由をご教示ください。また、事業者による負担割合はどの程度の割合をお考えになられているのでしょうか。	不可抗力事由として、市又はSPCのいずれの責めにも帰さない自然災害や騒乱などを想定していますが、具体的な事由及び負担割合の詳細については、入札説明書等において示します。
195	25	別紙 2	-	-	-	不可抗力リスク	負担者の欄で事業者に が付いていますが、どれぐらいの事業者のリスク負担を想定されているか、お聞かせください。	どれぐらいの事業者のリスク負担になるかという詳細は、入札説明書と同時に公表する予定の特定事業契約書(案)において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
196	25	別紙 2	-	-	-	設計変更リスク	「設計変更リスク」で、事業者の指示・判断の不備によるもの」とありますが、設計時の判断基準となります貴市の提示頂ける提示条件のみが対象範囲と考えてよろしいでしょうか。	市の提示する提示条件以外にも、事業者の設計・建設及び維持管理・運営業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱等も対象範囲となります。
197	25	別紙 2	-	-	-	瑕疵担保リスク	「維持管理・運営 / 瑕疵担保リスク」のところで事業者が記されておりますが、瑕疵担保については、通常の建築物の引渡の場合と同様、2年間のみ(漏水など重要なものは10年)の担保という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりの内容を予定しています。なお、詳細は、入札説明書等で示します。
198	25	別紙 2	-	-	-	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷が事業者リスクとされていますが、所有者である市のリスクとするべきではありませんか。それともこのための保険をSPCが掛け、その保険コストを市が支払うおつもりなのでしょうか。	基本的には、不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷は、事業者リスクとしますが、市と事業者以外の第三者による施設の損傷リスクの負担については、入札説明書等に示します。また、市が求める付保すべき保険についても入札説明書等に示します。
199	25	別紙 2	-	-	-	備品リスク	「備品リスク」において、図書館内における備品類の一般的使用に伴う劣化に伴う破損は、事業者リスクには含まれないと考えてよろしいでしょうか。また、貴市の想定されている劣化基準をご教示ください。	図書館内の備品の更新は事業者の業務範囲としますので、一般的使用に伴う劣化に伴う破損は事業者リスクとなります。事業者及び市の責めに帰すべき事由以外の破損については、適切なリスク分担の詳細を入札説明書等で示します。本市で想定している劣化基準はありません。
200	25	別紙 2	-	-	-	備品リスク	維持管理・運営に関する項目中、備品リスクにおける図書やAV機器の盗難・紛失・破損と、図書館資料盗難・紛失リスクとの違いについてご説明ください。	備品リスクの項目中の「図書館内における図書や」の部分を削除し、図書館資料の盗難・紛失については、「図書館資料盗難・紛失リスク」に統一します。
201	25	別紙 2	-	-	-	備品リスク	備品の盗難等のリスクが、区役所部分も含めた施設全体について事業者のリスクとされた理由について、ご説明下さい。市としては、SPCの掛ける保険のコストを支払うおつもりでしょうか。	区役所部分における備品の盗難リスクについては、事業者の責めに帰する場合がございます。なお、詳細は入札説明書等に示します。
202	26	別紙 2	-	-	-	図書館資料盗難・紛失リスク	所蔵資料数の0.50%を超える盗難・紛失は事業者のリスクとありますが、他のPFI案件では図書館資料盗難・紛失リスクは1%まで市の負担とされています。0.50%の根拠をご教示下さい。	さいたま市内の図書館の平均的な紛失率をもとにしています。
203	26	別紙 2	-	-	-	図書館資料盗難・紛失リスク	過去3年間の図書紛失率のデータをご教示頂けませんでしょうか。	現時点では、図書紛失率のデータを公表する予定はありません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
204	26	別紙 2	-	-	-	図書館資料盗難・紛失リスク	図書館資料盗難・紛失リスクにて0.50%という数値が表示されていますが、数値の根拠をご教示ください。	さいたま市内の図書館の平均的な紛失率をもとにしています。
205	26	別紙 2	-	-	-	施設損傷リスク/維持管理・運営費上昇リスク	利用者の増減リスクに起因する維持管理の増大は市のリスクとありますが、利用者の責めに帰する施設損傷は、市の負担として理解してよろしいでしょうか。	市と事業者以外の第三者による施設の損傷リスクの負担については、入札説明書等に示します。
206	26	別紙 2	-	-	-	技術革新リスク	舞台機構等と情報システム、AV機器等における技術の陳腐化が発生した場合市のリスク負担となっておりますが、機器の更新等は市が自ら行うのでしょうか、それとも市の負担でSPCへ発注するのでしょうか。	機器の更新業務は、事業者の業務範囲に含まれます。更新費用としては、初期整備時の金額を見込んでください。技術革新により陳腐化した場合で、機能の向上に伴う費用の増加が見込まれる場合のリスクは市の負担とします。
207	26	別紙 2	-	-	-	技術革新リスク	「舞台装置等における技術の陳腐化」とは、どのようなものが陳腐化とされるのでしょうか。ご教示下さい。	現時点では、具体的には想定していませんが、事業期間中の利用演目や演出方法の変化に伴い、舞台装置が対応しないことが考えられます。
208	26	別紙 2	-	-	-	技術革新リスク	情報システムやAV機器等の陳腐化のリスクは市のリスクになっていますが、これら設備の初期整備及び更新業務は市の業務との理解でよろしいですか。	機器の更新業務は、事業者の業務範囲に含まれます。更新費用としては、初期整備時の金額を見込んでください。技術革新により陳腐化した場合で、機能の向上に伴う費用の増加が見込まれる場合のリスクは市の負担とします。
209	-	-	-	-	-	公表資料	本事業の計画地における測量、ボーリング調査等は貴市にて行われていますか。行っている場合の調査結果の公表は適宜行っていただけるとの理解でよろしいですか。	「(仮称)プラザノース整備に係る地質調査報告書」を貸し出すことが可能です(さいたま市公式Webサイトをご覧ください)。また、同報告書仮柱状図・調査位置図を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
210	-	-	-	-	-	入札価格について	入札の公平性を期すため、予定価格を公表して頂けるようお願い致します。	予定価格は、入札説明書等において示す予定です。

実施方針に関する意見及び意見への回答

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	意見の内容	回答
1	2	第1	1	(4)	ウ	施設の位置づけ	施設の位置づけとして、市内の同様他施設との連携も重要な要件と理解しておりますが、現在管理運営している財団の今後の携わりが確認できればと思います。	現在他の施設を運営している財団等とは、連携・協力して下さい。
2	2	第1	1	(4)	ウ	施設の位置づけ	図書館の運営に関しても、「指定管理者」の管理対象施設(公の施設)として適用を拡張される可能性はないのでしょうか。	可能性はありません。
3	4	第1	1	(4)	ウ	事業者の収入	余剰容積を活用した民間収益施設を実施する場合の、施設の所有権、賃料に関する考え方は、提案内容の検討において、重要な事項と考えますので、詳細の規定についても、入札広告以前の早期の開示をお願いいたします。	ご意見として承ります。
4	7	第2	2	(1)	-	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	「入札説明書等の公表」から「参加証明書、資格審査申請書類受付」さらに「入札及び提案書の受付」の各間隔が短いと思われるので、各々の間隔を少なくとも1ヶ月程度ずつ長く確保して頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
5	7	第2	2	(1)	-	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	事業のボリュームから考えますと、入札説明書の公表から入札及び提案書受付までの期間が短く、より良い提案を行うためにも入札説明書等の公表時期を早めるよう再考願います。	ご意見として承ります。
6	9	第2	3	(1)	-	応募者の構成等	応募者の構成員の変更について、参加資格を失う等の場合、入札前という条件であれば、代表企業も含め補充等の変更可能にしても支障がないと考えます。	変更する予定はありません。
7	10	第2	3	(2)	-	参加資格確認基準日	参加資格の確認基準日が、参加表明提出日から契約締結日までというのは、長すぎると思いますので、入札日までにならないのでしょうか。	ご意見として承ります。
8	10	第2	3	(3)	ア	構成員及び協力企業	図書館運営に関わる者も応募者の構成員となることができるよう条件を変更していただきたい。 <理由> (1)長期にわたり責任と権限をもって運営していく必要がある。 (2)これまでの図書館PFIの事例を見ても構成員にしても競争は確保できている。	図書館運営に携わる企業は、協力企業ではなく、構成員として参加することも可能となるよう変更します(これまでの規定どおり、協力企業として参加することも可能です)。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	意見の内容	回答
9	10	第2	3	(3)	イ	その他	協力企業は数社存在しますので、競争原理のために構成員と考えてよいのではないのでしょうか。	音響設計並びに舞台機構、舞台音響及び舞台照明の施工に携わる専門の企業の数が少ないため、応募者の構成員とした場合、他の応募者の構成員となることができないため、応募者数が限定されることを懸念しての規定です。応募者の協力企業とすると、他の応募者の協力企業になることもできるため、「競争性の確保等」が担保できると考えています。なお、図書館運営に携わる企業は、協力企業ではなく、構成員として参加することも可能となるよう変更します。
10	12	第2	3	(4)	エ	運営に当たる企業	上記(No8)のように変更した場合、運營業務に携わる構成員の要件についても「1年以上のホールもしくは劇場の運営実績、又は図書館の運営実績を有していること」に変更していただきたい。	運営に当たる企業については、ホールの運営に携わる企業のみホール運営実績を必要とし、その他の機能の運営に携わる企業はホール運営実績を有していなくてもよいことと変更します。
11	12	第2	3	(4)	エ	運営に当たる企業	運營業務に携わる構成員の要件として、「1年以上のホール又は劇場の運営実績を有していること」とありますが、ホール機能以外の機能の運営に携わる構成員の要件としては妥当性に疑問を感じます。	運営に当たる企業については、ホールの運営に携わる企業のみホール運営実績を必要とし、その他の機能の運営に携わる企業はホール運営実績を有していなくてもよいことと変更します。
12	12	第3	3	(4)	エ	運営に当たる企業	運營業務に携わる構成員は、1年以上のホール又は劇場の運営実績を有していることとありますが、実績を有していない構成員が、当該施設の他の機能と合わせて一体的に効率よく運営していくためには、この要件が制限になります。「運営実績を有している企業を構成員または協力会社とすること」と訂正いただけませんか。	運営に当たる企業については、ホールの運営に携わる企業のみホール運営実績を必要とし、その他の機能の運営に携わる企業はホール運営実績を有していなくてもよいことと変更します。
13	16	第3	4	-	-	事業期間終了後の措置	「市の定める引継ぎ時における施設の要求水準」につき公表願います。	入札説明書等に示します。
14	17	第4	2	-	-	施設の概要	延床面積の許容範囲が、19,500から19,650㎡と非常に狭く設定されているため、設計を中心とする提案の自由度が阻害されると思われます。	変更する予定はありません。
15	17	第4	2	-	-	施設の概要	ホールは固定400席とせず、可動も可、席数も自由というように、事業者の創意工夫にまかせていただけませんか。	変更する予定はありません。席数は400席程度(±1%)とします。
16	17	第4	2	-	-	施設の概要	延床面積として、19,500㎡以上19,650㎡以下としますが、もう少し範囲を広げて頂けませんか。	変更する予定はありません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	意見の内容	回答
17	25	別紙 2	-	-	-	金利変動リスク	ローンの実行のタイミングが施設引渡時になるのが、一般的だと思いますが、金利の固定時期が施設引渡時より前になる場合、事業者に金利の固定時期から施設引渡までの金利変動リスクが発生致します。 この場合、当該期間の変動分をプレミアムとして見込まねばならないため、コストアップになるだけでなく、事業者に対し過大なリスクを課すものと思われま。当該リスクを回避するために金利固定時期を施設引渡時として頂けるよう要望いたします。(金利変動リスクが発生した場合、SPCの資金調達に支障を来す恐れがあると思われま)	ご意見として承ります。
18	25	別紙 2	-	-	-	物価変動リスク	材料費の価格変動が激しい状況下では、施設の供用開始前のインフレーションリスクについても行政に負担いただきたい。	ご意見として承ります。
19	25	別紙 2	-	-	-	備品リスク・図書館資料盗難・紛失リスク	維持管理・運営リスクについて、図書館業務は市が主管理されているため、「備品リスク」及び「図書館資料盗難・紛失リスク」の負担を貴市が主分担、事業者側が従分担としていただけませんか。	備品リスクについては、ご意見として承り、管理区分ごとに適切なリスク分担の詳細を入札説明書等で示します。図書館資料盗難・紛失リスクについては、変更する予定はありません。
20	25	別紙 2	-	-	-	備品リスク	備品リスクについては、市は職員を配置する以上、少なくとも従分担を追うべきと考えます。	ご意見として承り、管理区分ごとに適切なリスク分担の詳細を入札説明書等で示します。
21	25	別紙 2	-	-	-	施設損傷リスク	『不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷』が事業者リスクとなっていますが、『不可抗力を除く事業者の責めに起因する事故等の施設の損傷』等に修正すべきではないでしょうか。	ご意見として承り、管理区分ごとに適切なリスク分担の詳細を入札説明書等で示します。
22	25	別紙 2	-	-	-	金利変動リスク	金利の決定日は、引渡し日から2営業日前を決定日とするようお願い致します。	基準金利決定日は市による完工確認日とします。
23	25	別紙 2	-	-	-	不可抗力リスク	不可抗力リスクを事業者にて負担することは原則として困難である者と思料致します。この点ご勘案の上、リスク分担に就きご再考頂けませんでしょうか。	変更する予定はありません。
24	25	別紙 2	-	-	-	金利変動リスク	基準金利の確定日は、本件事業のVFMを最大化する意味において事業者が金利に盛り込む期間リスクプレミアムを最小限にする必要があるため、施設しゅん工引渡し後に基準金利の確定を要望します。	基準金利決定日は市による完工確認日とします。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	意見の内容	回答
25	25	別紙 2	-	-	-	不可抗力リスク	不可抗力リスクの負担割合については早期の公表を希望します。又、不可抗力に含まれる規定について、官民双方が通常の善管注意義務を施行してもなお防止し得ないものも含まれると考えます。(例えば一部住民や団体等からの不当な反対運動等を受け、事業に支障をきたす事象については不可抗力規定に準ずるものと考えます。)	不可抗力の具体的な事由及び負担割合の詳細については、入札説明書等において示します。
26	25	別紙 2	-	-	-	物価変動リスク	施設の供用前の物価変動リスクの負担者は事業者のみになっていますが、設計建設期間中の想定を超える物価上昇については市にも相応の負担をしていただきたいと思います。	ご意見として承ります。
27	26	別紙 2	-	-	-	図書館資料盗難・紛失リスク	図書館資料盗難・紛失リスクについて、事業者は奉仕的業務の一部と限られた範囲内の運営サービスを行うこととなっており、全てを事業者負担とするのは不合理で市も事業者と同等のリスクを負担すべきと思います。さもなくば、0.50%を超える盗難・紛失リスクは一般図書館の実情から見て非常に厳しいものがあり、事業者側にのみリスク負担があるのは非現実的と思われるので、是非見直しをお願いします。	紛失率は、当年度紛失した図書館資料を3年間継続して探し、その間で見つからなかった場合を紛失とみなし、検査時点の蔵書数に対する比率として算定しています。このため、紛失率0.5%は変更する予定はありません。
28	26	別紙 2	-	-	-	図書館資料盗難・紛失リスク	所蔵資料数の0.50%を超える盗難・紛失は事業者のリスクとありますが、他のPFI案件では図書館資料盗難・紛失リスクは1%まで市の負担とされています。事業者のリスクを1%を超える盗難・紛失として頂けないでしょうか。	紛失率は、当年度紛失した図書館資料を3年間継続して探し、その間で見つからなかった場合を紛失とみなし、検査時点の蔵書数に対する比率として算定しています。このため、紛失率0.5%は変更する予定はありません。
29	-	-	-	-	-		入札説明書に提案価格の上限価格をご掲示して頂きたくお願い申し上げます。	予定価格は、入札説明書等において示す予定です。

要求水準書(案)に関する質問及び質問への回答

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1	4	-	-	本施設建設の背景	さいたま北部拠点宮原地区まちづくり協議会を設置され、「埼玉・すまいまちづくり2001交流展」への参加等されていますが、北部拠点宮原土地区画整理事業区域についての検討報告資料、整備方針等の資料はホームページ上もしくは、貴市担当課等で閲覧させて頂けると考えてよろしいでしょうか。	必要な資料については、順次さいたま市公式Webサイト等で公表します。
2	2	第1	5	(1)	ウ	「公共施設適正配置方針」の観点から	プラザノース整備にあたり、「プラザイースト」「プラザウエスト」と同規模の施設整備を図るとありますが、図書館、ホール等の各機能、各諸室の面積、仕様は全く同じものと考えてよろしいでしょうか。また、「プラザイースト」「プラザウエスト」に関する関係設計図書等の公表は頂けるのでしょうか。ご教示ください。	「プラザイースト」「プラザウエスト」と同規模の施設整備を図るとありますが、図書館、ホール等の各機能、各諸室の面積、仕様は同じものではありません。「プラザイースト平面図(概要版)」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
3	2	第1	5	(1)	ウ	「公共施設適正配置方針」の観点から	プラザイースト、プラザウエストとの類似性、共通性は評価対象になるのでしょうか。	現時点では、プラザイースト、プラザウエストとの類似性、共通性は評価対象と考えておりません。
4	3	第1	5	(2)	ア	政令指令都市さいたま市の展望	貴市の「総合振興計画基本構想」は、ホームページ上もしくは、関係課で閲覧させて頂けると考えてよろしいでしょうか。	「さいたま希望(ゆめ)のまちプラン:総合振興計画」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
5	3	第1	5	(2)	イ	北部拠点宮原地区の官民協働によるまちづくり	貴市の「宮原地区景観整備指針」は、ホームページ上もしくは、関係課で閲覧させて頂けると考えてよろしいでしょうか。	「北部拠点宮原地区景観整備指針計画及び基準、解説(宮原地区景観整備指針)」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
6	3	第1	5	(2)	エ	地域のニーズ	北区区民会議で提出された、「(仮称)プラザノース提案書」の区民からの要望が記載された提案書は、ホームページ上もしくは、関係課で閲覧させて頂けると考えてよろしいでしょうか。	さいたま市北区ホームページ内に公表しています。
7	3	第1	5	(2)	エ	地域のニーズ	北区区民会議から出されたプラザノース提案書は入手可能でしょうか。	さいたま市北区ホームページ内に公表しています。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
8	4	第1	5	(2)	オ	施設像	「施設像」で、施設のデザインはシンプルにし、見た目よりも性能重視とありますが、プラザイーストのようにR型平面計画、(仮称)プラザウエストの完成予想図にある、ガラス張り、ポールド屋根までは許容範囲と考えてよろしいでしょうか。	プラザイーストのようなR型平面計画、(仮称)プラザウエストの完成予想図にある、ガラス張り、ポールド屋根等については、要求水準書を満たす限り、許容範囲です。
9	4	第1	5	(2)	カ	コンセプトの設定	「コンセプトの設定」で「コラボレーション(協働)による新たな文化の創造」とありますが、「協働」は、個人あるいは一つの組織だけではできないような地域の様々な悩みや課題を解決することと考えられますが、文化や芸術を協働するための貴市の具体的政策、予算等をご教示ください。	文化や芸術を協働するための市の具体的政策は、「(仮称)さいたま市おおみや芸術創造館基本計画のあり方について」、及び「ユーマセンター整備基本構想」等に記載されている事項を参考にしてください。なお、予算等は公表できません。
10	6	第1	6	(1)	イ	周辺家屋影響調査	土壌調査及び、土壌改良工事等は市が行うものと考えてよろしいでしょうか。	土壌調査についてはすでに実施済みですが、場外搬出土について、新たに必要となる可能性があります。土壌汚染等に伴う改良工事は必要ありません。
11	6	第1	6	(2)	-	設計業務	貴市の設計における、貴市独自の設計基準等をご教示ください。	市の共通仕様書はありますが、市独自の設計基準はありません。なお、「さいたま市建築工事仕様書一覧」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
12	6	第1	6	(3)	イウ	中間検査業務、完成検査業務	貴市の各種検査における、貴市独自の検査基準等をご教示ください。	従来手法で実施している「さいたま市公共工事の工事成績評価」が、ご質問に該当するかと思います。内容については、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
13	6	第1	6	(3)	オ	備品等整備業務	備品等整備業務において、貴市が用意される備品整備については、貴市が設置業務全般を行うものと考えてよろしいでしょうか。	備品等設置業務において、新規に設置する備品等に関しては事業者が設置業務全般を行ってください。現北区役所から本施設への備品等の移設業務については市が行います。
14	8	第2	1	-	-	地域地区等	地区計画・地区整備計画地域における、歩行者ネットワークの形成とは、敷地内貫通歩行者道路の形成と考えてよろしいでしょうか。また、貴市の周辺施設等との打合せで具体的に決定されている歩行者ネットワークエリアや位置等があればご教示ください。	「北部拠点宮原地区まちづくりガイドライン2000」を参照してください。
15	8	第2	1	-	-	景観形成	景観形成で、市民広場、タウンコア、タウンゲート、ストリートコーナーについて「北部拠点宮原地区まちづくりガイドライン2000」の中で基本的構想について表現されていますが、貴市が整備される歩道部分やストリートファニチュアと本施設計画と一体感を持った空間とするため、貴市の試設計をご教示ください。	歩道部分については竣工していますので、現地をご確認ください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
16	8	第2	1	-	-	景観形成	市民広場と4街区シンボル公園との一体的整備にあたり、貴市試設計を公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	市民広場は本事業で提案していただきます。4街区シンボル公園の計画については、「北部拠点宮原地区シンボル公園デザイン検討報告書」を貸し出すことが可能です(さいたま市公式Webサイトをご覧ください)。
17	8	第2	1	-	-	周辺道路状況	周辺道路状況で、「(仮称)きたまちしましま公園」に配慮した設計を行うにあたり、(仮称)きたまちしましま公園の基本設計図書は公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	(仮称)きたまちしましま公園計画については、「(仮称)きたまちしましま公園(第4街区分)整備計画図」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
18	8	第2	1	-	-	周辺道路状況	周辺道路状況の 周辺道路において「(いずれも幅員13m)」との表現ありますが、13.2mの誤りではないでしょうか。	2 本施設周辺インフラ状況(1)周辺道路の幅員13.2mを幅員13mに変更します。
19	8	第2	1	-	-	周辺道路状況	「(仮称)きたまちしましま公園」とは何でしょうか、ご教示ください。	「(仮称)きたまちしましま公園」とは、本施設の南東部に隣接する公園です。
20	9	第2	2	(2)	-	歩行者デッキ	第4街区と第2街区とをつなぐ歩行者デッキの基本設計図書は公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	「歩行者デッキ計画図(第2街区～第4街区)」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
21	9	第2	2	(2)	-	歩行者デッキ	歩行者デッキの計画図面がありましたらお示ください。	「歩行者デッキ計画図(第2街区～第4街区)」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
22	10	第2	4	(2)	-	建築物等の用途制限	建築物等の用途制限で計画地の主旨にそぐわない施設について提案提出前にご意見をいただける機会があるのでしょか。	事前に事業者にて担当課(北部建設事務所建築審査課)にご確認ください。
23	11	第2	5	(3)	-	景観形成の方針で示されるキーワード	キ-ワ-ドにて示されている場所を特定できるような図等の情報を頂きたい。	「北部拠点宮原地区まちづくりガイドライン2000」を参照してください。
24	12	第3	1	(3)	-	耐久性	耐久性について、鉄筋コンクリート工事に限定されていますが、本構造計画は鉄筋コンクリート造と考えてよろしいでしょうか。	建築の構造形式は特に限定しません。
25	12	第3	1	(3)	-	耐久性	耐久性について、鉄筋コンクリート工事でされていますが、本施設のコンクリート工事において現場採取試験に単位水量試験は含まれると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
26	13	第3	1	(4)	ア	建物デザイン	建築デザインはシンプルにして、盆栽等の持つイメージを表現することとありますが、貴市の盆栽のイメージについてご教示ください。また、盆栽等とありますが、他に付け加えるイメージとは何か具体的にご教示ください。	市の盆栽のイメージについては、北区内の「盆栽村」及び「盆栽四季の家」を参考に事業者にて解釈し、提案してください。また、他に付け加えるイメージは、事業者の提案に委ねます。
27	13	第3	1	(5)	-	環境への配慮	環境への配慮策として示されたア～エの各項目は、本提案における必須条件との位置付けになるのでしょうか。或いは、提案における有無が事業者の選定基準上、配点に左右する要因となりうるのでしょうか。	環境への配慮策として示されたア～エの各項目は、本提案における必須条件であり、選定の評価項目に含まれます。
28	13	第3	1	(5)	ア	雨水等の有効利用	雨水の有効利用で、中水利用設備の設置すると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
29	13	第3	1	(5)	ア	雨水等の有効利用	雨水の有効利用で、既設井戸の利用を図るとありますが、既設井戸の位置をご教示ください。また、災害用水としての利用に当たり、保健所等での水質検査記録等をご教示ください。	既設井戸の位置については、「第2街区周辺状況(写真入)」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。後段については提案に必要な情報とは考えていません。
30	13	第3	1	(5)	ア	雨水等の有効利用	既設の井戸の位置をご教示ください。	既設井戸の位置については、「第2街区周辺状況(写真入)」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
31	13	第3	1	(5)	ア	雨水等の有効利用	既設の井戸における水質・水量データ等は公表して頂けるのでしょうか。	水量データについては要求水準書に示しています。水質に関して公表する必要はないと考えています。
32	13	第3	1	(5)	ア	雨水等の有効利用	既設の井戸の位置をお示しください。	既設井戸の位置については、「第2街区周辺状況(写真入)」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
33	13	第3	1	(5)	イ	エネルギー対策	エネルギー対策において、太陽光発電容量等の審査基準をご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の落札者決定基準において示します。
34	13	第3	1	(5)	ウ	屋上緑化等	屋上緑化について、ヒートアイランド対策として他の手法を用いた場合の、審査基準をご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の落札者決定基準において示します。
35	13	第3	1	(5)	ウ	屋上緑化等	「周辺環境及び生態系にも十分配慮する」とありますが、埼玉環境保護団体協議会から求められている「コアジサシの保護対策」への対応について、市としてどのようにお考えでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
36	14	第3	1	(7)	-	ユニバーサルデザインへの配慮	サイン表示で表記する言語は何カ国語かご教示ください。	日本語表記に加えて、主要な箇所は英語でも表記してください。区役所の課名は日本語及び英語での表記とし、外国人登録の窓口は日本語、英語、ハングル語、中文、ポルトガル語としてください。
37	14	第3	1	(10)	-	仕上げへの配慮	シックハウスに関するさいたま市の基準はございますでしょうか。あれば、ご教示ください。	シックハウスに関する市独自の基準等はありません。
38	15	第3	2	(1)	-	コミュニティ機能	コミュニティ機能で、貴市が想定される和室、音楽室、調理室でのプログラム、対象人数、使用頻度等をお教えてください。	具体的に市が想定する和室、音楽室、調理室でのプログラム、対象人数はありませんが、要求水準書(案)P.23に示す主要用途や要求水準を参考にしてください。使用頻度については、「プラザイースト・宮原コミュニティセンター利用状況(平成15年度)」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参考にしてください。
39	15	第3	2	(1)	-	コミュニティ機能	自主事業の一つとして、「市民福祉の向上とコミュニティ活動の推進を図る」プログラムも盛り込むと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
40	15	第3	2	-	-	延べ床面積	施設の延床面積と機能毎のおおよその面積が規定されていますが、設備機械室等の面積は按分されて含まれていると考えてよろしいでしょうか。また、駐車場・駐輪場等の容積率算定対象外面積については、この数値とは別途であり、提案者によって任意に設定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の通り、設備機械室等の面積は按分されて含まれています。また以降はお考えのとおりです。
41	15	第3	2	-	-	延べ床面積	「延べ床面積として19,500㎡以上19,650㎡以下」との表現ありますが、この範囲から外れたら失格とされるのでしょうか。	ご質問の通り、延べ床面積として19,500㎡以上19,650㎡以下の範囲から外れた場合は、失格となります。
42	15	第3	2	-	-	延べ床面積	19,500㎡以上19,650㎡以下が提案計画の絶対条件という理解で宜しいのでしょうか。	ご質問の通り、19,500㎡以上19,650㎡以下が提案計画の絶対条件となります。
43	15	第3	2	-	-	各機能の主な諸室及び面積	表 各機能の主な諸室及び面積に示されている機能のうちその他(例えば、託児所・遊戯室、情報室コーナー等)については、事業者が担う運営業務でないと理解してよろしいですか。	表 各機能の主な諸室及び面積に示されている機能のうちその他(例えば、託児室・遊戯室、情報室コーナー等)についても、事業者が担う運営業務に含まれます。
44	16	第3	2	(2)	-	ホール機能	貴市が想定されている、ホール演目についてお教えてください。	音楽をはじめ演劇、舞踏等の発表会及び鑑賞会利用や各種講演会、映画鑑賞会等利用を想定しています。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
45	16	第3	2	(2)	-	ホール機能	ホール運営に当たり、音響操作、照明操作、舞台装置操作専門の技術スタッフは、貴市職員が常駐されると考えてよろしいでしょうか。	市職員は常駐しません。
46	16	第3	2	(2)	-	ホール機能	舞台機構について、舞台転換、奈落、プロンプターボックス等の設置についてお教えてください。	必須ではありません。
47	16	第3	2	(2)	-	ホール機能	ホールの利用率向上策の一環として、行政との協議のもと利用料金を含めた利用形態を変更して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	市との協議のもと利用料金を含めた利用形態を変更することは可能ですが、全てが認められるとは限りません。
48	16	第3	2	(3)	-	芸術創造・ユーモア機能	芸術創造で、絵画や陶芸等の創作活動とありますが、コンテンポラリーアート等の現代芸術を積極的に行った場合の評価基準をお教えてください。	入札説明書と同時に公表する予定の落札者決定基準において示します。
49	16	第3	2	(3)	-	芸術創造・ユーモア機能	ユーモア機能において、既設事業の継承である国際漫画フェスティバル、ユーモアフォトコンテスト等の審査事業と同時に、クリエイティブな事業提案を行った場合の評価基準をお教えてください。	入札説明書と同時に公表する予定の落札者決定基準において示します。
50	16	第3	2	(3)	-	芸術創造・ユーモア機能	ユーモア機能で、「漫画を中心とした」とありますが、漫画とは北沢楽天氏のような一コマ漫画によるユーモアだけを示すのか、アニメーション等までを含む広い範囲を示すのかお教えてください。	漫画とは北沢楽天氏のような一コマ漫画によるユーモアだけを示しているわけではなく、アニメーション等までを含む広い範囲を示します。なお、「ユーモアセンター整備基本構想」に記載されている事項を参考にしてください。
51	16	第3	2	(3)	-	芸術創造・ユーモア	国際漫画フェスティバル等の既存事業は、現在の実施者は誰でしょうか。また、事業者がこれを引き継ぐのでしょうか。	国際漫画フェスティバル等の既存事業の現在の実施主体は、ユーモアセンター設立準備実行委員会です。また、事業者が既存事業の具体的な作業を引き継ぐこととなります。
52	16	第3	2	(3)	-	芸術創造・ユーモア機能	ユーモア機能として市が想定している具体的な機能/分野はありますか。又、実施してはならないものとして想定している分野等があればご教示ください。	一枚漫画をはじめとしたユーモア作品の発表。漫画関連資料、ユーモア関連資料の研究。及び一般の漫画書籍、貴重な漫画誌等の保管・公開といった機能/分野を想定していません。 また、具体的に実施してはならないものとして特に想定している分野はありませんが、「ユーモアセンター整備基本構想」の構想に合致した分野であることが望ましいです。
53	16	第3	2	(3)	-	芸術創造・ユーモア	(仮称)プラザノースにて収蔵予定の作品があれば教えてください。	ユーモアセンター設立準備実行委員会が過去に収集したユーモア関連資料(資源)、及び漫画会館が所蔵しているユーモア関連資料(資源)の収蔵を予定しています。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
54	16	第3	2	(3)	-	芸術創造・ユーモア機能	漫画会館は(仮称)プラザノースに移転すると考えてよいでしょうか。	漫画会館の移転は、ありません。
55	17	第3	2	(4)	-	図書館	新しい情報文化機能に触れる機会をもたらす図書館とありますが、新しい情報文化としてデジタルメディア機能(利用者参加型コンテンツ)を有するサービスを提供すると考えてよろしいでしょうか。	新しい情報文化としてデジタルメディア機能を含めた情報図書館の機能を有するサービスを提供することとしています。
56	17	第3	2	(5)	-	北区役所	さいたま市北区宮原町1-9-3(13街区)にある北区役所で提供されているサービス内容、同数職員、同備品が本計画北区役所に移管されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、職員数については同数とは限りません。
57	17	第3	3	(2)	-	ホール機能	固定席にする理由をお教えてください	音楽をはじめ演劇、舞踏等の発表会及び観賞会、また各種講演会及び講習会、映画鑑賞会等の開催に適したつくりをすることを勘案して固定席としています。
58	17	第3	3	(2)	-	ホール機能	ホール400名程度とは、±何席まで可能でしょうか。	±1%とします。
59	18	第3	4	(1)	-	施設へのアクセス条件	1街区は予定では公共施設とありますが、どのような施設が予定されているのでしょうか。また(仮称)プラザノースの敷地との連絡ブリッジ等の予定はありますでしょうか。	現時点では、1街区における公共施設の種類及び(仮称)プラザノースの敷地との連絡ブリッジ等の有無は、未定です。
60	18	第3	4	(1)	ウ	施設への車輛動線	施設への車輛動線は、緊急車両も含め要求水準書案で公表頂いた範囲と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
61	19	第3	4	(3)	カ	駐輪場	必要台数をお示ください。	要求水準書(案)P.58に記載のとおりです。
62	19	第3	4	(3)	ク	市民広場	地区整備計画における「まちづくりガイドライン2000」の位置づけについてご教示願います。	市で作成した地区整備計画をもとに「北部拠点宮原地区まちづくり協議会」が宮原地区全体のまちづくりに関する諸計画の検討・立案をまとめたガイドラインです。
63	20	第3	4	(4)	-	施設全体の要求水準	表中に示す面積は程度とされていますが、面積の許容範囲をご教示ください。例:表示面積の±10%	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
64	20	第3	4	(4)	-	施設全体の要求水準	表中で階の指定が特でないものについては、応募者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
65	20	第3	4	(4)	-	施設全体の要求水準	面積は程度とする、の誤差許容範囲をご教示下さい。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
66	20	第3	4	(4)	-	全体	将来を見据えたフレキシブルな施設整備とありますが、要求されている機能で一番考慮しなければならない施設があればお示しください。	事業者にて判断してください。
67	20	第3	4	(4)	-	コミュニティ機能	市展開催可能なつくりという具体的内容があればお示しください。	展示面積約1,800㎡、展示壁長約420mとしてください。
68	21	第3	4	(4)	-	コミュニティ機能	コミュニティ機能の個別要求水準において、既存のコミュニティ施設とは、「宮原コミュニティセンター」と考えてよろしいでしょうか。	既存のコミュニティ施設として、「プラザイースト」及び「宮原コミュニティセンター」を想定しています。
69	21	第3	4	(4)	-	コミュニティ機能	既存のコミュニティ施設とは、プラザイースト、プラザウェストを指すのでしょうか。また既存のコミュニティ施設の図面等は公表されるのでしょうか。	既存のコミュニティ施設として、「プラザイースト」及び「宮原コミュニティセンター」を想定しています。また、「プラザイースト平面図(概要版)」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
70	21	第3	4	(4)	-	コミュニティ機能	「既存のコミュニティ施設」とはプラザイーストを指すと考えて宜しかったでしょうか。	既存のコミュニティ施設として、「プラザイースト」及び「宮原コミュニティセンター」を想定しています。
71	21	第3	4	(4)	-	ホール機能	ホール機能で、音のよさを中心に据えたとありますが、音楽、演劇、集会、式典、講演会等と利用目的が多岐にわたるため、電気音響を中心とした音響システムと考えてよろしいでしょうか。また、具体的な残響時間、RASTI評価尺度等の音響性能について具体的な数字でご教示ください。	電気音響及び自然音響の両方を重視します。また以下については事業者の提案に委ねます。
72	21	第3	4	(4)	-	ホール機能	ホール機能として、「育成空間としてのホール」とありますが、育成分野について新劇、オペラ等具体的にご教示ください。また、育成とはホール技術者の育成も含まれると考えてよろしいでしょうか。	育成分野について特段重視すべき分野はありません。また、ご質問のとおり、育成とはホール技術者の育成も含まれます。
73	21	第3	4	(4)	-	ホール機能	「コンセプトの明確なホールとすること」とありますが、これは提案の中で民間事業者が要求水準等の範囲内でコンセプトを明確にするという意味でしょうか。	ご質問の通り、提案の中で民間事業者が要求水準等の範囲内でコンセプトを明確にしてください。
74	21	第3	4	(4)	-	ホール機能	400席程度とはどの程度の範囲でしょうか。	±1%とします。
75	21	第3	4	(4)	-	ホール機能	ホールでの利用演目は音楽、演劇、式典、講演会、舞踏、映画鑑賞以外に想定がありますでしょうか。あれば、ご教示ください。	現時点では、音楽、演劇、式典、講演会、舞踏、映画鑑賞以外の具体的な演目は想定していません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
76	21	第3	4	(4)	-	芸術創造・ユーモア機能	埼玉県立近代美術館、うらわ美術館での開催条件とは、展示面積1,800㎡、展示壁長約420mの2つと考えるのでしょうか。	展示面積約1,800㎡、展示壁長約420mの2つです。
77	21	第3	4	(4)	-	芸術創造・ユーモア機能	「芸術創造・ユーモア機能へのイントロダクションとして、導入部に広がりのある空間」とありますが、貴市としての具体的なイメージをご教示ください。	民間事業者の提案に委ねます。
78	21	第3	4	(4)	-	芸術創造・ユーモア機能	ノースギャラリーでの美術品、資料の展示方法は展示ケースを用いた方法と考えるのでしょうか。	展示ケースのみの展示とは考えていません。
79	21	第3	4	(4)	-	芸術創造・ユーモア機能	芸術創造・ユーモア機能での、貴市の想定されている展示会内容、体験学習プログラム、美術教育プログラム等を具体的に教示ください。	具体的に市の想定している展示会内容、体験学習プログラム、美術教育プログラム等はありません。
80	21	第3	4	(4)	-	芸術創造・ユーモア機能	「埼玉県立近代美術館、うらわ美術館両館での開催条件」とは要求水準書に記載の面積(1800㎡)と壁長(420m)のみと考えるて宜しかったでしょうか。	展示面積約1,800㎡、展示壁長約420mです。
81	22	第3	4	(4)	-	図書館	さいたま市の他の図書館とのネットワーク接続は行うのでしょうか。また、図書館ネットワークの中心(サーバ設置)はどちらの図書館になるのでしょうか。	さいたま市の他の図書館とネットワーク接続を行います。また、サーバーはさいたま市の他の図書館に設置する予定です。
82	22	第3	4	(4)	-	図書館	図書館において、視聴覚ライブラリーを配置出来るスペースの確保とありますが、市内視聴覚ライブラリーが所蔵するフィルム、機器類のリストは公表ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
83	22	第3	4	(4)	-	図書館	図書館情報機能として、資料検索端末ブース、パソコン・インターネット端末ブース、視聴覚ブースとありますが、貴市が想定されているブース数をご教示ください。	所蔵資料検索用端末を15台、インターネット端末を13台、視聴覚用端末を10台、予約受付端末を3台、更にパソコン持ち込み用ブースを10台設置する予定ですので、それに合わせたブース数が必要です。
84	22	第3	4	(4)	-	図書館	図書館内の調べ物や読書を行う空間となるよう、閲覧コーナーの充実を図ることとありますが、調べ物閲覧コーナー、読書コーナー、学習コーナー等のコーナー機能ごとに空間を間仕切ると考えるてよろしいでしょうか。	コーナー機能ごとに空間を間仕切るとは行いません。ワンフロアーとし、書棚等で区切るとを想定しています。
85	22	第3	4	(4)	-	図書館	図書館の建築計画において、1階と2階の一体感を持たせるとありますが、図書館の建築計画は2層プランと考えるてよろしいでしょうか。	2層プランで想定していますが、可能であれば1層としてください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
86	22	第3	4	(4)	-	図書館	「1階と2階の一体感を～」とありますが、2階構造は前提条件でしょうか。	2層プランで想定していますが、可能であれば1層としてください。
87	22	第3	4	(4)	-	図書館	「IT機器の充実を図ること」との記載がありますが、図書館システムの整備は本事業に含まれるのでしょうか。	ソフトは市が提供しますが、ハードは事業者が整備してください。
88	22	第3	4	(4)	-	図書館	図書館の面積について、15p施設の概要では3,520㎡となっていますが、ここでは専用面積が1,900㎡程度となっています。この差は共用部分と考えるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
89	22	第3	4	(4)	-	区役所	区役所業務で、窓口業務中心の課、執務業務中心の課、その他等についてお教えてください。	各課とも窓口業務及び執務業務がありますがその中での大小を示すデータとして、「北区役所来庁者数(平成15年5月～平成16年4月)」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
90	23	第3	5	(1)	-	会議室	会議室で、可動間仕切り設置時で最低7室を確保とありますが、大会議室の可動間仕切りを用いて7室を確保するのか、可動間仕切りの設置していない会議室と可動間仕切りで仕切った会議室合わせて7室を確保するのかお教えてください。	民間事業者の提案に委ねます。
91	23	第3	5	(1)	-	会議室	会議、集会、講習会の利用に対応可能な仕様として、各会議室に付室、音響・照明調整室、プロジェクター操作卓を設置すると考えてよろしいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
92	23	第3	5	(1)	-	会議室	パソコン講習会対応室の仕様として、床のみOAフロア対応と考えるとよろしいでしょうか。	床を含めてOA対応と教えてください。
93	23	第3	5	(1)	-	会議室	PC対応プロジェクター及びスクリーンを設置する会議室数をお教えてください。	すべての会議室に設置してください。なお、機能としては、視覚・聴覚などの障害者対応を考慮してください。
94	24	第3	5	(1)	-	多目的室	多目的室において、演劇発表会、児童音楽会等の開催に当たり、袖舞台、楽屋、リハーサル室等を設置すると考えるとよろしいでしょうか。	袖舞台、楽屋、リハーサル室等を設置する考えはありません。
95	24	第3	5	(1)	-	書斎	書斎のAV装置は管理室で集中管理とし、各書斎には操作盤とPDP、音響設備を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	管理室を集中管理とし、操作盤等を各書斎に設ける考えはありません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
96	24	第3	5	(1)	-	書斎	書斎への個人PC接続にあつては有償と考えてよろしいでしょうか。 また、接続方法の有線又は無線方式、アクセススピード等の仕様をご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
97	24	第3	5	(1)	-	書斎	個人持ちPCのネット接続を可能にするとの記載がありますが、この場合個人PCによる館内ウィルス蔓延被害が起きた場合は、事業者側に責任が無いと考えて宜しいですか。(ウィルス対策は事業者側で実施しないと考えると宜しいですか。)	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
98	25	第3	5	(2)	-	舞台	舞台演目や演出から舞台プロセニウム形式のオープン化として、オープン劇場等の仕様をお教示ください。	要求水準を満たす限りにおいて、舞台の仕様については事業者の提案に委ねます。
99	25	第3	5	(2)	-	舞台	舞台面は一面舞台とし、スライディングステージ等の仕様はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、舞台の仕様については事業者の提案に委ねます。
100	25	第3	5	(2)	-	舞台	フライズ内のバトン、 Horizontライト等の照明、 Horizont幕等の仕様についてご教示ください。	要求水準を満たす限りにおいて、舞台の仕様については事業者の提案に委ねます。
101	25	第3	5	(2)	-	舞台用収納スペース	大道具製作作業スペース、大道具保管庫等の諸室は設けないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
102	25	第3	5	(2)	-	客席	リハーサル時の客席内スタッフ基地位置をご教示ください。 また、必要な配線等の仕様をご教示ください。	要求水準を満たす限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
103	25	第3	5	(2)	-	客席	客席400程度の誤差許容範囲をご教示ください。	±1%とします。
104	25	第3	5	(2)	-	客席	400名程度とありますが、プラスマイナス何席程が許容範囲なのでしょう。	±1%とします。
105	25	第3	5	(2)	-	客席	キラリ ふじみと高崎ギャラリーの見学は自由でしょうか。	一般利用者としての見学は自由ですが、当該施設の担当者等に案内等を依頼される場合は、事前にさいたま市に確認してください。
106	25	第3	5	(2)	-	ホワイエ	ホワイエにはクローク、ピュッフェ等を設けないと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
107	26	第3	5	(2)	-	楽屋	楽屋は外部に面するよう平面計画を行うと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
108	26	第3	5	(2)	-	楽屋	楽屋は、リハーサル室のみの利用者と、舞台出演者と共用利用と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、リハーサル室のみの利用者と、舞台出演者と共用利用と考えてください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
109	26	第3	5	(2)	-	シャワー設備等	シャワー設備及びスペースは、男女別々に設置するかと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
110	26	第3	5	(2)	-	ホール管理室	ホール管理室の3～4名の執務スペースは市側職員用と解釈してよいのでしょうか。事業者側スタッフは別途用意すべきでしょうか。	ホール管理室の3～4名の執務スペースは事業者側スタッフ用であり、市職員用は用意する必要はありません。
111	26	第3	5	(2)	-	搬入口	搬入口に大道具搬入用リフト等の機器類の寸法、仕様についてお教えてください。	事業者の提案に委ねます。
112	27	第3	5	(3)	-	ノースギャラリー	ノースギャラリーで、複数の展示会の同時開催とは、幾つまでの展示会を貴市は想定されているかご教示ください。	市において幾つまでという想定はしていません。事業者の判断に委ねます。
113	27	第3	5	(3)	-	ノースギャラリー	市主催で行われている展示会の年間スケジュールをご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
114	27	第3	5	(3)	-	ノースギャラリー	これまでの展示会で最大の美術作品の寸法、重量をお教えてください。	彫刻については、重量300kg/2.5㎡、高さ2.5m、床面積2㎡で最大重量が600kg(300kg×2㎡)、絵画については、最大でiの50号、書については、長さ242cm、幅60cmとなっています。
115	27	第3	5	(3)	-	ノースギャラリー	展示室を仕切った際、他の展示室を通らずに各室に直接出入り出来るとは、個別にもぎりスペースを確保するかと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりですが、もぎりスペースについては専用のスペースは想定してません。
116	28	第3	5	(3)	-	倉庫	自由読書スペースとは、どのような目的のスペースか具体的にご教示ください。芸術創造・ユーマ機能における関連雑誌や書籍の収集閲覧コーナー等のことでしょうか。	ご質問のとおりです。
117	29	第3	5	(3)	-	CG室	CG室とは、他の場所で作成されて作品を展示する居室と考えてよろしいでしょうか。また、ネットワーク構成や仕様、UPSの有無、サーバー等のハードウェアの仕様等について、貴市が現在想定されているスペックをお教えてください。	CG室は、主に現代美術等のCGの創作の場で、発表の場という表現は修正します。また、現時点では、ネットワーク構成や仕様、UPSの有無、サーバー等のハードウェアの仕様等について、市が具体的に想定しているものではありません。
118	30	第3	5	(3)	-	交流スタジオ	ワークショップの要求水準に関して、交流スタジオにおけるワークショップ企画・運営については市の担当ですか、それとも事業者の担当ですか。	交流スタジオにおけるワークショップ企画・運営については、事業者の業務範囲です。
119	30	第3	5	(3)	-	交流スタジオ	交流スタジオにおけるワークショップの要求水準に関して、交流スタジオにおける若手作家等の公募・選抜については市の担当ですか、それとも事業者の担当ですか。	交流スタジオにおける若手作家等の公募・選抜については、事業者の業務範囲です。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
120	30	第3	5	(3)	-	映写室、資料研究室、と自由読書スペース共通	映写室と自由読書スペース間は家具的にももので区切られた空間とありますが、映写室からの音や光が自由読書スペースに漏れることは一体的空間として問題ないと考えてよろしいでしょうか。	映写室利用中は音や光が漏れないようにしてください。通常時は一体的空間としてください。
121	30	第3	5	(3)	-	映写室	可動ステージは、間仕切り壁で間仕切られた各映写室に個別に設置すると考えてよろしいでしょうか。また、可動ステージの寸法をご教示ください。	映写室は一つです。可動ステージの寸法については事業者の提案に委ねます。
122	30	第3	5	(3)	-	映写室	「映写室 貸し出しの際には間仕切りができる設えとする」とは、書庫と間仕切りという意味でしょうか。	映写室利用中は音や光が漏れないようにしてください。通常時は一体的空間としてください。
123	31	第3	5	(3)	-	資料研究室	資料研究室に設置するデータベース用サーバの仕様をお教えください。また、資料撮影室に設置する撮影機材、電源容量等もお教えください。	資料、データの内容について、順次さいたま市公式Webサイト等で公表しますので、それに適した仕様を事業者が提案してください。
124	31	第3	5	(3)	-	資料研究室	資料整理の作業スペースとは、具体的にどのような作業をされるかお教えください。	収集資料を実際に広げ、分析、分類、整備ができる作業スペースです。
125	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	図書館として適切な机上照度の基準をご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
126	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	バーコード・ICチップを用いた書籍管理システムで、ICチップとしてFRIDのタイプをご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
127	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	資料検索・予約、利用者登録、バーコード、ICチップの資料管理等を実現する為に、図書管理システムを事業者側で準備すると理解して宜しいですか。	ソフトは市が提供しますが、ハードは事業者が整備してください。
128	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	ICチップの記載がありますが、ICチップを利用することは決定事項との理解で宜しいでしょうか。またその場合のICチップの仕様に関する情報はいつ公表して頂けるのでしょうか。	ICチップを利用する予定ですが、導入時期が未定であるため、バーコード、ICチップの両方を想定しておいてください。
129	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	バーコード、ICチップのどちらの資料も管理出来るような機器を備えることとありますが、その機器は市の方で指定して頂けるのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
130	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	ICチップは他の図書館との関連を考えた仕様決めが重要と思いますが、ICチップの選定・購入は市の業務となるのでしょうか。	選定は市が行います。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
131	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	蔵書数について、22p 施設全体の要求水準では開架100,000冊とありますが、ここでは一般書8万冊、児童書30,000冊とあり、計110,000冊となります。どのように判断すればよいでしょうか。	P.32の児童書の配架冊数を20,000冊程度と訂正します。
132	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	「バーコード・ICチップ双方管理できる機器」とありますが、バーコード・ICチップの仕様は提示いただけるのでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
133	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	「バーコード・ICチップ双方管理できる機器」とありますが、盗難防止システムは導入しないのでしょうか。導入する場合「バーコード・ICチップ双方管理できる機器」は現在存在しないのではないのでしょうか。	盗難防止システムはICチップによるものとします。
134	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース	「バーコード・ICチップ双方管理できる機器」とありますが、貸出・返却用の機器は図書館システムの一部ではないのでしょうか。	図書館システムの一部と考えています。
135	32	第3	5	(4)	-	閲覧スペース ITルーム	p55に検索用の端末が閲覧スペースの他ITルームにも備品として記載されておりますが、検索システムに関し事業者が整備すべき内容をもっと詳しく提示願えないでしょうか。(台数や、サーバー環境、及び事業者が担うシステム等の内容などについて)	ITルームには閲覧用端末としてインターネット端末を10台分、さらに持ち込み用パソコンに接続する端子を10台分設置してください。 上記10台分のインターネット端末は、別に設置するCD-ROM及びDVDチェンジャーシステム並びに有料プリンター1台に接続可能なようにしてください。
136	33	第3	5	(4)	-	ITルーム	ITルームで個人が持ち込むPCのアクセスは有償と考えてよろしいでしょうか。また、アクセス方法(有線、無線)、スピード、また、アクセス対象者に対して接続カード等は事業者で用意し、貸し出すものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
137	33	第3	5	(4)	-	ITルーム	インターネット回線及びプロバイダーは事業者側で準備しないと考えると宜しいですか。	インターネット回線及びプロバイダーは事業者側で準備してください。
138	33	第3	5	(4)	-	ITルーム	商用データベースは事業者側で加入しないと考えると宜しいですか。	事業者側で加入してください。
139	33	第3	5	(4)	-	ITルーム	ITルームについて、設備の台数は何台でしょうか。	ITルームには閲覧用端末としてインターネット端末を10台分、さらに持ち込み用パソコンに接続する端子を10台分設置してください。 上記10台分のインターネット端末は、別に設置するCD-ROM及びDVDチェンジャーシステム並びに有料プリンター1台に接続可能なようにしてください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
140	33	第3	5	(4)	-	視聴覚コーナー	視聴覚ブースは、映像・音響操作盤のみ配置し、ソフトウェアは管理側でオンデマンドシステムで提供するシステムと考えてよろしいでしょうか。	事業者側で、映像・音響操作盤を配置するだけでなく、視聴覚ブースで視聴できるソフトの整備を行ってください。
141	33	第3	5	(4)	-	視聴覚コーナー	視聴覚ブース内におけるAV設備機器は事業者の整備範囲外との理解で宜しいでしょうか。	視聴覚ブース内におけるAV設備機器は事業者の整備範囲に含まれます。
142	33	第3	5	(4)	-	視聴覚コーナー	視聴覚コーナーの「視聴覚ブース」は間仕切り等の家具だけでなく、機器も含むのでしょうか。	視聴覚コーナーの「視聴覚ブース」は間仕切り等の家具だけでなく、AV機器も事業者の整備範囲に含まれます。
143	33	第3	5	(4)	-	視聴覚コーナー	視聴覚コーナーの「視聴覚ブース」の詳細仕様は示されるのでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、視聴覚ブース内のAV機器は、CD-ROM・DVDの視聴閲覧、インターネットの閲覧及びインターネットからダウンロードした媒体を視聴でき、更に端末でブース予約のできる機器を設置してください。
144	33	第3	5	(4)	-	イベントルーム	イベントルームにおけるAV設備とは、具体的にどのような設備を何台示しているのか明示していただけないでしょうか。	コミュニティ機能の多目的室と同様の、PC対応プロジェクター及びスクリーン、ホワイトボード等を一式整備してください。
145	33	第3	5	(4)	-	保存書庫	保存書庫に併設して、16mmフィルム洗浄機をはじめとするフィルムメンテナンススペース、機器類の設置は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
146	33	第3	5	(4)	-	保存書庫	保存書庫は一般的な閉架書庫と考えて宜しかったでしょうか。	お考えのとおりです。
147	33	第3	5	(4)	-	保存書庫	保存書庫の「除湿機能」は、フィルムのみが対象でしょうか、部屋全体の除湿が必要でしょうか。	除湿機能が付いた電動書庫を整備するか、部屋全体を除湿できるようにしてください。
148	33	第3	5	(4)	-	事務室	事務室の欄に記載の「職員18名+パート3名+IT機器」のスペースは職員5名+事業者側の要員のスペースと考えて良いのでしょうか。	お考えのとおりです。
149	33	第3	5	(4)	-	事務室	事務室におけるIT機器は一切事業者の整備範囲に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	事務室には、図書館システムとしてのパソコン端末3台及びプリンター1台を事業者で整備してください。
150	33	第3	5	(4)	-	事務室	職員18+パート3名:計21名とありますが、事業者の運営計画によっては、21名より少ない人数にての提案も可能でしょうか。	職員18名は確保してください。パートの人数については利用状況に応じて減らすことは可能です。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
151	33	第3	5	(4)	-	サーバールーム	視聴覚コーナーに対応したサーバの設置と記載してありますが、具体的には電子図書館システムに対応できるサーバを設置すれば良いと判断して宜しいですか。	CD-ROM・DVD及びインターネット閲覧でき、かつインターネットからダウンロードした媒体を視聴できる機器を設置してください。
152	33	第3	5	(4)	-	サーバールーム	視聴覚コーナーに対応したサーバとありますが、視聴覚コーナーではインターネットからダウンロードした媒体をも視聴できるという意味でしょうか。	ご質問のとおりです。
153	34	第3	5	(4)	-	休憩室	休憩室は、宿直職員用スペースと急患対応スペースとを簡易に間仕切るものと考えてよろしいでしょうか。	間仕切る必要はありません。
154	34	第3	5	(4)	-	ロッカー室	ロッカー室は、職員用、パート職員用とを男女別、計4室設けるのでしょうか。	ロッカー室は、男女別に計2室設けてください。
155	34	第3	5	(4)	-	印刷室	印刷室に設置を想定されている印刷機の寸法、重量等をお教えください。また、コピー機器の仕様(大型コピー機/カラー・モノクロ)と設置台数もお教えください。	事務用に使用しますので、標準的な寸法、重量でお考えください。
156	34	第3	5	(4)	-	倉庫	倉庫とは、図書館宣伝用パンフレットをはじめとする図書館執務室で使われる事務用品保管庫と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
157	34	第3	5	(4)	-	ブックポスト	年末年始の休館日でもあふれない構造とありますが、最長何日の休館日を見込めば宜しいでしょうか。	最長8日間(12月28日～1月4日)の休館日を見込んでください。
158	34	第3	5	(4)	-	ブックポスト	ブックポストについて、24時間対応とありますが、開館時間中も受け付けるのでしょうか。	開館時間中も受け付けます。
159	34	第3	5	(4)	-	その他	ロッカー設置場所は、外部設置となっておりますが、セキュリティや維持管理等の観点から設置場所を変えることは、要項違反となるのでしょうか。	図書館機能の入口の外側とする必要がありますが、建物外部ということではありません。
160	34	第3	5	(4)	-	その他	使用時には料金(コイン)を徴収し、使用済み時に同額が返却されるシステムでも宜しいでしょうか。	ロッカーの仕様等は事業者の提案に委ねます。
161	35	第3	5	(5)	-	北区役所	特に北区区役所の面積と条件をご提示いただきたい。	執務室に関しては、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」の25%増で想定しています。
162	35	第3	5	(5)	-	執務室等	各課の隣接配置、近接配置とありますが、貴市の隣接、近接の定義をお教えください。(例:隣接とは隣り合わせに課を配置、近接とは対象外の課が2課またがっていること)	隣接とは隣り合わせに課を配置、近接とは対象外の1つの課または通路等を挟んで配置されることを意味します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
163	35	第3	5	(5)	-	執務室等	休日来庁者用出入り口の設置とは、夜間受付、警備室を併設した居室に隣接した場所に入出入り口を設けると考えてよろしいでしょうか。	休日夜間来庁者用出入り口から警備室・休日夜間受付の前を通り、入館する動線としてください。
164	35	第3	5	(5)	-	執務室等	「保健センターは2階以上の階でもよい」とありますが、貴市とすると保健センターは1階配置が望ましいとお考えでしょうか。	市は、必ずしも保健センターは1階配置が望ましいと考えているわけではありません。
165	35	第3	5	(5)	-	執務室等	増員及び非常勤職員、臨時職員は、現時点で貴市は何名程度とお考えでしょうか。また、各職員は各課に何名配属とお考えでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
166	35	第3	5	(5)	-	執務室等	応接室配置について、「上記3課が隣接する場合は…」と表記がありますが、上記3課とは、総務課とコミュニティ課と何課かお教えてください。	総務課及びコミュニティ課の2課に修正します。
167	35	第3	5	(5)	-	執務室等	北区役所内で働く市側職員、スタッフの数及び住民などの推定来館者(日平均)をご教示下さい。併せて、社会福祉協議会、保健センターについてもご教示下さい。	「北区役所来庁者数(平成15年5月～平成16年4月)を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。その他の資料については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
168	35	第3	5	(5)	-	執務室等	配置される課の構成と人員数、1人に対する必要とされる広さをご教示お願いいたします。できれば区役所の全体の機構図もご教示いただけますでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
169	36	第3	5	(5)	-	執務室等	ファイリングキャビネットについて、現年度文章収納スペースとありますが、次年度以降は貴市でスペースを確保頂けると考えてよろしいでしょうか。または、マイクロフィルム化や電子情報化作業スペースを設けるのでしょうか。また、現年度分の文章収納スペースはどの程度と貴市は想定されているのでしょうかお教えてください。	次年度も1年度は、執務内のファイリングキャビネット内に保存します。3年度目からは、要求水準書に記載してあり、総務課に近接の文書保存庫(100㎡程度)に保存します。マイクロフィルム化や電子情報化作業スペースを設ける必要はありません。現年度分及び前年度分の文章を収納するスペースは、ファイリングキャビネットを1台/人を想定していますので、参考としてください。
170	36	第3	5	(5)	-	執務室等	課への出入り口は、1課2箇所とありますが、窓口業務がある課でも各課ごとに間仕切った居室と考えてよろしいでしょうか。また、窓口業務で居室とする必要のない課があればお教えてください。	各課を間仕切る必要はありません。
171	36	第3	5	(5)	-	執務室等	接客用カウンターの選定で、各業務内容に応じたものとありますが、貴市の想定されている各業務内容について各課毎にご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
172	36	第3	5	(5)	-	執務室等	防災無線、防災端末は専用居室に設けるものと考えてよろしいでしょうか。また、居室とする場合の、隣接もしくは近接配置条件をご教示ください。	防災無線、防災端末は総務課内に設置してください。
173	36	第3	5	(5)	-	執務室等	OAフロアの高さをお教えてください。	事業者の提案に委ねます。
174	36	第3	5	(5)	-	執務室等	デジタル掲示板とは、PDP、LEDのどちらとお考えでしょうか。また、掲示板操作端末の設置箇所、管理課についてお教えてください。	現庁舎のものの移設を予定しています。所管課はコミュニティ課で操作も同課にて行います。
175	36	第3	5	(5)	-	会議室	B会議室と、防災無線・防災端末設置室とは隣接関係と考えてよろしいでしょうか。また、B会議室、C会議室のどちらかが災害対策本部機能を持つ簡易ベットを備えた居室と考えてよろしいでしょうか。	総務課と近接することが望ましいですが、絶対条件ではありません。要求水準書の記載以外の災害対策本部機能として求めるものは特段ありません。
176	36	第3	5	(5)	-	会議室	A、B、C、D会議室は同一階に配置する必要があるでしょうか。また各課との隣接及び近接条件をご教示ください。	A～Dの会議室は同一階に配置する必要はありません。D会議室は高齢介護課に隣接または近接させ、それ以外は要求水準書どおりです。
177	37	第3	5	(5)	-	会議室	各階に設ける中小会議室とは、6名程度で使用する床面積を確保するものと考えてよろしいでしょうか。また、中小会議室は合計何室設けるものとお考えでしょうか。	各階に1室以上とし、事業者の提案に委ねます。
178	37	第3	5	(5)	-	相談室	相談室の相談員の避難路確保とありますが、相談者が危険行為に対処するためのものと考えてよろしいでしょうか。また、ブザーと総務課への通報とありますが、警備室、関係諸室への緊急連絡システム等を設置する必要はないのでしょうか。	前段は相談者の危険行為に対処するものです。また、ブザーは、室外の職員に知らせるものとしてください。
179	37	第3	5	(5)	-	多目的室	多目的室は、可動間仕切りで何分割かお教えてください。	可動間仕切りで2分割に出来るようにしてください。
180	37	第3	5	(5)	-	多目的室	多目的室を区民会議開催に伴い、設置が必要な機器類をお教えてください。	区民会議開催に伴い、事業者に設置を求める機器類は特にありません。
181	37	第3	5	(5)	-	情報公開コーナー	情報公開コーナーでの、情報公開は、主に書類中心となるのでしょうか。または、電子情報化しそれらをモニター等で閲覧出来るシステムとお考えでしょうかお教えてください。	情報公開コーナーでの、情報公開は書類のみです。
182	37	第3	5	(5)	-	共用ホール	共用ホールでの障害者団体販売は、平日終日販売となるのでしょうか。また、その運営は障害者団体が行うと考えてよろしいでしょうか。	共用ホールでの障害者団体販売は、常設のスペースを確保してください。また、その運営は障害者団体が行います。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
183	38	第3	5	(5)	-	倉庫・文庫 書庫	区民課・保険年金課共用倉庫は一体で整備すると考え、書庫全体を耐火書庫と考えてよろしいでしょうか。また、耐火性能をお教えてください。	ご質問の通り、区民課・保険年金課共用倉庫は一体で整備すると考え、書庫全体を耐火書庫としてください。また、耐火性能については、事業者の提案に委ねます。
184	38	第3	5	(5)	-	倉庫・文庫 書庫	日赤救急用品収納用倉庫には、法定管理の必要な劇薬等の保管はあるのでしょうか教えてください。	ありません。
185	38	第3	5	(5)	-	厚生	職員専用食事室とは、各職員の方が持参された弁当等を食べられる居室と考え、厨房等は設けないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、職員専用食事室には、各職員の方が持参された弁当等を食べられる居室と考え、厨房等は設ける必要はありません。
186	38	第3	5	(5)	-	厚生	職員が弁当等を持参すイメージですが、職員の食器類を置くスペースを設けるということであれば食器の後片付けは洗いを含めてどのように考えれば宜しいでしょうか。	流しを設置してください。
187	38	第3	5	(5)	-	厚生	リフレッシュルームには、喫煙室を別に併設すると考えてよろしいでしょうか。また、喫煙室は4名程度が同時に使用でき、空気清浄機等を設置すると考えてよろしいでしょうか。	前段についてはリフレッシュルームを各階2室設け、そのうち1室を職員用喫煙室としてください。後段については事業者の提案に委ねます。
188	38	第3	5	(5)	-	案内所	案内所の設置する案内ボードとは、ホワイトボードと考えてよろしいでしょうか。	案内ボードは区役所内の催しを表示する電子案内板を想定しています。
189	38	第3	5	(5)	-	サーバ室	サーバ室のOAフロアの高さをお教えてください。また、UPSはサーバ室内に併設すると考えてよろしいでしょうか。併設する場合、現在想定されているサーバの電気容量等をお教えてください。また、非常時の空調は何時間対応とお考えかお教えてください。	サーバ室については、「北区役所建設に伴うネットワーク関連要望書/参考図/端末一覧」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参照してください。また、UPSはサーバ室内に併設、非常時の空調については72時間対応と想定しています。
190	38	第3	5	(5)	-	更衣室	更衣室は、男女170名同時使用を想定するものと考えてよろしいでしょうか。また、170名のシャワー室同時使用率をお教えてください。	通常の庁舎の更衣室として事業者の提案に委ねます。
191	38	第3	5	(5)	-	洗濯機置場	洗濯機設置場所は、何室に近接するかお教えてください。	更衣室に近接させてください。
192	39	第3	5	(5)	-	会計	金融機関派出所とは、ATM機器のみの設置なのでしょうか。または、金融機関所員の方が常駐される場合、その人数と必要執務面積、必要設備等の仕様をお教えてください。	金融機関派出所には、金融機関所員が常駐します。ATMは当該部分には必要ありません。また、その人数と必要執務面積、必要設備等の仕様は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
193	39	第3	5	(5)	-	印刷室	印刷室に設置を想定されている印刷機の寸法、重量等をお教えてください。また、コピー機器の仕様(大型コピー機/カラー・モノクロ)と設置台数もお教えてください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
194	40	第3	5	(5)	-	事務室	保健センター事務室のOAフロアー高さをお教えてください。	事業者の提案に委ねます。
195	40	第3	5	(5)	-	成人相談室	相談室は、扉にもガラス部分を設けるとありますが、壁部分もガラスで間仕切ると考えてよろしいでしょうか。	壁部分は、ガラスで間仕切る必要はありません。
196	40	第3	5	(5)	-	指導講座室	指導講座室はリラクゼーション用に合わせ、やわらかい照明にできるようにするとありますが、照度の基準をご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
197	41	第3	5	(5)	-	運動指導室	運動指導室の手洗い流し部分は運動スペースと分離とあり、着替え用簡易間仕切りともありますが、別途洗面機能を充足させた更衣室を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	手洗い流しは運動スペースと隣接させ、不使用時には格納できる等してください。洗面機能を充実させた機能ではありません。
198	42	第3	5	(5)	-	栄養指導室	栄養指導室で、各種収納棚、電子レンジ、電気釜等を一箇所に集約される要求水準となっておりますが、調理台5台に対し適切な分散配置は要求水準違反となるのでしょうか教えてください。	電気釜5台は一箇所に配置してください。各種収納棚、電子レンジの配置は事業者の提案に委ねます。
199	43	第3	5	(5)	-	資料室	資料室は、可動収納棚を設置と考えるとよろしいでしょうか。	一般的な収納棚(重量物収納可能)を設置してください。
200	43	第3	5	(5)	-	トイレ	検尿会場と想定されている居室名をお教えてください。	容器の提供を行う会場(検尿会場)は相談室です。
201	43	第3	5	(5)	-	トイレ	検尿用検体試験は、どの居室で行われるのでしょうか。	男女トイレの間に、試験後の尿を流す汚物流しのある検尿スペースを設置してください。
202	43	第3	5	(5)	-	プレイルーム	プレイルームで、清潔でハイハイしても冷たくない床とはフローリング+床暖房と考えるとよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
203	43	第3	5	(5)	-	プレイルーム	プレイルームの防水は耐薬品仕様等にする必要があるのでしょうか。また、壁面の防水立上がりは何mmと想定されているか教えてください。	事業者の提案に委ねます。
204	44	第3	5	(6)	-	パブリックスペース	エントランスホールの風除室は、自動回転扉タイプは用いないと考えるとよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
205	44	第3	5	(6)	-	パブリックスペース	パブリックスペースでは、自然光を取り入れるとありますが、トップライトを用いた建築計画と考えるとよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
206	44	第3	5	(6)	-	パブリックスペース	ロッカーの必要個数をお示ください。	個数については(7)その他のロッカー室の記載に50個と記載しましたが、削除・修正とし事業者の提案に委ねます。なお(7)については(6)共用部分のパブリックスペースと重複しているため削除・修正します。
207	44	第3	5	(6)	-	共用廊下	共用廊下で、2段手摺りを設ける範囲をご教示ください。	福祉のまちづくり条例に基づき、事業者の提案に委ねます。
208	44	第3	5	(6)	-	階段	階段部分は全て、2段手摺りと考えてよろしいでしょうか。	福祉のまちづくり条例に基づき、事業者の提案に委ねます。
209	45	第3	5	(6)	-	発電機室	非常用発電機設備の稼働時間等の仕様をお教えてください。	稼働時間については要求水準書に記載してあるとおりです。
210	45	第3	5	(6)	-	フロアー内配線	EPSやフロアー内配線等の参考として見沼区役所内を示されていますが、通常では見学し難い箇所と思われます。そこで要求水準書案で示されている幾つかの参考施設について見学会や説明会を開いていただくことは可能でしょうか。	「見沼区役所設備パネル周り電気設備系統配置例」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。なお、見学会等は開催しません。
211	45	第3	5	(7)	-	託児室・遊戯室	託児所・遊戯室については運営業務に係る要求水準で触れていませんが、運営業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。	託児室・遊戯室の維持管理・運営は、事業者の業務範囲です。主な業務は、部屋の管理となります。詳細については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
212	45	第3	5	(7)	-	託児室・遊戯室	託児室・遊戯室における面積要求水準或いは最低許容人数等の水準は無いのでしょうか。	利用者の利便性等を考慮して、事業者の判断により必要面積を設定してください。
213	45	第3	5	(7)	-	託児室・遊戯室	託児所・遊戯室の必要面積をお示ください。	利用者の利便性等を考慮して、事業者の判断により必要面積を設定してください。
214	45	第3	5	(7)	-	託児室・遊戯室	託児室・遊戯室の維持管理・運営は市が行うのですか、それとも事業者ですか。	託児室・遊戯室の維持管理・運営は、事業者の業務範囲です。主な業務は、部屋の管理となります。詳細については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
215	45	第3	5	(7)	-	ロッカー室	ロッカー室(コーナー)の維持管理・運営は市が行うのですか、それとも事業者が行うのですか。	ロッカー室(コーナー)の維持管理・運営は、事業者の業務範囲です。
216	45	第3	5	(7)	-	インフォメーション	インフォメーションセンターの運営(案内業務)は市が行うのですか、それとも事業者が行うのですか。	インフォメーションセンターの運営(案内業務)は、事業者の業務範囲です。
217	45	第3	5	(7)	-	インフォメーション	「インフォメーション(総合案内)」は人的対応を行うのでしょうか。	人的対応を行ってください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
218	45	第3	5	(7)	-	情報室コーナー	情報室コーナーに設置するPDP等の映像装置の管理は何課で行われるのでしょうか。また、設置を想定されている機器類をお教えてください。	地域文化を紹介する情報室コーナーの運営は、事業者の業務範囲です。設置する映像・情報端末等は、事業者の提案に委ねます。
219	45	第3	5	(7)	-	情報室コーナー	情報室コーナー(地域文化紹介ゾーン)の維持管理・運営は市が行うのですか、それとも事業者が行うのですか。	地域文化を紹介する情報室コーナーの運営は、事業者の業務範囲です。設置する映像・情報端末等は、事業者の提案に委ねます。
220	45	第3	5	(7)	-	管理事務室	管理事務室は事業者側の要員のスペースのみと考えてよいのでしょうか。あるいは、市職員のスペースも必要なのでしょうか。その場合、何名分のスペースを考えればよいのでしょうか。	事業者側の要員のスペースのみと考えてください。
221	45	第3	5	(7)	-	管理事務室	管理事務室は市の職員を対象とするものですか。	事業者側の要員のスペースのみと考えてください。
222	45	第3	5	(7)	-	管理事務室	管理事務室は施設全体の建物管理及びコミュニティ施設の運営管理と考えるのか。また想定人数はあるか	管理事務室は、事業者の行う施設全体の維持管理及び運営のためのもので、事業者側の要員のスペースとなります。想定人数は、事業者が判断してください。
223	46	第3	5	(7)	-	喫煙室	喫煙室の維持管理・運営は市が行うのですか、それとも事業者が行うのですか。	喫煙室の維持管理・運営は、事業者の業務範囲です。
224	46	第3	5	(7)	-	ATM設置場所	ATMの維持管理・運営については事業者以外(市またはATM設置者)が維持管理・運営をすると考えていてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
225	47	第3	6	(1)	-	基本方針	設備計画で、貴市が推奨されるガスシステムやオール電化等があればお教えてください。	特にありません。
226	47	第3	6	(1)	-	基本方針	計量、課金等のメーターを設ける基準は運営管理上の判断によるものとし、市の条件はないものと考えて宜しいでしょうか	少なくとも図書館、北区役所、その他の機能、民間収益施設・民間収益事業に分けて計量ができるようにしてください。
227	47	第3	6	(1)	-	基本方針	管理事務室における簡易監視システムとは、各機器の故障や警報が一括表示される程度と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
228	47	第3	6	(1)	-	基本方針	「計量、課金のためのメーターを適宜設置」とあるが、計量、課金の必要なものおよびその区分はどう考えるのでしょうか。	少なくとも図書館、北区役所、その他の機能、民間収益施設・民間収益事業に分けて計量ができるようにしてください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
229	47	第3	6	(2)	-	基本方針	熱源機器の集約化とは、大型のものをいうのか、小型のものが集中している状態をいうのかご教示ください。	効率的で多様な要求に対応可能な計画とし、環境に配慮したものとしてください。
230	47	第3	6	(2)	-	空調設備	各機能または用途に応じたゾーン・室での温度管理できるシステムとは、温度設定が可能であれば良いのでしょうか、又は室温状態が管理できるところまで必要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
231	47	第3	6	(2)	-	換気設備	建築基準法(シックハウス対応)による十分な換気とは天井内は含まれますか。	事業者の解釈に委ねます。
232	47	第3	6	(2)	-	自動制御設備	空調機と換気機器の遠方発停が可能と記載されていますが、この項目は温湿度等の制御と考え、空調機と換気機器の遠方発停は電気設備の中の動力設備で行っても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
233	48	第3	6	(3)	-	排水通気設備	中水利用を行うと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
234	48	第3	6	(3)	-	排水通気設備	厨房やレストラン等の排水は、除外施設を設けて対応する必要が有りますか。	民間収益施設の排水は、除外施設を設けて対応し、「さいたま市下水道条例」による基準を満たしてください。
235	48	第3	6	(4)	-	自家発電設備	自家発電設備カバーエリア、容量をお教えてください。	入札説明書等公表時までに、さいたま市公式Webサイト等で公表します。
236	48	第3	6	(4)	-	自家発電設備	自家発電で72時間発電の意味をご教示ください。	燃料槽の容量が72時間対応という意味です。
237	48	第3	6	(4)	-	蓄電池設備	蓄電池設備がカバーするエリア、容量等の仕様をお教えてください。	非常照明及び受変電操作電源を想定していますが、仕様等は事業者の提案に委ねます。
238	48	第3	6	(4)	-	CVCF設備	CVCF設備の設置は本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
239	48	第3	6	(4)	-	CVCF設備	ネットワーク機器や端末機の電源としてCVCF設備を設けることが可能な施設とすることとなっていますが、どの程度の施設を見込むのか具体的にご教示ください。	「北区役所建設に伴うネットワーク関連要望書/参考図/端末一覧」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参照してください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
240	48	第3	6	(4)	-	CVCF設備	「CVCF設備を設けることが可能な施設」とは、どこまでの範囲を指すのでしょうか。設置場所の確保を指すのでしょうか。また、方式についての設定はどう考えるのでしょうか。(分散型、中央式)	「北区役所建設に伴うネットワーク関連要望書/参考図/端末一覧」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参照してください。また、将来の設置に対応できる施設・設備とし、方式は中央式とすることを想定しています。
241	48	第3	6	(4)	-	情報通信設備	市の行政サービス(基幹系・情報系)の配線に対応した配管を行うこととありますが、どの程度のものを見込むのか具体的にご教示ください。	「北区役所建設に伴うネットワーク関連要望書/参考図/端末一覧」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参照してください。
242	48	第3	6	(4)	-	情報通信設備	市が設置するシステムに対応可能な配管方式を設けることとありますが、具体的な内容はいつご提示頂けるのでしょうか。	「北区役所建設に伴うネットワーク関連要望書/参考図/端末一覧」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参照してください。
243	48	第3	6	(4)	-	情報通信設備	「市の行政サービス(基幹系・情報系)の配線に対応した配管を行うこと。」との記載がありますが、これは配管だけ設置し、配線及びLAN機器の設置は事業者の業務範囲外と考えて宜しいですか。この場合、配線を行わないので要求水準書に記載されているLAN端子の設置は出来なくなると考えます。	お考えのとおりです。LAN端子の設置について、要求水準書の記載を訂正する予定です。
244	48	第3	6	(4)	-	情報通信設備	「図書館情報システム用の配線に対応した配管を行うこと。」との記載がありますが、図書館では配管だけ設置し、配線及びLAN機器の設置は事業者の業務範囲外と考えて宜しいですか。この場合、要求水準に記載されてある資料検索機能や視聴覚コーナー配信機能等を整備する為にLAN機器構成やLAN配線を指定することは可能ですか。	図書館情報システム用の配線及びLAN機器の設置は、事業者の業務範囲です。LAN機器の構成等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
245	48	第3	6	(4)	-	情報通信設備	「ホール、コミュニティ、芸術創造・ユーマ機能の管理事務室内の配線に対応した配管を行うこと。」との記載がありますが、これは配管だけ設置し、配線及びLAN機器の設置は事業者の業務範囲外と考えて宜しいですか。	市の行うさいたま市公共施設予約システムやそれに係る予備配線の設置を除き、事業者の業務範囲となりますので、事業者の提案に応じた配線及び機器の設置を行ってください。
246	48	第3	6	(4)	-	情報通信設備	情報通信設備は配管工事のみ事業範囲と考えて宜しかったでしょうか。	市の行政サービスシステムについては、「北区役所建設に伴うネットワーク関連要望書/参考図/端末一覧」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、これに対応した配管等を行ってください。図書館情報システム用の配線及びLAN機器の設置は、事業者の業務範囲です。LAN機器の構成等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。その他、事業者の提案に応じた配線及び機器の設置を行ってください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
247	49	第3	6	(4)	-	電話設備	「PBXについては、5年ごとのリースによる切り替えを行うこと」と、ありますが、当該リース契約は、SPCではなく、維持管理会社が締結し、備品を調達するとの理解でよろしいでしょうか。(その他、リースに関する項目も同様)	リースの取扱いについては、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
248	49	第3	6	(4)	-	電話設備	構内用PHSを設置することになっていますが、今後のPHSの需要を鑑みて同じ機能を持つ別の移動電話システムの提案は可能でしょうか。	可能です。
249	49	第3	6	(4)	-	電話設備	PBXは5年間の価格を上限にし、とありますがその後の高スペックの変化で仕様変更による金額の上積はありますか。	ありません。
250	49	第3	6	(4)	-	受付番号表示システム	受付窓口システムの具体的な概要を教示して頂きたい。	「見沼区役所窓口受付番号表示・広報掲示板システム設置例」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参照してください。
251	49	第3	6	(4)	-	情報表示システム	情報表示システムで、議会中継放送システムとありますが、HDTV対応と考えてよろしいでしょうか。	情報表示システムは現庁舎のもの移設を予定しているため、HDTV対応とはなりません。
252	49	第3	6	(4)	-	テレビ共同受信システム	テレビ共同受信システムは、デジタル対応と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
253	49	第3	6	(4)	-	電気時計	電気時計の表示方式はデジタル表示と考えてよろしいでしょうか。	デジタル表示は想定していません。
254	49	第3	6	(4)	-	電気時計	電気時計の子時計を設置する必要のある箇所をご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
255	50	第3	6	(4)	-	セキュリティ設備	セキュリティーシステムにおいて、セキュリティーレベルの設定や、専用動線の設定が必要な箇所等がありましたらお教えください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
256	50	第3	6	(4)	-	セキュリティ設備	セキュリティライン、出退管理について詳しいスペックを頂きたい。 方式 = (鍵管理、キーボックス管理、接触式カード、非接触カード等) エリア = (部分的な閉館に対するセキュリティラインの設定、閉館後に出入りの必要な室の設定等)	最も効率のよい方式を採用してください。セキュリティエリア等については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
257	50	第3	6	(6)	-	搬送設備	「原則として」の意味。原則を外れることのできる状況とは何か。	建築意匠の点などから異なる仕様とすることも可能としますが、建築基準法等の法令に従ってください。
258	51	第3	7	(2)	-	設置機器	吊物機構で、貴市が現在想定されている本数、荷重等をお教えてください。	事業者の提案に委ねます。
259	51	第3	7	(2)	-	設置機器	舞台諸幕類の想定は事業者が想定すると考えて宜しかったですでしょうか。	お考えのとおりです。
260	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	備品等は、事業者が想定することとありますが、貴市が中心となり運営、業務に携わられる備品については、事業者では判断出来かねるため、現在想定されている備品種類、個数、仕様、今後の増強等の計画についてお教えてください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
261	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	公表頂きました、一般備品リストで、「主な備品等の書類」とありますが、公表頂きました以外の備品についても、次回リストを公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
262	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	備品の個数ならびに、スラックについて御指示頂けないでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
263	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	事業者が用意する備品で、要求水準書に記載のないものがありましたら、ご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
264	56	第3	8	-	-	車輛等	車輛等とあり、車、自転車とありますが備品として用意するのであれば、仕様台数をお示しください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
265	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	備品等は、事業者が想定することとありますが、行政業務変更に伴う、備品追加等は貴市が準備されると考えてよろしいでしょうか。(例 P56 車両等という項目で、車両とはどのような使用方法を想定され、具体的車種等をお教えてください。)	お考えのとおりです。備品の詳細は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
266	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	提案書において備品の仕様を明記する必要はありますか。	主要な備品、評価に関わる備品の提案については、仕様等まで記載していただく予定です。
267	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	パソコン等の機器性能の陳腐化が早いものは、リースとありますが、購入、リースを事業者判断とした場合、要項違反となるのでしょうか。	リースの取扱いについては、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
268	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	リースに関する記載が有りますが、リース期間についての規定は市が提示されるとの理解で宜しいのでしょうか。	リースの取扱いについては、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
269	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	パソコンはリースとするとありますが、所有権は事業者でいいのでしょうか。	リースの取扱いについては、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
270	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	「なお、パソコン等は将来の高スペック化に対応するためリースとすること」とありますが、「将来の高スペック化」と「リース」の関係がよくわかりません。趣旨をご教示下さい。また、事業全体としてBTOとなっていますが、この部分だけリース(リース会社が所有)とするとということになりますが、その整合性についての考え方についてもご教示下さい。	リースの取扱いについては、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
271	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	パソコン等のリースで調達するものに関しては15年間のリース料を見込むことでよろしいでしょうか。	リースの取扱いについては、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
272	53	第3	8	-	-	ホール機能	・コンサート用グランドピアノ (スタインウェイ) 上記表現は、具体的に スタインウェイ社製D-274のことでしょうか。また、生産地はニューヨーク、ハンブルグのどちらでもよろしいのでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて事業者の提案に委ねます。
273	55	第3	8	-	-	図書館機能	コンピュータシステムについては、ハードウェア(検索用情報端末等)は、事業者が設置することと記述がございますが、ソフトウェアについての記述がございません。ソフトウェアの調達については、事業者の事業範囲に(提案)に含まれるのでしょうか。	図書館管理用のコンピュータシステムのソフトウェア調達は、事業範囲には含まれません。
274	55	第3	8	-	-	図書館機能	(質問1に関連)ソフトウェアを事業者が調達する場合、既存システムとの連携などの、制約や条件等がございますか。また、既存システムとの連携が条件となる場合、既存システムの仕様については公表していただけるのでしょうか。	図書館管理用のコンピュータシステムのソフトウェア調達は、事業範囲には含まれません。
275	55	第3	8	-	-	図書館機能	(質問1に関連)ソフトウェアを、さいたま市殿が調達する場合、ICタグが利用できる等、今回の要求水準を満たした仕様となっているのでしょうか。追加開発が必要でしょうか。	事業者による追加開発の必要はありません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
276	55	第3	8	-	-	図書館機能	閲覧スペースの「検索用情報端末」と、ITルームの「検索用端末」の違いは何でしょうか。	閲覧スペースの端末は図書の検索用及びインターネット閲覧用として使用します。ITルームの端末はインターネット閲覧用に限ります。
277	55	第3	8	-	-	図書館機能	「検索用情報端末」が、図書館システムと連動したいいわゆるOPACであるなら、これは図書館システムの一部ではないでしょうか。	検索用情報端末は、OPACの端末とインターネット閲覧用の端末の2種類があり、OPACの端末に関しては図書館システムの一部です。
278	55	第3	8	-	-	図書館機能	今回の要求水準には図書館システムに関する項目がありませんが、これはどう考えればよいでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
279	55	第3	8	-	-	図書館機能	34p諸室要求水準には「印刷機、コピー機」とありますが、ここでは印刷機のみです。コピー機は市が準備するのでしょうか。	コピー機についても事業者が準備してください。
280	57	第3	9	(1)	-	基本計画	サインには、何カ国語表記かお教えてください。	日本語表記に加えて、主要な箇所は英語でも表記してください。区役所の課名は日本語及び英語での表記とし、外国人登録の窓口は日本語、英語、ハングル語、中文、ポルトガル語としてください。
281	57	第3	9	(1)	-	館内掲示板	館内掲示板は、ピン、マグネット対応のものと考えてよろしいでしょうか。	ピン、マグネット対応を基本としますが、他に優れたものがあれば提案してください。
282	57	第3	9	(1)	-	区役所	さいたま市掲示板は、掲示板の寸法、面数をお教えてください。	「見沼区役所 さいたま市掲示場設置例」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参照してください。
283	57	第3	9	(1)	-	芸術創造・ユーモア機能及びホール機能	総合案内で、情報入力、表示の行えるものとありますが、PDP、大型LED板を配置すると考えてよろしいでしょうか。それぞれのサイズ、面数をお教えてください。また、これらの入力操作盤設置居室をお教えてください。	情報入力、文字・映像をフルカラーで表示を行えるのであれば、表示盤は事業者の提案に委ねます。また、それぞれのサイズ、面数についても事業者の提案に委ねます。なお、これらの入力操作盤は、管理事務室に設置してください。
284	58	第3	9	(2)	-	検診・献血車駐車スペース	検診・献血車駐車スペース計画上、検診は職員を対象としているのでしょうか。	検診は市職員、献血は市職員及び来館者を対象としています。
285	58	第3	9	(2)	-	駐車場	駐車スペースには、大型バス、放送関係車両等のスペースは設けないものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
286	58	第3	9	(2)	-	駐車場	身体障害者用駐車スペースは何台確保するとお考えでしょうか。	福祉のまちづくり条例に基づき、提案してください。
287	58	第3	9	(2)	-	駐車場	駐車場180台以上となっていますが、公用車以外は、管理上外来車と通勤車を分離する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	職員の通勤車を想定する必要はありません。
288	58	第3	9	(2)	-	駐車場	公用車駐車場に関して、他と物理的に分離する等、セキュリティ上特に配慮する必要はありませんか。また、公用車に、高さ寸法などについて特殊サイズのものはないと理解してよろしいですか。	一般駐車場と物理的に分離する必要がありますが、特にセキュリティ上の配慮は想定していません。また、公用車に特殊サイズのものはありません。
289	58	第3	10	-	-	民間収益施設	民間収益施設は最大どの程度の面積まで設置可能でしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
290	58	第3	10	-	-	民間収益施設	民間収益施設の提案が可能となっていますが、民間収益施設は公共施設と合築でないといけないのでしょうか、それとも別棟でも可能なのでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
291	58	第3	10	-	-	民間収益施設	「事業者は自らの資金で民間収益施設を整備することができる。」とありますが、民間収益施設を提案する場合には、本施設とは別棟とするのでしょうか、それとも合築も可能なのでしょうか。合築が可能な場合には、設計・建設費の区分に関する現時点でのお考えをお示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
292	58	第3	10	-	-	民間収益施設	「事業者自らの資金で民間収益施設を整備することができる。」とありますが、民間収益施設部分については、事業者の区分所有と理解してよろしいでしょうか。	民間収益施設を合築で設ける場合、建物は市と事業者の区分所有となります。
293	58	第3	10	-	-	民間収益施設	事業者が自らの基金で整備する民間収益施設は、本施設の余剰面積内及び本敷地内余剰地内での整備可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	58	第3	10	-	-	民間収益施設	民間収益施設を提案する場合と提案しない場合についてどのように評価されるのでしょうか。また、落札者決定基準等の公表前に評価基準の方針等開示いただけないでしょうか。	民間収益施設についても、何らかの評価をする予定です。評価基準等は、入札説明書と同時に公表する予定の落札者決定基準において示します。
295	58	第3	10	-	-	民間収益施設	民間収益施設は必ず提案しなければならないものではないとの記載ありますが、提案しなくても評価に影響は無いのでしょうか。	民間収益施設についても、何らかの評価をする予定です。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
296	58	第3	10	-	-	民間収益施設	民間収益施設を設置するか否か、によって評価点の違いが出てくるのでしょうか。	民間収益施設についても、何らかの評価をする予定です。
297	58	第3	10	-	-	民間収益施設	民間収益施設の規模・内容は応募事業者の提案ということによろしいでしょうか。 また、その床面積は「19,500㎡以上19,650㎡以下」に付加するものと考えてよろしいでしょうか。	民間収益施設の規模・内容は応募者の提案によりますが、提案前(入札前)に確認することとしています。また、民間収益施設の床面積は、「19,500㎡以上19,650㎡以下」の範囲外です。
298	58	第3	10	-	-	民間収益施設	収益事業を提案できるとされていますが、市が考える収益事業の具体的な分野・方針が今後示されると考えて良いのでしょうか。それとも全く限定の無い、事業者の自由提案と捉えて宜しいのでしょうか。	全く限定のない、事業者の自由提案というわけではなく、提案前(入札前)に確認することとしています。
299	58	第3	10	(1)	-	民間収益施設	施設内容について事前に市の確認を受けるのはいつでしょうか。提案前あるいは提案後。また、提案後に施設内容の若干の変更は協議によると理解してよろしいでしょうか。	提案前(入札前)です。提案後の民間収益施設の変更は、評価結果に影響を及ぼさない範囲で市が承諾した場合は可能とします。
300	58	第3	10	(1)	-	民間収益施設	「事前に市の確認」は入札前に確認できるのでしょうか。出来ないのであれば、市から否定される施設内容を入札前に具体的に明らかにしてくれるのでしょうか。	市の確認は提案前(入札前)に行います。
301	58	第3	10	(1)	-	民間収益施設	「施設内容は、～その内容について事前に市の確認を受けること。」とありますが、「事前」とはどの時点を指すのでしょうか。特定事業契約を締結した後のことでしょうか。	市の確認は提案前(入札前)に行います。
302	58	第3	10	(1)	-	民間収益施設	公共性の観点から支障のないものとは具体的にどのようなものでしょうか。また、事前に市の確認を受ける事とありますが、どの時点で確認を受けるのでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。また、市の確認は提案前(入札前)に行います。
303	59	第3	11	(2)	ア	設計業務	報告、確認時に用意する模型の縮尺、パースのサイズとアングル及び枚数をご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
304	59	第3	11	(2)	ア	設計業務	打合せ、報告、確認にあたっては図面スケッチの他に模型、パース等を用意するとありますが、提案者判断により必要な場合に用意すると考えてよいでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
305	60	第3	11	(3)	ア	建設工事及びその関連業務	ア、cにある「市が別途発注した工事とのスケジュール調整」とありますがペデストリアンデッキ、市民広場のことでしょうか。具体的にお示し下さい。	市が行う情報通信設備工事を除き、具体的に想定しているものではありませんが、隣接街区等の工事との調整が必要となる場合があります。なお、ペデストリアンデッキは本事業の工事前に整備が完了する予定であり、市民広場は本事業の事業範囲であるため、調整は発生しないと考えられます。
306	60	第3	11	(3)	オ	備品等設置業務	「市が作成する資料」とは要求水準書(案)52～56ページに示されているものと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。なお詳細は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
307	60	第3	11	(3)	オ	備品等設置業務	対象備品及び設置先について、「市が作成する資料に示すとおり」とありますが、この資料とは、選定された事業者の提案に基づいて市が作成する資料であると考えてよろしいですか。	要求水準書に示す備品の一覧表をいいます。なお詳細は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
308	61	第3	11	(3)	カ	建設に伴う各種申請等の業務	「国庫補助に係わる会計検査等の、資料作成等に協力すること」とありますが、建設費用一部が国庫補助により支払われると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
309	61	第3	11	(3)	カ	建設に伴う各種申請等の業務	本件に関連して補助金等は交付されるのでしょうか。もし交付される場合は、補助金等の交付時期に遅延があった際でも、市から事業者へのサービス購入費等の支払い時期に影響しないと了解して宜しいでしょうか。	入札説明書等において示します。
310	61	第3	11	(3)	カ	建設に伴う各種申請等の業務	「国庫補助に係わる会計検査等」とありますが、補助はあるのですか。	入札説明書等において示します。
311	61	第3	11	(4)	ア	監理チーム	監理チームを構成しとありますが、工事監理者は同一設計事務所に属する者と解釈してよろしいでしょうか。	工事監理者の要件は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
312	61	第3	11	(4)	イ	工事監理委託業務	工事監理委託業務については、「民間(旧四会)連合協定監理業務委託契約約款によることとし、」とありますが、当該契約約款及びPFI契約で規定している業務との間に差異が発生する場合、工事監理業務に関してSPCにリスクが残ってしまう可能性があります。当該契約約款で規定されているものを満たした上で、PFI契約に基づく規定を追加するような形で契約を締結してもよろしいでしょうか。	当該契約約款で規定されているものを満たした上で、PFI契約に基づく規定を追加することができるかどうかは、落札者決定後から事業契約締結までの間に協議することとします。事前に確認したい場合は、入札公告後に、追加したい規定を具体的に示して質問してください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
313	63	第4	1	(6)	-	総括責任者及び業務責任者	維持管理業務・運営管理業務それぞれに総括責任者と業務責任者を配置するという事でしょうか。また、総括責任者が業務責任者を兼務する事は可能でしょうか。	別紙「維持管理業務及び運営業務における業務実施体制(兼務)の考え方」を参照してください。
314	63	第4	1	(6)	-	総括責任者及び業務責任者	維持管理業務区分ごととは「2建築物保守管理業務」～「11修繕業務」のことでしょうか。その業務責任者は業務区分によっては兼任を許されるのでしょうか。また業務責任者と業務管理者とは別人物でしょうか。	別紙「維持管理業務及び運営業務における業務実施体制(兼務)の考え方」を参照してください。なお、(6)見出しの業務管理者は業務責任者の間違いです。
315	63	第4	1	(6)	-	総括責任者及び業務責任者	総括責任者と業務責任者は兼務可能でしょうか。	兼務できません。なお、別紙「維持管理業務及び運営業務における業務実施体制(兼務)の考え方」を参照してください。
316	63	第4	1	(6)	-	総括責任者及び業務責任者	他区分の業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	別紙「維持管理業務及び運営業務における業務実施体制(兼務)の考え方」を参照してください。
317	64	第4	2～5	-	-	各保守管理業務	実施方針のP26のリスク分担表によると「技術革新リスク」は市負担となっています。各保守管理業務にあります「更新」と技術革新リスク(市負担)との関係について、お考えをご教示下さい。	各保守管理業務にある更新は、事業者の負担であり、ホールの舞台機構等の技術革新による更新は市の負担です。
318	64	第4	2～5	-	-	各保守管理業務	各保守管理業務として記載されている「更新」とは、「ものの入れ替え」を意味しますが、BTOである本事業の施設は市の所有物です。市所有のもの入れ替えを事業者が行うとする趣旨(考え方)について、ご教示下さい。	本施設では、事業者が主な運営業務を実施するため、建築物・建築設備・備品等の更新を事業者の業務範囲としています。
319	65	第4	3	(1)	-	業務の目的	建築設備保守管理業務で、舞台機構、舞台設備は、「その他」に含まれるのでしょうか。含まれない場合、貴市が直接舞台機構・舞台設備メーカーと保守管理契約を結ばれると考えるとよろしいでしょうか。	舞台機構、舞台設備は、建築設備保守管理業務の「その他」ではなく、別途、「舞台機構、舞台設備保守管理業務」として、事業者の業務範囲としています。
320	65	第4	3	(1)	-	業務の目的	建築設備の運営期間中の補修・修繕には通常の設備機器の耐用年数を考慮して大規模修繕は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
321	65	第4	3	(1)	-	業務の目的	建築設備の運転に必要な水光熱費はすべて事業費に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	建築設備の運転に必要な水光熱費は、市が別途負担します。
322	65	第4	3	(1)	-	業務の目的	施設(機械設備の運転を含む)の維持に必要な水道光熱費はすべて事業費に含まれるのでしょうか。	建築設備の運転に必要な水光熱費は、市が別途負担します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
323	65	第4	3	(2)	ア	運転・監視	施設使用料等の収入は市の収入となることなので、管球費等の施設利用と比例する変動コストは、市の負担と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
324	66	第4	4	(1)	-	業務の目的	建築設備の保守業務には、保守の他、補修、修繕、交換等が含まれますが、舞台機構舞台設備については保守のみしか記載がありません。舞台機構については、機種切り替え・バージョンアップが予想されますが、これら定期的なシステム更新を含む舞台機構の更新・改修は維持管理業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	舞台機構・舞台設備についても、要求水準書(案)第4 11の修繕業務に記載されているとおり、大規模修繕、改修を除く全ての修繕を含みます。また、バージョンアップに伴う更新・改修についてはお考えのとおりです。
325	66	第4	4	(3)	-	業務の目的	施設使用料等の収入は市の収入となることなので、管球費等の施設利用と比例する変動コストは、市の負担と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
326	66	第4	4	(3)	ア	ホール使用時における業務	ホール使用時における業務で、舞台設備の仕込み、操作、撤去・復元作業等は、ホール運営や演目等により大きく人員等がことなるため、ホール使用後の舞台機構・舞台設備の保守管理と考えてよろしいでしょうか。	ホール使用時における業務で、舞台設備の仕込み、操作、撤去・復元作業等は、ホール運営や演目等により大きく人員等がことなりますが、事業者の業務範囲としてください。ただし、使用者が行う場合には、指導、助言、監督をしてください。
327	66	第4	4	(3)	ア	ホール使用時における業務	舞台設備の操作及び撤去、復元作業を行うとありますが、運營業務の一部と理解して宜しいでしょうか。	ご質問の通り、舞台設備の操作及び撤去、復元作業は、運營業務の一部と理解してください。
328	67	第4	4	(3)	イ	通常時における業務	舞台設備に関する保守管理業務は、舞台技術管理業務的(運營業務的)な内容になっていますが、定期的な設備保守の要求水準をお示し下さい。	事業者の提案に委ねます。
329	67	第4	4	(4)	-	要求水準	舞台機構調整技能士の資格を有する者を従事させない場合は、ホール音響技能管理業務、舞台設備、照明装置について5年以上の経験者を従事させることとありますが、音響、舞台設備(機構)、照明の3業務を兼任させることは可能ですか。 また、当該経験者は非常勤でも可能と理解してよろしいですか。	音響、舞台設備(機構)、照明の3業務を兼任させることはできませんが、非常勤でも可能です。ただし、舞台機構、舞台設備保守管理業務の業務責任者は常勤とします。
330	67	第4	5	(1)	-	備品等の管理	「備品を適宜整備」「随時更新」とありますが、その費用はサービス対価でまかなうものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
331	67	第4	5	(1)	-	備品等の管理	「不具合の生じた備品については随時更新を行うこと」との記載がありますが、これは耐用年数のあるAV機器やPC等にも適用されるのでしょうか。	お考えのとおりです。
332	67	第4	5	(1)	-	備品等の管理	備品の所有権は市とSPCのどちらに帰属するのでしょうか。また、対価の支払い方法は「設計・建設業務に係る対価」または「維持管理業務及び運営業務に係る対価」のどちらに該当するのでしょうか。	備品の所有権は市に帰属します。また、備品の整備費は「設計・建設業務に係る対価」、備品の更新費は「維持管理・運営業務に係る対価」に該当します。
333	67	第4	5	(2)	-	備品台帳の整備	維持管理する対象は単価2万円以上の物品と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	67	第4	5	(2)	-	備品台帳の整備	単価2万円以上とは、定価でしょうか。オープン価格の備品は、どのように判断されるのでしょうか。	備品台帳に記載する備品は、購入価格の単価2万円以上のものです。オープン価格の備品についても購入価格で判断します。
335	68	第4	7	(2)	エ	ゴミ処理	ゴミ処理とは、事業者が事業ゴミ最終処分まで行うと考えてよろしいでしょうか。	市が運営する図書館や区役所は、排出者が市になると考えられますので、施設内集積場所から先の運搬・処理については事業者の業務範囲外となります。その他の施設は運営を行う事業者が排出者となりますので、運搬・処理まで事業者で行うとお考えください。
336	68	第4	7	(3)	ウ	個別業務の要求水準	トイレトーパー、水石鹸等の消耗品の補充は手配から含めて事業者負担でしょうか。	補充は事業者が行うこととしますが、図書館及び区役所分の費用は市が別途負担します。
337	69	第4	7	(3)	ウ	個別業務の要求水準	専門技術者の指導のもとに作業を行うとありますが、事業者サイドの技術者の理解で宜しいでしょうか。	関連する法令に従って行ってください。
338	71	第4	9	(3)	-	要求水準	ホール使用時に観客の誘導、監視において、貴市等の本事業者主催の演目等については、本業務の中で貴市等が契約される警備会社等への監視、助言業務と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
339	71	第4	9	(3)	ウ	定位置業務	定位置業務で特に宿日直の戸籍に関する預かり業務のため必ず1名警備室に常駐しなければいけないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	73	第4	11	(1)	-	大規模修繕	大規模修繕を除く部分の部分修繕を含む全ての修繕とありますが、耐用年数を経過した機器の更新も修繕の範囲に含まれるのでしょうか。	耐用年数を経過した機器であっても、事業期間内における更新は修繕の範囲に含まれます。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
341	73	第4	11	(1)	-	大規模修繕	事業者が実施しなくてよい大規模修繕と、実施しなければならない部分修繕の詳細を明示していただけますでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
342	73	第4	11	(1)	-	大規模修繕	大規模修繕は除くと記載がありますが、大規模修繕の定義(竣工後の期間、修繕業務の範囲及び金額等)をご教示ください。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
343	73	第4	11	(2)	-	修繕業務の対象範囲	「備品等」との記載がありますが、これはp52記載の一般備品リストの内事業者がリースとする備品以外全てが対象になるという意味でしょうか。	ご質問のとおりです。
344	74	第5	1	(2)	-	総括責任者及び業務責任者	業務責任者の業務区分は(2)のア～カの分類であって、各業務に一人ずつ業務責任者を選任するという理解で宜しいでしょうか。	別紙「維持管理業務及び運営業務における業務実施体制(兼務)の考え方」を参照してください。
345	74	第5	1	(2)		業務の区分	要求水準書(案)p15に記載の各機能の内、北区役所及びその他の諸室における一切の業務は事業者の業務から除外されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
346	74	第5	1	(4)	-	総括責任者及び業務責任者	これらの責任者はSPCの社員であることが義務づけられていますか。それとも、構成員の会社所属のままでもよいですか。	構成員の会社所属のまま構いません。
347	74	第5	1	(4)	-	総括責任者及び業務責任者	総括責任者と業務責任者は兼務可能でしょうか。	兼務できません。なお、別紙「維持管理業務及び運営業務における業務実施体制(兼務)の考え方」を参照してください。
348	74	第5	1	(4)	-	総括責任者及び業務責任者	他区分の業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	別紙「維持管理業務及び運営業務における業務実施体制(兼務)の考え方」を参照してください。
349	74	第5	1	(4)(5)	-	総括責任者及び業務責任者業務担当者	総括責任者、業務責任者、業務担当者は要求水準を満たすことが合理的に説明されれば、専任・兼務の別は応募者の判断によると解釈してよろしいでしょうか。	別紙「維持管理業務及び運営業務における業務実施体制(兼務)の考え方」を参照してください。
350	75	第5	1	(6)	-	施設使用規則	既存の使用規則は公表して頂けると理解して宜しいでしょうか。	「プラザイースト利用のご案内」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
351	75	第5	1	(6)	-	施設使用規則	本施設の使用規則はどのタイミングで作成が求められるのでしょうか。	市の確認及び修正・追加等に関する市と事業者との協議等に時間を要する可能性があるため、遅くとも運営開始の6ヶ月前までに使用規則(案)を提出してください。
352	75	第5	2	(1)	-	運営開始日	運営開始日は平成20年5月1日(図書館は平成20年7月1日)となっておりますが、準備期間は何ヶ月前からと考えればよろしいでしょうか。	引渡時から運営開始日までの期間です。
353	75	第5	2	(1)	-	運営開始日	図書館の運営開始日は20年7月1日の他の施設運営開始日から二ヶ月遅れていますが、その間二ヶ月分の運営費の算出はどのように考えれば宜しいでしょうか。	施設の引渡時から運営開始日までの期間については、運営開始までの準備業務として必要な費用を算出してください。
354	75	第5	2	(2)	-	施設の利用者、活動内容、運営時間	「…別途、市と協議のうえ本施設における機能の一部または全部について運営時間を延長することができる。」とありますが、協議はいつ行われるのでしょうか。運営時間は応募者の提案価格と密接に関連しており、提案作業を進める上で重要な事項であり、できるだけ早期の協議が必要と考えますがいかがでしょうか。 また、区役所の運営時間について、本施設がPFIで実施されることによる公共サービス水準向上の観点から、延長される可能性はありますでしょうか。	運営時間に関する協議は、運営業務開始後に、規定の運営時間での運用に支障が生じた場合に行うことを想定しています。よって、提案は、規定の運営時間を前提に行ってください。区役所については、事業者と協議を行って運営時間を延長するということはありません。
355	75	第5	2	(2)	-	施設の利用者、活動内容、運営時間	指定管理者制度でも運営時間等は、提示の運営時間内とする必要があるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
356	75	第5	2	(2)	-	施設の利用者、活動内容、運営時間	市・利用者の理由により運営時間が延長に関する費用は、市の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
357	75	第5	2	(2)	-	図書館	月曜が祝日にあたった場合は閉館するが、翌火曜は「月曜休館の振替」として休館するのでしょうか。	ご質問のとおりです。
358	75	第5	2	(2)	-	図書館	「祝日の翌日が土日の場合閉館」とあるが、この分の振替休館日はあるのでしょうか。	ありません。
359	76	第5	2	(2)	-	図書館	「特別整理期間」の規定はあるのでしょうか。	あります。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
360	76	第5	2	(2)	-	北区役所	社会福祉協議会、保健センターの運営時間等は北区役所と同じと考えてよろしいですか。	ご質問のとおり、社会福祉協議会、保健センターの運営時間等は北区役所と同じです。
361	76	第5	2	(2)	-	北区役所	区役所の土日の開館は部分的であれ当面の実施は考えていないという理解で宜しいでしょうか。	原則、区役所の土日の開館は、当面考えておりません。しかしながら、例外として、収納課や保険年金課等のように毎月1回休日窓口を設けるところもあります。
362	76	第5	2	(3)	-	施設利用者の制限	ア～エの理由で施設利用者の制限をするとありますが、その判断は各運営責任者が行うという理解で宜しいでしょうか。	利用の制限の判断は、条例の定めるところにより「指定管理者」としてのSPCが行うこととなります。
363	76	第5	2	(3)	-	施設利用者の制限	「公の施設」に対しての排除権の行使は、本来は市の職員が当たるべきと考えられますが、「指定管理者」としてのSPCが当たるということであれば、行使に伴うトラブルや損害について、市の支援がいただけると考えてよいですか。また、制限事由の判断もSPC側ですということでしょうか。	排除権の行使及び制限事由の判断は、条例の定めるところにより、「指定管理者」としてのSPCが行うこととなります。具体的な制限事由の判断に当たり、事前に市に相談することは可能です。排除権の行使に伴うトラブルや損害については、事業者の責任において対応してください。
364	76	第5	3	(1)	-	諸室利用料の設定	各機能の諸室等に関する使用料を貴市が定めるとありますが、本事業の各種支援業務、ホール自主事業等、事業収支計画検討を行うために、貴市が現在運営されている施設等の使用料をご教示ください。	要求水準書(案)の巻末に参考として示しています。また、さいたま市公式Webサイトでも公表しています。
365	76	第5	3	(1)	-	諸室利用料の設定	「市は、各機能の諸室等に関する使用料を定める」との記載がありますが、要求水準書(案)78P第5.3.(3)(キ)との整合性をご教示頂けませんでしょうか。	要求水準書(案)78P第5.3.(3)(キ)の規定を削除します。
366	77	第5	4	(3)	ア	コミュニティ活動支援業務	「活動の支援となる事業」とは具体的には活動そのものの一部ということですか。それとも、補助的な仕事ということですか。	市民の主体的活動を支援すると共に、市民が相互にふれあう機会と場や市民の施設利用を促すため事業の企画及び実施をすることです。
367	77	第5	4	(3)	ア	コミュニティ活動支援業務	「コミュニティ活動への支援となる事業の企画及び実施。」とありますが、現在の市内のコミュニティ活動の状況及び住民の希望に関する情報があれば、ご開示いただけますか。	市内のコミュニティ活動の情報に関して集約したものはありませんが、参考として、さいたま市公式Webサイトの生涯学習情報システム(公民館)の情報をご覧ください。
368	77	第5	4	(3)	ア	コミュニティ活動支援業務	コミュニティー活動支援・各種活動支援・市の施策支援業務等の市の想定する具体的な、内容及び実施規模・回数等の要求水準をお示し下さい。	要求水準書(案)P.100及びP.101を参考に事業者の判断により、具体的な内容及び実施規模・回数等を提案してください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
369	77	第5	4	(3)	イ	各種活動支援業務	「生涯学習活動、文化・芸術活動等、各種活動への支援となる事業の企画及び実施。」とありますが、現在既に行われている生涯学習活動、文化・芸術活動等に関する情報があれば、ご開示いただけますか。	要求水準書(案)P.100及びP.101を参考にしてください。
370	77	第5	4	(3)	ウ	市の施策支援業務	コミュニティ活動支援業務、各種活動支援業務、市の施策支援業務となる「事業の企画及び実施」とは具体的にどのようなものですか。またサービス対価の算定はどのようにおこなわれますか。(たとえば、モニタリングの方法・評価方法・最低業務量に関するレベルが定められるのか等)	市民の主体的活動を支援すると共に、市民が相互にふれあう機会と場や市民の施設利用を促すため事業の企画及び実施をすることです。また、サービス対価の算定方法等は、入札説明書等において示します。
371	77	第5	4	(3)	エ	コミュニティ活動情報提供・相談業務	コミュニティ活動に関する相談対応とはどのようなものか具体的にご教示ください。	市民のコミュニティー活動に関して、本施設を利用する場合における個別相談を、具体的には考えています。
372	77	第5	4	(3)	オ	市内コミュニティ施設との連携協力業務	「市内コミュニティ施設との連携協力業務」とありますが、貴市の施設間の連携要綱等がありましたら、ご教示ください。	連携要綱等はありません。
373	78	第5	4	(3)	カ	利用受付関連業務	さいたま市公共施設予約システムの概要を教示して頂きたい。	「さいたま市公共施設予約システム」について、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
374	78	第5	4	(3)	カ	利用受付関連業務	さいたま市公共施設予約システムで予約された情報を、インターネットでの公開用にデータで提供してもらうことは可能と考えて宜しいですか。	予約状況についてはインターネットで確認できます。
375	78	第5	4	(3)	カ	利用受付関連業務	本項目の内容は、ホール及び芸術創造・ユーマ機能関連施設についても同様と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書の記述のとおりです。
376	79	第5	4	(3)	ケ	PR等情報提供業務	コミュニティ機能の案内リーフレットの作成内容、作成数量決定は事業者が独自に行ってよろしいのでしょうか。リーフレットの内容の市による確認はあるのでしょうか。ある場合、その具体的な判断基準等に関してご教示ください。	コミュニティ機能の案内リーフレットの作成内容、作成数量決定は事業者が独自に行ってください。また、リーフレットの内容は市による確認を必要とします。なお、具体的な判断基準等はありませんが、合理的な理由がない限り認めます。
377	79	第5	4	(3)	コ	その他業務	見学者への対応業務は各種団体の見学者への対応をイメージしますが、頻度はどの程度考えれば宜しいでしょうか。	見学者への対応業務は各種団体や市民の見学者への対応と考えています。なお、頻度は、事業者が想定してください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
378	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	「事業者は、自主事業等を通じ、ホールの積極的利用を図るとともに利用者のホール利用機会の拡充を図ること。」とありますが、事業者がホールにおいて有料のイベントを開催してよしいとの事でしょうか。	ご質問のとおりです。
379	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	「事業者は、自主事業等を通じ、ホールの積極的利用を図るとともに利用者のホール利用機会の拡充を図ること。」とありますが、事業者が、事業者の自主イベントの年間開催日数に制限があるのでしょうか。 また、事業者の自主イベントのためのホールの予約は一般の申込み(12月前)に先行して、予約可能でしょうか。あるいは、先行予約が不可能な場合、何ヶ月前から予約可能でしょうか。	事業者が主体的に行う自主事業の開催日数に制限を設けることは想定していませんが、市の承諾を必要とします。また、事業者の自主イベントのためのホールの予約は、一般の申し込みと同様です。
380	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	事業者は自主事業等を通じ、ホールの積極的利用を図るとありますが、市民利用との関係で自主事業の開催回数に目安はありますか。	事業者が主体的に行う自主事業の開催回数に目安はありませんが、市の承諾を必要とします。
381	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	ホールの自主事業は採算がとれない場合もあると思いますが、その場合の自主事業に要する費用は運営事業に係る対価に含めることが可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者が主体的に行う事業については事業者の独立採算とし、採算が取れると判断するものを行ってください。市が主体的に行う事業(考え方については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。)についてはサービス対価に含めます。
382	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	「事業者は、自主事業等を通じ」との記載ありますが、「自主事業」の対価としてサービス購入費をお支払い頂けると考えて宜しいのでしょうか。	事業者が主体的に行う事業については事業者の独立採算とし、採算が取れると判断するものを行ってください。市が主体的に行う事業(考え方については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。)についてはサービス対価に含めます。
383	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	「事業者は、自主事業等を通じ」との記載ありますが、具体的にはどれ位の規模や頻度を想定されているのでしょうか。	事業者が主体的に行う自主事業の規模や頻度に制限はありませんが、市の承諾を必要とします。
384	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	「事業者は、自主事業等を通じ」との記載ありますが、「等」とは共催事業を指すものと考えて宜しいでしょうか。	共催事業として行うことも考えられます。
385	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	自主事業を通じ、ホールの積極的利用を図るとありますが、自主事業とは具体的にどのようなものですか。 また、自主事業を通じて得た収入は事業者の収入となるのでしょうか。	事業者が主体的に行う事業については事業者の提案に委ね、事業者の独立採算とし、採算が取れると判断するものを行ってください。市が主体的に行う事業については市の収入とし、その考え方については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
386	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	ホール活用業務の自主事業に関して詳細要求が有りませんが、同市における同様他施設の事例等を参考にして同規模と考えていいのでしょうか。	事業者が主体的に行う自主事業の規模に制限はありませんが、市の承諾を必要とします。
387	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	自主事業による収入に関しては事業者の収入と考えてよろしいのでしょうか。(コミュニティ・芸術創造・ユーマ)に関しても	事業者が主体的に行うホール活用業務等の自主事業等による収入は、事業者の収入と考えてください。
388	81	第5	5	(3)	工	ホールの活用業務	自主事業による施設の使用料は別途事業者として支払うのでしょうか。	事業者が主体的に行うホール活用業務等の自主事業等のための使用料は、別途事業者が支払うこととなります。
389	81	第5	5	(3)	オ	PR等情報提供業務	ホール機能の案内リーフレットの作成内容、作成数量決定は事業者が独自に行ってよろしいのでしょうか。リーフレットの内容の市による確認はあるのでしょうか。ある場合、その具体的な判断基準等に関してご教示ください。	ホール機能の案内リーフレットの作成内容、作成数量決定は事業者が独自に行ってください。また、リーフレットの内容は市による確認を必要とします。なお、具体的な判断基準等はありませんが、合理的な理由がない限り否定することはありません。
390	81	第5	5	(3)	カ	その他業務	ホール関係機関との密な連携とありますが、市内だけのホールか県内まで広げるかご支持ください。	市内の連携を基本としますが、市内だけに限らず多くのホール関係機関との連携を構築してください。
391	81	第5	5	(3)	カ	その他業務	新たなネットワークの構築とはどのようなイメージのものでしょうか。	市内の連携を基本としますが、市内だけに限らず多くのホール関係機関との連携を構築してください。
392	82	第5	6	(2)	工	ユーマ資料	「ユーマに関連する魅力的な事業を新たに企画し、実施すること」とありますが、事業者による本業務は独立採算型事業となるのでしょうか。	「ユーマに関連する魅力的な事業を新たに企画し、実施すること」業務はサービス対価に含まれる業務です。
393	82	第5	6	(2)	工	ユーマ資料	「ユーマに関連する魅力的な事業を新たに企画し、実施すること」とありますが、事業者の提案する企画の最終決定は市が行い、市の決定に基づき事業者が実施するとの認識にて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
394	82	第5	6	(3)	-	業務担当者の要件	学芸員の定義をお教えてください。	博物館法の定義による学芸員(分野は美術)です。
395	82	第5	6	(3)	-	業務担当者の要件	芸術創造・ユーマ資料、作品の収集、保存や展示活動、また、啓蒙活動的側面を持った学芸員の配置とありますが、学芸員の選考、活動評価は事業者が行うことが出来ると考えてよろしいでしょうか。 また、作品収集や展覧会企画という中枢的な仕事に従事する専門職員として学芸員よりも専門性と権限が強い「キュレーター」の採用を行うことは出来ると考えてよろしいでしょうか。	学芸員は博物館法の定義による学芸員(分野は美術)とし、選考・活動評価は市との協議とします。また以降についてはお考えのとおりです。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
396	82	第5	6	(3)	-	業務担当者の要件	学芸員の勤務形態に何か条件がありますか。また、当機能に関して市側のスタッフの有無、体制をご教示下さい。	学芸員の勤務形態は、常勤とし、詳細は事業者の提案に委ねます。また、当機能に関して市のスタッフの配置はありません。
397	82	第5	6	(3)	-	業務担当者の要件	「学芸員を配置すること」との記載がありますが、「学芸員」として相応しいとお考えになる資格・経歴等あればご教示ください。	博物館法の定義による学芸員(分野は美術)です。
398	82	第5	6	(3)	-	業務担当者の要件	学芸員の配置と在りますが、公的な「学芸員」を指すのでしょうか。	博物館法の定義による学芸員(分野は美術)です。
399	83	第5	6	(4)	ア	利用受付関連業務	資料のデータベース化が挙げられていますが、作業量が把握できるデータ量の開示をお願いします。	資料、データの内容について、順次さいたま市公式Webサイト等で公表します。
400	84	第5	6	(4)	ア	利用受付関連業務	ユーモア資料とはどういうものですかご教示ください。	資料、データの内容について、順次さいたま市公式Webサイト等で公表します。
401	84	第5	6	(4)	エ	各諸室等活用業務	地域文化紹介ゾーンで、企画展示や専門家のアドバイスを受けながら活動を行った結果、市民の関心を得られず、アンケート等でも関心がない場合、地域文化紹介ゾーンを中止し、他の企画等への転換は可能と考えてよろしいでしょうか。	市との協議のうえ可能と考えてください。
402	84	第5	6	(4)	エ	各諸室等活用業務	「国際漫画フェスティバル」・「ユーモアフォトコンテスト」・「アジア漫画展」の、市の実施マニュアルは、どのタイミングでご開示いただけるのでしょうか。	「アジア漫画展・ユーモアフォトコンテスト・国際漫画フェスティバル作業マニュアル」を、さいたま市公式Webサイトで公表しています。
403	84	第5	6	(4)	エ	各諸室等活用業務	「国際漫画フェスティバル」・「ユーモアフォトコンテスト」・「アジア漫画展」の、過去の実施内容(展示作品数、展示期間、入場者数、配置職員数、各種発生費用明細など)を、ご教示いただけますか。	「アジア漫画展・ユーモアフォトコンテスト・国際漫画フェスティバル作業マニュアル」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参考にしてください。
404	84	第5	6	(4)	エ	各諸室等活用業務	「国際漫画フェスティバル」・「ユーモアフォトコンテスト」・「アジア漫画展」の、海外出展者との連絡調整は、今後も市で担当されるのでしょうか、あるいは事業者が担当するのでしょうか。併せて、事業者が担当する場合は、海外出展者との連絡調整の頻度をご教示ください。	「アジア漫画展・ユーモアフォトコンテスト・国際漫画フェスティバル作業マニュアル」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参考にしてください。
405	84	第5	6	(4)	エ	各諸室等活用業務	「国際漫画フェスティバル」・「ユーモアフォトコンテスト」・「アジア漫画展」は、入場料無料のイベントでしょうか。	入場料無料のイベントです。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
406	84	第5	6	(4)	工	各諸室等活用業務	「国際漫画フェスティバル」・「ユーモアフォトコンテスト」・「アジア漫画展」の実施にあたり、その規模(内容・予算)に関する情報をご呈示戴けると考えてよいのでしょうか。	「アジア漫画展・ユーモアフォトコンテスト・国際漫画フェスティバル作業マニュアル」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参考にしてください。
407	84	第5	6	(4)	エオ	各諸室等活用業務企画業務	市の文化活動のサポート業務が種々要求されていますが、市の事業予算規模及びスタッフ体制などご教示下さい。	市に対するサポート業務ではなく、事業者が主体的に業務を行ってください。
408	84	第5	6	(4)	オ	企画業務	企画業務の頻度の想定をお教えてください。	企画業務の詳細は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。それにより、具体的な頻度は事業者で提案してください。
409	84	第5	6	(4)	オ	企画業務	若手作家育成企画展、アンデパンダン展は、絵画(油絵、水彩画、版画など)中心と考えてよろしいのでしょうか。	美術のジャンル全般と考えてください。
410	84	第5	6	(4)	オ	企画業務	若手作家育成企画展、アンデパンダン展は、県内居住者を中心に応募を受け付けると考えてよろしいのでしょうか。	県内居住者を中心と限定する必要はありません。現段階では、さいたま市に係わりのある方を想定しています。
411	84	第5	6	(4)	オ	企画業務	若手作家育成企画展、アンデパンダン展は、入場料無料のイベントでしょうか。	入場料無料のイベントです。
412	85	第5	6	(4)	カ	資料収集業務	「事業者は、芸術創造・ユーモア資料を継続的かつ積極的に収集すること。」とありますが、その資料が有料の場合、費用は購入時に市びご負担いただけるのでしょうか。それとも、あらかじめ民間事業者が提案時に予算化して入札金額に含めるのでしょうか。	資料収集の予算化については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
413	85	第5	6	(4)	カ	資料収集業務	経年の資料収集に関する内容及び執行予算等並びに今後のPFI事業期間中における基本方針及び想定予算等について教えて下さい。	資料収集の予算化については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
414	85	第5	6	(4)	カ	資料収集業務	資料収集業務は寄贈及び寄託とありますが、購入は無いという解釈でよろしいのでしょうか。	資料収集の予算化については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
415	85	第5	6	(4)	カ	資料収集業務	寄贈寄付を受け付けるとありますが、貴重な資料を購入するお考えはありませんか。	資料収集の予算化については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
416	85	第5	6	(4)	カ	資料収集業務	ユーモア資料の積極的な収集に関して、収集品の決定、収集数量の決定、収集費用、文化的価値の判断、保存の場合の費用負担などについて、具体的な決定指針・基準、モニタリングの際の評価基準について、どのようにお考えなのかご教示ください。	決定指針・基準については未定です。モニタリングの際の評価については各年度市と事業者で協議の上、業務計画を策定し、それに基づく業務の履行を確認する予定です。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
417	85	第5	6	(4)	カ	資料収集業務	芸術創造・ユーモアの業務等を紹介する資料の作成に関して、作成数量決定は事業者が独自に行ってよろしいのでしょうか。また、内容の市による確認はあるのでしょうか。ある場合、その具体的な判断基準等に関してご教示ください。	芸術創造・ユーモアの業務等を紹介する資料の案内リーフレットの作成内容、作成数量決定は事業者が独自に行ってください。また、リーフレットの内容は市による確認を必要とします。なお、具体的な判断基準等はありませんが、合理的な理由がない限り否定することはありません。
418	85	第5	6	(4)	キ	PR等情報提供業務	多言語に対応するホームページとは、何ヶ国語を想定されているのでしょうか。	事業者の判断により、利用者の利便性を考慮して何ヶ国語を使用するか設定してください。
419	85	第5	6	(4)	キ	PR等情報提供業務	芸術創造・ユーモア資料のデータをインターネットで公開する事になっていますが、これらのデータベースシステムは機器も含めて事業者で準備することで宜しいですか。	ご質問のとおりです。
420	85	第5	6	(4)	キ	PR等情報提供業務	多言語に対応するホームページを作成すること等が求められています。具体的に何ヶ国語での作成を想定されているのでしょうか。	事業者の判断により、利用者の利便性を考慮して何ヶ国語を使用するか設定してください。
421	85	第5	6	(4)	キ	PR等情報提供業務	多言語に対応するホームページを作成すること等が求められています。芸術創造・ユーモア機能以外の機能を持つ施設等に関するホームページに就きましては、多言語に対応する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。芸術創造・ユーモア機能以外については事業者の判断に委ねます。
422	85	第5	6	(4)	キ	PR等情報提供業務	PR等の情報提供業務の中にある、ホームページの作成及び案内リーフレットの作成・配布の費用は、市と事業者のどちらが負担するのでしょうか。	ホームページの作成及び案内リーフレットの作成・配布の費用は、事業者負担です。
423	85	第5	6	(4)	キ	PR等情報提供業務	多言語に対応するホームページの作成とありますが、何ヶ国語で何語を想定すれば宜しいでしょうか。	事業者の判断により、利用者の利便性を考慮して何ヶ国語で何語を使用するか設定してください。
424	85	第5	6	(4)	キ	PR等情報提供業務	チケット販売協力はどの程度ものと考えれば宜しいでしょうか。	市の施設で行われる催しのチケットを本施設のインフォメーション(総合案内)等にて販売を行っていただきます。
425	85	第5	6	(4)	キ	PR等情報提供業務	調査・評価業務の要求水準は提示されるのでしょうか。	調査・評価業務の内容の詳細は、契約締結後市と事業者にて協議して決定します。
426	86	第5	6	(4)	ケ	その他業務	作品の著作権管理を行い、所要の手続きを取るとありますが、製作者の希望があった場合のみと考えて宜しいでしょうか。	事業者の判断で必要な著作権管理を行って下さい。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
427	86	第5	6	(4)	ケ	その他業務	資料の著作権管理については、著作権料・管理形態・権利侵害時の対応など、業務内容が複雑多岐にわたることが予想されますが、事業者の業務範囲としてどの程度までをお考えなのかご教示ください。	事業者の判断で必要な著作権管理を行って下さい。
428	86	第5	7	(1)	-	業務における市と事業者の業務分担の考え方について	開館後の新規図書の購入費用は事業者の入札価格に含まれるのでしょうか。またその場合； 当初に購入すべき図書の購入金額及び事業期間中に購入する各年の図書購入金額の条件は予め開示していただけるのでしょうか。 図書の購入経路について市側から出される一定条件等おありでしょうか。(例：市内の書店経由とするなど。)	当初に購入する図書館資料については、事業者が購入するものとし、購入費用を入札価格に含めてください。購入金額等の条件は予め提示します。購入経路についての条件等はありません。また、事業期間中の各年に購入する図書館資料の購入者等については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
429	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	『事業者の有する流通情報』と記載がありますが、さいたま市様はどのような内容の情報を想定されているのでしょうか。具体的に御教示ください。	具体的に市が想定する流通情報はありませんが、事業者の有する情報が図書館資料の調達に生かされることを期待しています。
430	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	図書館資料を調達することとありますが、調達費用・ICチップ/バーコード等の整備費はサービス対価とは別に支払われると理解して宜しいでしょうか。別途支払われる費用の条件(販売定価等)は、あるのでしょうか。ご教示下さい。	当初に購入する図書館資料の調達費用・ICチップ/バーコード等の整備費は、サービス対価の一部として支払います。購入金額等の条件は予め提示します。また、事業期間中の各年に購入する図書館資料の購入者等については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
431	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	図書購入費用は割賦元本に含めるのでしょうか。施設引渡し当初に購入する図書以外に継続して追加購入していく図書の購入費用はどのような支払条件となるのでしょうか。	当初に購入する図書館資料の購入費用は、サービス対価の一部として支払いますが、具体的な支払方法は入札説明書等において示します。また、事業期間中の各年に購入する図書館資料の購入者等については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
432	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	図書の調達はSPCが担当しますが、この購入代価については、都度一括支払いをしていただけたらと考えてよいですか。	図書館資料の購入費用は、サービス対価の一部として支払いますが、具体的な支払方法は入札説明書等において示します。また、事業期間中の各年に購入する図書館資料の購入者等については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
433	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	図書館資料を調達するとありますが、事業所の有する流通情報、市場のニーズ情報と併せて市民のニーズを捉えてさえいれば、選出は事業者が行うこともあるということでしょうか。	購入する図書館資料については、事業者の作成したリストをもとに市が最終的な選定を行います。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
434	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	図書購入費用及び管理費用(ICチップ等)のイニシャル及びランニングコストについてはどのようにお考えでしょうか。	当初に購入する図書館資料の購入費用及び管理費用(ICチップ等)については、サービス対価の一部として支払います。また、事業期間中の各年に購入する図書館資料の購入者等については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
435	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	「図書館資料の選定・発注にあたっては、市が図書館資料選定の基本方針を示し最終決定権を持つ」とありますが、88頁以降の役割分担表によると、「一般図書の選定、発注に関すること」は市と事業者双方に分担されていますが、各々の役割の違いについてご教示願います。	購入する図書館資料については、事業者の作成したリストをもとに市が最終的な選定を行います。選定後の発注は事業者が行います。
436	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	館長及び調整主幹の総括的業務については、市職員が従事する。とありますが、図書館の機構図をご教示いただけますでしょうか	要求水準書(案)第5 7 (3)(4)を想定しています。
437	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	図書館資料の調達は、事業者とありますが、その購入代金は、市から事業者に対しどのように支払われるのでしょうか。また、購入代金に含まれる範囲並びに、購入先の指定等あればをお教え下さい。	当初に購入する図書館資料の購入費用は、サービス対価の一部として支払いますが、具体的な支払方法は入札説明書等において示します。また、事業期間中の各年に購入する図書館資料の購入者等については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。また、購入代金には図書、CD、DVD、雑誌、新聞等の図書館資料購入代金が含まれ、購入先についての条件等はありません。
438	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	図書館運営の根幹に関わる事項は市が行い、また館長他の総括的業務については市職員が従事とありますが、図書館に関しては、事業者は実質的には人員派遣のみの提供と考えてよろしいのでしょうか。	人員の提供だけでなく、事業者のノウハウや実績が生かされた業務遂行を期待しています。
439	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	市職員の方は現在既存の他図書館で実務を担当されてる方が従事されるのでしょうか。	既存の図書館及び市の関連部署で勤務経験のある職員を配置する予定です。
440	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	他の図書館とのシステム的な連携はすでにあるのでしょうか。(メーカーはどこでしょうか。)または、今後あらたに連携システム導入の予定はありますか。	既に図書館間のシステム的な連携を行っています。来年2月に3系統あるシステムを統合する予定ですが、現在のシステムのメーカーは富士通及び日立です。
441	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	市の図書館資料選定基準にはどのような要素が入っているのでしょうか。	選定事業者に対して基準等をお示しします。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
442	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	「図書館資料」には図書館の蔵書としての図書が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
443	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	図書館資料の調達とは具体的にどのようなことをするのでしょうか。	購入する図書館資料については、事業者の作成したリストをもとに市が最終的な選定を行います。選定後の発注は事業者が行います。
444	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	事業者の有する流通情報とありますが、流通情報を有する業者は数社に限定されてしまうと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。	ここでいう流通情報は、それを有する業者が数社に限定されるものではないと考えます。
445	86	第5	7	(1)	ア	サービスの基本方針	開館時資料の調達も事業者でしょうか。	当初に購入する図書館資料については、事業者が購入・調達するものとします。
446	88	第5	7	(2)	-	管理担当	事業者は、図書資料の購入までが業務の範囲でしょうか、それとも発注業務までが範囲でしょうか。	購入する図書館資料については、事業者の作成したリストをもとに市が最終的な選定を行います。選定後の発注は事業者が行います。
447	88	第5	7	(2)	-	管理担当	図書資料購入費用は入札金額に含まれるのでしょうか。それとも別契約になるのでしょうか。	当初に購入する図書館資料については、事業者が購入するものとし、購入費用を入札価格に含めてください。
448	88	第5	7	(2)	-	管理担当	施設、設備、公用車、備品、物品の維持管理及び支出に関することは市の役割となっておりますので、実施方針の(別表-2)のリスク分担表の備品リスクの負担者が事業者となっておりますが、どちらの負担と考えれば宜しいでしょうか。	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
449	89	第5	7	(2)	-	奉仕担当	『一般図書の選定、発注に関すること』等が、市の事業範囲と事業者の事業範囲に入っています。どちらの事業範囲になるのか明確にして下さい。事業者の業務は『市が選定した一般図書の発注に関すること』として理解して宜しいでしょうか。	市の分担する選定・発注に関することとは、購入する図書館資料について、事業者の作成したリストをもとに市が最終的な選定を行うことをいいます。事業者の分担する選定・発注に関することとは、購入する図書館資料のリストの作成及び実際の発注を行うことをいいます。
450	89	第5	7	(2)	-	奉仕担当	ICタグ等の図書装備品の購入及びそれらの装着業務は市側の分担と考えて宜しいでしょうか。	事業者側の分担です。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
451	89	第5	7	(2)	-	奉仕担当	市の役割記載と事業者の役割記載に多く重複する業務内容が記載されていますが、誤りでしょうか。それとも市と事業者が行う業務はそれぞれ異なるのでしょうか。異なる場合、夫々が行う業務内容を明確に指定していただけないでしょうか。	図書の選定・発注については、事業者の作成したリストをもとに市が最終的な選定を行い、実際の発注を事業者が行うことを表現しています。市・事業者それぞれが行う具体的な業務内容等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
452	89	第5	7	(2)	-	奉仕担当	業務内容の記載の中、随所に「…に関する」と記載されておりますが、具体的に夫々に関する何を市・事業者夫々が行うのか、明確に指定していただけないでしょうか。	市・事業者それぞれが行う具体的な業務内容等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
453	89	第5	7	(2)	-	奉仕担当 児童奉仕担当	市と事業者の役割分担の記載が複数項目にわたりが重複しておりますので、再度整理頂けませんでしょうか。	重複する業務内容の記載は、各業務の実際の作業等は事業者が行いますが、最終的な決定等の権限は市にあることを表現しています。市・事業者それぞれが行う具体的な業務内容等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
454	89	第5	7	(2)	-	奉仕担当 児童奉仕担当	の奉仕担当と の児童奉仕担当の相違点を御指示ください。また、 では一般図書の選定・発注は市となっておりますが、 では事業者になっております。どちらが、事業主体になるのでしょうか。	の奉仕担当は児童に対するサービスを除いた奉仕業務全般です。また、重複する業務内容の記載は、各業務の実際の作業等は事業者が行いますが、最終的な決定等の権限は市にあることを表現しています。市・事業者それぞれが行う具体的な業務内容等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
455	89	第5	7	(2)	-	奉仕担当	「一般図書の選定・発注に関する」と、89pでは市の分担、90pでは事業者の分担になっていますがどのように分担するのでしょうか。児童書も同様です。	重複する業務内容の記載は、各業務の実際の作業等は事業者が行いますが、最終的な決定等の権限は市にあることを表現しています。市・事業者それぞれが行う具体的な業務内容等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
456	90	第5	7	(2)	-	奉仕担当	「一般図書の選定、発注に関する」とが事業者側の役割とされていますが、図書購入業務も含め事業者側で行なう場合、図書購入経路は事業者で自由に決めて良いと考えて宜しいのでしょうか。	お考えのとおりです。
457	90	第5	7	(2)	-	奉仕担当	委託料(マーク)は事業者の業務とは切り離し、業者選定を含め全て市の業務との理解で宜しいでしょうか。	マークの種類等は市が指定しますが、業者選定を含め事業者の業務範囲となります。
458	91	第5	7	(2)	-	奉仕担当	図書、雑誌、視聴覚資料等の装備とは、どのようなことかご教示下さい。	具体的な修理・装備方法等については、選定事業者に対してお示しします。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
459	91	第5	7	(2)	-	奉仕担当	「視聴覚資料等の修理」とありますが、これは更新・買い替えを意味するのでしょうか。	ここでいう、「図書・視聴覚資料等の修理」とは、事業者が直接行える範囲の簡易な修理をいいます。更新・買い替えは含まれません。
460	91	第5	7	(2)	-	奉仕担当	図書・視聴覚資料等の修理が事業者の業務分担となっていますが、修理のための事由が事業者の善管注意義務違反によるもの以外は、不可抗力規定が適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	善管注意義務違反に関わらず、図書・視聴覚資料等の修理は事業者の分担です。
461	91	第5	7	(2)	-	奉仕担当	図書等の修理・装備は事業者負担となっておりますが、必要装備に関する仕様は事業者の提案によるのでしょうか。	具体的な修理・装備方法等については、選定事業者に対してお示しします。
462	91	第5	7	(2)	-	児童奉仕担当	分担表の市と事業者の業務が重複しておりますが、ご確認下さい。	重複する業務内容の記載は、各業務の実際の作業等は事業者が行いますが、最終的な決定等の権限は市にあることを表現しています。市・事業者それぞれが行う具体的な業務内容等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
463	91	第5	7	(2)	-	児童奉仕担当	市の役割記載と事業者の役割記載に多く重複する業務内容が記載されていますが、誤りでしょうか。それとも市と事業者が行う業務はそれぞれ異なるのでしょうか。異なる場合、夫々が行う業務内容を明確に指定していただけないでしょうか。	重複する業務内容の記載は、各業務の実際の作業等は事業者が行いますが、最終的な決定等の権限は市にあることを表現しています。市・事業者それぞれが行う具体的な業務内容等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
464	91	第5	7	(2)	-	児童奉仕担当	業務内容の記載の中、随所に「…に関する」と記載されておりますが、具体的に夫々に関する何を市・事業者夫々が行うのか、明確に指定していただけないでしょうか。	市・事業者それぞれが行う具体的な業務内容等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
465	92	第5	7	(2)	-	児童奉仕担当	図書の修理が事業者の業務分担となっていますが、修理のための事由が事業者の善管注意義務違反によるもの以外は、不可抗力規定が適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	善管注意義務違反に関わらず、図書・視聴覚資料等の修理は事業者の分担です。
466	92	第5	7	(3)(4)	-	市の職員配置業務担当者の要件	管理担当以下3名の市職員の方は(4)で述べられている「サービスの主任的立場の業務担当者」と同等の職務を兼任出来ると考えてよろしいでしょうか。(協働してサービス提供が出来ると考えてよいでしょうか)	事業者におけるサービスの主任的立場の業務担当者は、市職員の配置に関わらず司書有資格者かつ公共図書館経験者を置いてください。また、事業者における全ての業務担当者は最低限司書有資格者としてください。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
467	92	第5	7	(4)	-	業務担当者の要件	図書館経験者とは公立・私立図書館経験者及び学校図書館経験者という解釈でよろしいでしょうか。	公共図書館経験者としてください。
468	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	自主事業及び共催事業とは民間収益事業とは別なのでしょうか。また有償で行ってもよろしいのでしょうか。またその際、参加費等の収入は事業者の収益となると解してもよろしいのでしょうか。	自主事業及び共催事業は、民間収益事業とは別です。なお、事業者が主体的に行う事業については、事業者の独立採算としますので、有償で行うことになります。
469	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	自主事業及び共催事業のテーマに制限はありますか。	事業者が主体的に行う自主事業及び共催事業のテーマに制限はありませんが、市の承諾を必要とします。
470	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	自主事業及び共催事業は、来場無料のイベントと理解してよろしいでしょうか。	事業者が主体的に行う自主事業及び共催事業については、事業者の独立採算としますので、有償で行うことになります。
471	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	共催事業とは誰が行うのでしょうか。またどの程度行う必要があるのでしょうか。	事業者が主体的に行う共催事業の相手方は、事業者の判断に委ねます。市が主体的に行う共催事業については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。また、事業者が主体的に行う共催事業の開催の頻度等に制限はありませんが、自主事業と同様、市の承諾を必要とします。
472	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	自主事業や共催事業の開催頻度や凡その所要費用、又各事業の方向性等は入札以前にお示し頂けると考えて宜しいのでしょうか。	事業者が主体的に行う自主事業及び共催事業の開催頻度等に制限はありませんが、市の承諾を必要とします。市が主体的に行う自主事業及び共催事業の開催頻度等については、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
473	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	入札までの企画提案内容と自主事業を実際に実施する際の企画内容に変更が必要と判断された場合は、許容頂けますでしょうか。又、費用に変更あった際にはどのような対応をお考えになられているのでしょうか。	提案後の企画内容の変更は、提案の主旨を逸脱せず、評価結果に影響を及ぼさない範囲で市が承諾した場合は可能とします。市が主体的に行う自主事業及び共催事業の費用に変更が必要となった場合は、市と事業者との間で協議することとします。
474	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	利用率及び稼働率を上げるための自主事業ならびに共催事業の費用は、市と事業者どちらの負担なのでしょうか。また、率が上がらなかった際のペナルティーはあるのでしょうか。	事業者が主体的に行う自主事業及び共催事業の費用は、事業者の負担です。また、事業者の責めによる場合を除き、利用率及び稼働率が上がらなかった際のペナルティーは課しません。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
475	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	自主事業及び共催事業について、稼働率・利用率に関する具体的な指針を御教示ください。また、実施方針におけるリスク分担から類推しますと、稼働率・利用率等については事業者側の責任リスクではないと考えられますがよろしいでしょうか。	自主事業及び共催事業の稼働率・利用率等に関する基準等は、入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。また、事業者の責めによる場合を除き、自主事業及び共催事業の稼働率・利用率等は事業者の責任リスクではありません。
476	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	自主事業及び共催事業を行うこととありますが、後述されている民間収益事業とはどのように区別して考えたら宜しいかご教示ください。	自主事業及び共催事業は催しもの・イベント等であり、民間収益事業は、施設及び機能に付帯するサービスとして継続して行うものです。
477	94	第5	9	(1)	イ	業務内容及び各業務の要求水準	駐車場及び駐輪場の管理運営において、「必要な管理人を配置すること」とありますが、これは常駐管理人の必要があるのでしょうか。	常駐させる必要があるかどうかは、事業者の提案内容によって異なるため、事業者の提案に委ねます。
478	95	第5	10	(2)	-	使用料等	民間事業の使用料の設定に対する市の確認とは承認とどう違うのですか。	市の確認の意味は、内容を確かめ認めることです。承認は内容に同意し、承知することです。
479	95	第5	10	(2)	-	使用料等	「市の確認」は入札前に確認できるのでしょうか。出来ないのであれば、「著しく乖離」の数量を入札前に明らかにしてくれるのでしょうか。	使用料の設定について、入札前の確認及び「著しく乖離」の数量提示は行いません。
480	95	第5	10	(2)	-	使用料等	共用部分の負担、借地料、共益費等は全て「事業者の収入」(サービス対価)に反映されるという考えでよいのでしょうか。	現時点では検討中のため、詳細は入札説明書等において示します。
481	95	第5	10	(2)	-	使用料等	民間収益施設の建設費等も全額事業者の負担ですか。	民間収益施設についてはご質問のとおりですが、民間収益事業については入札説明書等において示します。
482	95	第5	10	(2)	-	使用料等	周辺の民間施設と比較して著しく乖離した使用料設定とならないようにとありますが、具体的な料金については市の方から提示があるのでしょうか。また、事前に市の確認を受ける事とありますが、どの時点で確認を受けるのでしょうか。	具体的な料金の提示を行うことは考えていません。また、入札前に使用料の設定額を確認することは考えていません。
483	95	第5	10	(2)	-	使用料等	事業者が市所有の資産(土地あるいは建物)を利用して収益事業を行う場合の使用料に関するご方針をお聞かせください。	入札説明書等において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
484	95	第5	10	(4) (5)	-	民間収益事業	民間収益施設で行なう民間収益事業と民間収益施設以外で行なう民間収益事業の相違点を御指示ください。	民間収益施設で行う民間収益事業とは、施設の整備を伴う事業をいい、民間収益施設以外で行う民間収益事業とは、市の所有する本施設を使用して行う事業をいい、施設及び機能に付帯するサービスとして継続して行うものです。
485	95	第5	10	(5)	-	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業は本施設で行う収益事業と理解してよろしいでしょうか。その場合、床使用料は無償と理解してよろしいでしょうか。また、敷地内にある施設以外での事業も可能でしょうか。	民間収益施設以外で行う民間収益事業とは、市の所有する本施設を使用して行う事業をいい、施設及び機能に付帯するサービスとして継続して行うものです。その場合の条件等は、入札説明書等において示します。
486	95	第5	10	(5)	-	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業	民間収益施設以外のどの施設でも民間収益事業を実施することができるかと解釈してよろしいでしょうか。建物は市の所有と理解していますが、備品(共用物等)や賃料に関する考え方を示してください。	どの施設でも可能というわけではありません。具体的な条件等は、入札説明書等において示します。
487	95	第5	10	(5)	-	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業	「民間収益施設以外で行う民間収益事業」での賃料等は、全て「事業者の収入」(サービス対価)に反映されるという考えでよいのか。	入札説明書等において示します。
488	95	第5	10	(5)	-	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業	民間収益事業は民間収益施設で行う場合と民間収益施設以外で行う場合が想定されていますが、後者の場合は施設を新たに設けない又は小さなスペースで可能な民間収益事業も可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	95	第5	10	(5)	-	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業	「民間収益施設以外で行う民間収益事業」とありますが、市の施設部分の一部を賃借して民間収益事業を行うことを提案してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
490	95	第5	10	(5)	-	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業	「民間収益施設以外で行う民間収益事業」とは、どのようなものを期待されていますか。	民間収益施設以外で行う民間収益事業とは、市の所有する本施設を使用して行う事業をいい、施設及び機能に付帯するサービスとして継続して行うものです。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
491	95	第5	10	(5)	-	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業	民間収益施設以外で行う民間収益事業とありますが、どのような事を示しているのでしょうか。例えばホールを利用して収益事業を行うなどを指しているのでしょうか。	民間収益施設以外で行う民間収益事業とは、市の所有する本施設を使用して行う事業をいい、施設及び機能に付帯するサービスとして継続して行うものです。ホールを利用した収益事業は、民間収益事業ではなく、「事業者が主体的に行う自主事業等の実施」に当たります。
492	95	第5	10	(5)	-	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業	「民間収益施設で行なう民間収益事業」と「民間収益施設以外で行なう民間収益事業」は各々具体的に何を示しているのでしょうか。又、は本施設内で行なうものと理解しても宜しいのでしょうか。	民間収益施設で行う民間収益事業とは、施設の整備を伴う事業をいい、民間収益施設以外で行う民間収益事業とは、市の所有する本施設を使用して行う事業をいい、施設及び機能に付帯するサービスとして継続して行うものです。
493	95	第5	10	(5)	-	民間収益施設以外で行う民間収益施設事業	民間収益事業は事業者が自らの資金で整備した民間収益施設以外の本施設内の施設も使用料を支払えばおこなってもいいとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
494	95	第5	10	(6)	-	民間収益事業を終了した場合	事業期間内の運営終了の理由で「合理的でない」とは何でしょうか、ご教示ください。	「合理的でない」理由を特に想定しているわけではありません。
495	95	第5	10	(6)	-	民間収益事業を終了した場合	民間収益施設で行う民間収益事業の運営を市の承諾を得て終了できるとあるが、その場合の民間収益施設の取扱(PFI事業契約期間内及び契約終了後)はどのようになるのでしょうか。	入札説明書等において示します。
496	95	第5	10	(6)	-	民間収益事業を終了した場合	事業期間内に民間収益施設で行う民間収益事業を終了した場合、又は、事業期間終了時、この民間収益施設は事業者により取り壊して、敷地を市に返却するという考えでよろしいのでしょうか。	入札説明書等において示します。
497	95	第5	10	-	-	民間収益事業	事業期間後の運営に付いては、どのように取り扱われるのでしょうか、ご教示ください。	入札説明書等において示します。
498	95	第5	10	-	-	民間収益事業	15年間の事業期間が終了した後の「民間収益施設」の取り扱いに関しては、どのように考えたらよろしいのでしょうか。	入札説明書等において示します。
499	95	第5	10	-	-	民間収益事業	15年間の事業期間が終了した後の「民間収益施設」の取り扱いに関しては、どのように考えたらよろしいのでしょうか。	入札説明書等において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
500	95	第5	10	-	-	民間収益事業	民間収益事業の終了時の、土地または施設の返還規定が見当たりませんが、どのような規定となるのかお教えください。	入札説明書等において示します。
501	95	第5	10	-	-	民間収益事業	事業者の提案により建設された収益施設を事業者で所有するとした場合、本PFI事業の終了時点で市に引き渡さなければならぬのでしょうか。そうであるならば、どのような引渡し方法をお考えなのでしょうか。	入札説明書等において示します。
502	95	第5	10	-	-	民間収益事業	分離にて整備した場合、事業終了後も継続して民間収益事業を行なってもよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
503	95	第5	10	-	-	民間収益事業	民間収益施設は、別棟でしょうか、合築でしょうか。	入札説明書等において示します。
504	95	第5	10	-	-	民間収益事業	民間収益施設の業務内容の方向性に就いてお示し頂けますでしょうか。 又業務の途中変更にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。	民間収益施設の業務内容の方向性等の詳細は、入札説明書等において示します。また、事業者は、事業期間内において、市の承諾を得て、民間収益施設の内容を変更することができますこととしています。
505	95	第5	10	-	-	民間収益事業	民間収益施設を作って民間収益事業を行う場合、民間事業者は市から敷地の貸し付けを受けて民間収益施設を建設するという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
506	95	第5	10	-	-	民間収益事業	施設の一部を占有して実施することは可能ですか。その場合の賃借料(レント)はどういう条件ですか。	民間収益施設以外で行う民間収益事業であり、可能です。その場合の条件等は、入札説明書等において示します。
507	95	第5	10	-	-	民間収益事業	民間収益施設をサブリースすることは可能でしょうか。	可能です。
508	95	第5	10	-	-	民間収益事業	事業者が収益施設を整備する場合、当該施設分の地代等に就いてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。	入札説明書等において示します。
509	95	第5	10	-	-	民間収益事業	当該事業を提案するに当たり土地は無償にて利用できるのでしょうか。もし、地代が必要となればどのような基準にて定められるのでしょうか。	入札説明書等において示します。
510	95	第5	10	-	-	民間収益事業	事業者が民間収益事業を行う際、市に支払うべき地代または室料は無償との理解で宜しいのでしょうか。	入札説明書等において示します。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	質問の内容	回答
511	95	第5	10	-	-	民間収益事業	民間収益施設の規模に制限はありますか。	入札説明書等において示します。
512	-	-	一般	-	-	要求水準書	入札公告までの間に設計提案作業を進めることが本件の選定スケジュール上重要であると認識できますが、正式の要求水準書はいつごろ公表されるご予定でしょうか。	正式な要求水準書は、平成17年1月の公表を予定している入札説明書と同時に公表する予定です。

要求水準書(案)に関する意見及び意見への回答

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	意見の内容	回答
1	12	第3	1	(2)	-	耐震性能	構造体 類は防災拠点の仕様になるため 類でも良いのではないかと考えますがいかがでしょうか。	類似施設と同等とし、変更する予定はありません。
2	19	第3	4	(3)	カ	駐車場	駐車場及び駐輪場について、必要駐車台数の与条件があればご提示いただきたい。	要求水準書(案) P.58に記載のとおりです。
3	33	第3	5	(4)	-	イベントルーム	子供のアレルギー-やぜんそくのことを考慮し、仕上げを事業者の提案とさせていただきます。	仕上げについて、「カーペット敷き等(床暖房)とすること。」と変更します。
4	51	第3	7	-	-	舞台設備に関する事項	公平な競争を確保する為、舞台設備に関する仕様・スペック・数量等については、市にご指定いただきたいと考えます。	舞台設備に関しては、事業者の提案に委ねます。
5	52	第3	8	-	-	一般備品に関する事項	同様に、公平な競争を確保する為、一般備品に関しても、グレード・スペック・数量等については、市にご指定いただきたいと考えます。(特に茶室・音楽・映像関連備品)	入札説明書と同時に公表する予定の要求水準書において示します。
	53	第3	8	-	-	ホール機能舞台	・コンサート用グランドピアノ (スタインウェイ) 上記のご指定に対しまして、本件の実施方針並びに要求水準書(案)の趣旨に最もかなう一台として、ヤマハ CF S をご指定に加えていただきたいと存じます。 (意見具申の根拠) 上記意見の具申根拠として、次のポイントをあげご説明申し上げます。尚、この施設が、「宮原地区を中心とした、さいたま市民に、文化活動を行う上での低廉で良好なサービスを提供することを目的としている。」とのことを最大の理由といたしました。 コンサートピアノ使用料を安く設定できる プラザイストのコンサートピアノよりも価格が安いため、利用料も安く設定することが可能。逆に、計画中のピアノは、コンサートピアノの中で、最も高額品であるため利用者の使用料負担増の可能性。(楽器の価格及び使用料から単純比較すると、プラザイストのコンサートピアノ使用料に比べても、1,000円強高くなる可能性があります。)	国内ホールの導入実績より判断しました。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	意見の内容	回答
6							<p>保守・調律費用を安く抑えることが可能 ヤマハ CF Sについては、さいたま市内のヤマハコンサートピアノ調律有資格者により保守・調律が可能。一方、計画中のピアノは、ピアノの基本性能維持のため、納入業者により調律技術者が制限されます。(具体的には東京都内からの派遣)そのため、他のコンサートピアノに比べて、所有者、使用者の保守・調律コスト(技術者出張料を含む)は割高になります。</p> <p>国際コンクールの場合では同等以上の評価 ピアノの持つ音楽表現力・性能により最も厳しい評価が下される、ピアノに関する国際コンクールの場合において、ヤマハ CF Sはその使用実績からも全く同等以上に評価され使用されております。(たとえば、一昨年の第12回チャイコフスキーコンクールの本選では、ヤマハ CF SとD-274の使用者は全く同数であった。)</p> <p>中心となる利用者にとって、最も弾きやすいピアノはヤマハ 日本国内では、ヤマハピアノはきわめて多くのお客様からご愛顧いただき、日常練習の場において慣れ親しんでいただいております。ヤマハ CF Sはその頂点機種であり、ピアノ演奏者の方からは、最も弾き易いピアノであるとともに、商品の高い均質性(ばらつきの無さ)と、音楽表現力を持っていると評価いただいております。一方、計画中のピアノは、演奏の場面で考えるとき、初、中級の演奏者にとっては、演奏表現の難しさ、弾きづらさが指摘されることもあり、利用者の最大多数と想定される市民の皆様にとって使いやすいピアノとは言い辛いかもしれません。以上、よろしくご検討のほどお願い申し上げます。</p> <p>尚、以上の内容に関しまして、ご説明資料もご用意いたしております。本ファイル形式では表現し辛い部分もあります。別途提出は可能でしょうか。ご指示ください。</p>	

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	意見の内容	回答
7	70	第4	7	(3)	ウ	個別業務の要求水準 ゴミ処理業務	「業務により発生した全てのごみ収集し、搬出、処理すること」とありますが、ここでいう処理とは最終処理(施設外に運搬・処理業務)を含まないと理解してよろしいでしょうか。最終処理まで事業者の業務範囲に含まれた場合は、「廃棄物及び清掃に関する法律」により排出事業者(さいたま市)と許可を受けた廃棄物業者が直接契約を行う必要が生じます。したがってSPCが廃棄物処理業の資格を有する必要があるということになるのですが、SPCがこれらの資格を取得するためには、ごみ搬送車や中間処理施設を保有する必要があり現実的ではありません。ごみ処理を事業範囲外として頂きたい。	市が運営する図書館や区役所は、排出者が市になると考えられますので、施設内集積場所から先の運搬・処理については事業者の業務範囲外となります。その他の施設は運営を行う事業者が排出者となりますので、運搬・処理まで事業者で行うとお考えください。
8	75	第5	1	(6)	-	施設仕様規則	本施設が公共施設・公の施設であるという観点から、施設の使用規則については市が決定するべきではないかと考えます。(ご見解をお聞かせください)	事業者は、既存類似施設の施設使用規則を参考に遅くとも運営開始の6ヶ月前までに使用規則(案)を市に提出し、市の確認を受ける必要があります。使用規則(案)の内容によっては、修正・追加等に関する市と事業者との協議等を行います。
9	76	第5	2	(3)	-	施設の利用者の制限	施設の利用者の制限については、市が判断基準を定め、かつ、その基準にしたがって事業者に管理運営させる仕組みの方が適切であると思慮いたします。(この点に関する現段階での方針をお聞かせください)	利用の制限の判断は、条例の定めるところにより「指定管理者」としてのSPCが行うこととなります。具体的な制限事由の判断に当たり、事前に市に相談することは可能です。
10	77	第5	4	(3)	-	各業務の要求水準	コミュニティ機能、ホール機能、芸術創造・ユーモア機能について類似した施設(プラザイースト)の需要動向等をご開示いただけないでしょうか。	「プラザイースト・宮原コミュニティセンター利用状況(平成15年度)」を、さいたま市公式Webサイトで公表していますので、参考にしてください。
11	79 81 85	第5	-	-	-	PR等情報提供業務	コミュニティー機能、ホール機能、芸術創造・ユーモア機能それぞれに広報活動についての記述がありますが、広報業務の多くの部分には政策的判断が必要であると考えられます。よって、広報PR業務については、市が決定し運用するべきではないかと思慮いたします。	事前に市と協議・調整を行いつつ、事業者が広報活動を行い、市が可能な範囲で協力するという方針に変更はありません。
12	85	第5	6	(4)	カ	資料収集業務	文化財的価値があるのかないのか、どの程度あるのか等の判断に関しては市が行うのが適切であると考えます。また、寄贈・寄託を受けるべきかどうかの判断についても市が行うべきであると思われれます。(これらの点につき、ご見解をお聞かせください)	文化財的価値を判断する基準等は、市と協議のうえ事業者が決めてください。寄贈及び寄託を受付ける基準等も同様です。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	意見の内容	回答
13	85	第5	6	(4)	キ	PR等情報提供業務	事業者の活動として「芸術創造・ユーマ資料の積極的な利用を促すこと」とありますが、一部の利用者が法規に抵触するような利用の仕方をする危険性もあり、事業者の負うリスクとしては過大なものになると思われます。(ご見解をお聞かせください)	ご意見のようなケースで、事業者の責による場合のみ事業者のリスクと考えます。
14	88	第5	7	(2)	-	業務における市と事業者の業務分担表	以下の業務内容に関しましては市と事業者が重複している意味をご教示ください。・一般図書の選定、発注に関すること・児童図書の選定、発注に関すること・弁償本・移管図書の受入れに関すること・寄贈資料の受入れに関すること・児童対象の文化事業の開催に関すること	図書館資料選定のためのリストの作成は事業者が行いますが、それをもとに最終的な選定は市が行います。このように、重複する業務内容の記載は、各業務の実際の作業等は事業者が行いますが、最終的な決定等の権限は市にあることを表現しています。
15	88	第5	7	(2)	-	管理担当	図書資料を事業者から購入した場合、図書資料の値段によって提案評価は変わりますか。図書資料の購入金額によって提案の評価が変わらない公平な入札をお願いします。	図書館資料は、市が事業者を通さず直接購入する予定であり、図書館資料の購入金額を事業者が提案する必要はありません。
16	93	第5	8	-	-	自主事業及び共催事業運営業務	自主事業並びに共催事業について実施方針に述べられているように市で定められた使用料を支払うことは当然のことと理解しています。但し、これら事業の開催で生じる収益(収入 - 施設使用料を含むコスト)については、事業提案価額に反映させないようなご配慮をお願いします。そして収益は官民の自己責任において公平に別途配分されることがフェアで望ましいことと考えています。	事業者が主体的に行う自主事業及び共催事業については、事業者の独立採算とし、提案価格に反映させることは想定していません。市が主体的に行う自主事業及び共催事業については、その開催費用をサービス対価に含め、収入は市の収入とします。
17	94	第5	9	(1)	イ	業務内容及び各業務の要求水準	「駐車場の管理運営・駐輪場の管理運営」は、「必要な管理人を配置すること」と記述されていますが、「管理人を配置すること」が要求水準なのでしょうか。管理を行う機能が満足されれば、事業者側が方法を工夫できるように要求水準の記述して頂けないでしょうか。	管理人を常駐させる必要があるかどうかは、事業者の提案内容によって異なるため、事業者の提案に委ねます。
18	95	第5	10	-	-	民間収益事業	民間収益事業のリスクがBTO事業の安定遂行に影響を及ぼさないよう、2つのSPCの設立を検討願いたい。	BTO事業と民間収益事業の実施主体は、一つのSPCとします。
19	95	第5	10	(4)	-	民間収益施設で行う民間収益施設事業	本施設付帯の民間収益事業は、大部分が本施設の利用者であると考えられ、使用料や時間の設定等に本施設に準じる等制約がある場合、民間収益事業の独立採算性は困難と考ます。初期整備費用の負担や、テナント料の無償化等をご検討下さい。	ご意見として承ります。

	頁	大項目	中項目	小項目	カナ番	項目名	意見の内容	回答
20	-	-	-	-	-		各種事業についての市が要求する事業規模が捉えづらくなっているように思われます。事前の要求書においては金額等の事業規模の範囲決めが必要ではないのでしょうか。出来れば建設・維持管理費用と分けた事業費のみのご呈示を戴ければと思います。	ご意見として承ります。
21	-	-	-	-	-		実施方針や要求水準書(案)の中で自主事業や民間収益事業に就きましては、事業者側の提案に対し、予め市側で事前に採用可能性・望ましい分野・事業をご判断・ご選別頂いた方がより公平性が確保され、且つ単なる価格競争に陥ることなく、事業者からの提案力による勝負になるので良いと考えます。他のPFI案件でも例えば「提案プログラム確認書」等にて事前に方向性を絞り込む手続きが取られていることでもありますので、本件におきましても、是非同様の手続きを取って頂けますようご検討の程宜しくお願い致します。	民間収益施設及び民間収益事業の施設内容については、提案前(入札前)に市が確認する予定です。